

本會の昭和十一年度製茶の取扱豫定目標は前記の如く約五十萬貫、内五萬貫を再製加工し全購聯を通じて販賣し、殘餘は市内有力茶商に販賣せんとするのであつて、規定した販賣規程は次の如くであつた。

製茶販賣規程(拔萃)

- 一、本會ニ販賣申込ヲナシタル製茶ハ同時ニ他ノ販賣ニ交渉ヲナサザルモノトス
- 一、販賣ハ本會專屬ノ販賣係ヲ以テ縣内指定商人並ビニ縣外有力購入者ニ對シ現品荷物又ハ見本ニヨリ交渉販賣ヲナスモノトス
- 一、販賣ハ本會ヲ信賴シ指値又ハ敷札等ヲ附セザルコトヲ原則トス
- 但邊隔ノ地ヨリ現品荷物ヲ送付セル場合又ハ荷主ニシテ事務所ニ出頭シ居ル場合ハ販賣希望指値ヲ提示シ得ルモノトス
- 一、價格ハ現品又ハ荷口見本ニヨリ商店庭入指段トス
- 但縣外移出品ニ對スル價格ハ現物荷口所在地渡シトス
- 一、交渉販賣ノ賣約ハ希望指段ニ違セルモノノ内最高指段ノモノトシ同値ノ場合ハ値付早キモノトス
- 一、本會ノ販賣係ノ手ヲ經ズシテ本會ノ指定商人ニ販賣契約ヲナシタル場合賣買兩者ノ希望ニヨリ本會ノ委託販賣トナスコトヲ得ルモノトス
- 一、組合ノ希望ニヨリ本會ノ販賣係ヲシテ本會ノ指定商店以外ノ商店ニ販賣シ得ルモノトス此ノ場合ニ限り本會ハ代金回収ノ責任ヲ負ハザルモノトス
- 一、賣買契約ノ決定ハ凡テ販賣所主任ノ責任ヲ以テ行フモノトス
- 一、賣買契約成立セル製茶ハ即時受渡シヲナスモノトス
- 一、受渡遅延ノ爲破約又ハ値引等ノ事故ヲ生ジ依テ受ケタル損失ハ本會之ヲ負擔セザルモノトス
- 但豫メ三日以内ニ受渡ヲナサントスルモノハ其ノ旨販賣ノ際申シ出ヅルモノトス
- 一、委託品ニシテ商況ノ變動又ハ特別ノ理由ニヨリ販賣出來難キ場合ニハ至急委託者ト協議スルモノトス此ノ場合生ジタル損害ハ本會ニ於テ負擔セザルモノトス
- 一、販賣申込ミ數量ハ二割以内ノ増減ヲ認ムルモノトス

- 一、荷口ト相違シ又ハ受渡後ニ於ケル品質ノ保證ニ付テハ本會其ノ責任ニ任ゼザルモノトス
 - 一、運搬中又ハ受渡完了前ニ於ケル損傷目切等ノ損害ハ本會之ヲ負擔セザルモノトス
 - 一、賣買契約成立セル製茶ニ付販賣歩合金トシテ次ノ金額ヲ委託者ヨリ申受クルモノトス
重量一貫匁ニ付金三錢五厘
- 但第八條第九條第十條ノ販賣委託ニツイテハ重量一貫匁ニ付金四錢

四、茶商各組合の反對

昭和十一年四月新茶期に先ち、本會の製茶取扱方を静岡製茶賣込商組合長大濱平吉、同組合員小野田勇藏二氏に交渉承諾を得、市内茶町二丁目ニ事務所を設け大濱氏を製茶斡旋所主任とした所、市内茶商は一齊に反對を叫び、第一に賣込商組合は四月九日臨時總會を開き、大濱小野田二氏の除名と本會進出反對を決議し、次で四月十日には製茶委託問屋組合が、十一日には静岡内地再製問屋組合が、十四日には縣茶商組合が、それら總會を開き本會の進出に反對すべき決議をなし、静岡茶業青年團も十三日夜總會を開會し、縣購聯の茶市場進出を絶対に認めず其の根絶を期すと宣言し、外は全國茶商に呼掛け、内は商工會議所米穀商等と聯合反産運動をなすべく小山金作外二十名を實行委員として本會排撃撲滅を決議した。

五、商工會議所も參加

此の決議に依り小山氏等實行委員は静岡商工會議所に商權擁護の援助方を陳情し、商工會議所は四月十四日商業部會を開き、米穀、肥料、薪炭商業組合と合流し、縣、主務省、日本商工會議所に陳情に決し、十五日の役員

會で陳情書を決し、清水沼津濱松静岡の四會議所より提出することゝなつた。
當時本縣、茶業組合聯合會議所は事態の重大に鑑み、靜觀の態度を表明した。

六、縣下各地の産組大會

前記茶商等の反産に對抗すべく縣下の組合は起つた、中駿部會管内役職員大會は四月十二日静岡市教育會館に於て開會、緊急動議として「本會の製茶販賣事業支持」を決議し、小笠郡産業組合青年聯盟も同日掛川町元郡役所に總會を開き、同様本會支持邁進を決議し、更に同月二十日掛川町村長會講堂に産業組合茶業者大會を開會、小笠磐田郡七十町村の組合長其他出席、飽迄茶商と戦ふべく、二十萬貫の出荷計畫を、小笠郡二百萬貫、磐田郡百萬貫、計三百萬貫に増加を決議し、ポスター三種十萬枚を作製配布して積極的に進出を決した。

七、對立次第に激化する

静岡市茶商各團體は四月十八日夜市茶業組合に反産運動實行委員會を開き、結束を堅くしたが、静岡市實業組合聯合會も合流し、十九日市公會堂に市内外各郡市茶商、四商工會議所、米穀商其他の組合代表者と共に茶業者大會を開き反産の決議をした。是より對立は逐日尖鋭化し、先づ静岡驛頭の茶業青年團大鐵塔に「打倒縣購聯、守れ茶業の生命線」なる長旗を掲げたを始めとし、「惡魔」「打倒」等の激越な文字を用ひたポスターを軒先電柱に貼り、反産ビラ數萬を配布して氣勢を揚げた、同月二十七日の産業組合合同協議會に於て之を撤去せしむるに決し、當局に交渉の結果本會の手で撤去すべき諒解を得て本會青年隊の手に依つて撤去中、茶町に於て茶商側と衝突し、清水市に於ても同様の騒ぎを演じ、物騒然たるものがあつた。

八、四團體役員會

此の反産運動激化に本會も默視する能はず四月二十七日縣支會、縣信聯、縣産青聯及本會の全役員會を教育會館に招集、緊急役員會を開會し、藤原支會主事の「製茶販賣反對に對し組合は一致支持邁進すべし」と開會の挨拶後、山本勝敏支會理事を議長として議事に入り、伊藤事務より経過を報告し、村松小笠郡主事其他の「製茶進出は組合員の熱望に依るものなれば飽迄勇往せよ」との意見あり、左の目的遂行の決議を行つた。

決 議

産業組合中央會静岡縣支會、静岡縣信用組合聯合會、静岡縣青年聯盟役員一同ハ今回計畫發表セル静岡縣購聯販賣利用組合聯合會ノ製茶取扱方針ヲ支持シ無理解ナル一部茶商等ノ反對ヲ顧慮セズ縣下全生産農家利益擁護ノタメ一致結束静岡縣産業組合ノ全機構ヲ動員シ一路邁進之ガ目的達成ヲ期ス

九、反産商權擁護大會

商權擁護の名の下に、本會の茶市場進出阻止を目的とする茶商其他の團體は、肥料等の組合、商工會議所と合し「縣購聯取扱茶の不賣買同盟」を強調し、反産運動を繼續し、四月二十九日静岡市公會堂に「縣商權擁護大會」を開會した。當日會場の窓より反産各種の長旗を掲げ、參加團體は反産旗を先頭に入場し、中央より眞鍋儀十、服部淺市、渡邊鐵藏三代議士、日本商權擁護聯盟理事長木村増太郎博士の來援あり、午前十時開會、甲賀静岡商工會議所會頭の商權擁護と反産の演説あり、増井縣米穀商組合長を座長として左の宣言を決議し、次で茶商其他の團體は交々反産決議の後左記陳情書提出を決議し、午後木村博士其他の講演あつて閉會した。

産業組合に對する政府の過度なる保護助長政策は其の狀年と共に加重し有ゆる手段有ゆる機會を以て供與せらるゝ特典便益は徒らに産業組合就中購買、販賣組合の急速不自然なる進出を促し加ふるに地方官憲による經營の獎勵、助長は周到至らざるな爲に蒙る我等商工業者の脅威と壓迫とは洵に深刻絶大にして各般の業種今や經營困難の極途に廢業倒産の悲境に沈淪するもの枚擧に遑あらず、此の慘禍にして止まる處なからむか當に都市の存立を危うするのみならず延いて農村自體の衰滅をも招來すべきこと明白なり、然も政府は尙之を以て足れりとせず近く米穀自治管理法を制定して益々産業組合の助長擴充に便し重ねて我等の商權を脅威せむとす、一面本縣に於ける購買販賣組合聯合會に於ては肥料、米穀、木炭を初め幾多日用物資の購入、販賣、配布を實施し最近更に本縣重要産業の製茶及び柑橘に其の手を延ばし來れる等物資配給機構への飽くなき進撃は正に我等業者の生存權を否認するものにして其の行動は最早吾人の拱手忍從を許さざる事態に急迫せり、今にして禍根を爰除するに非ずんば益都市農村の對立を激化し一般思想上に及ぼす影響洵に深憂に堪へざるものあり、



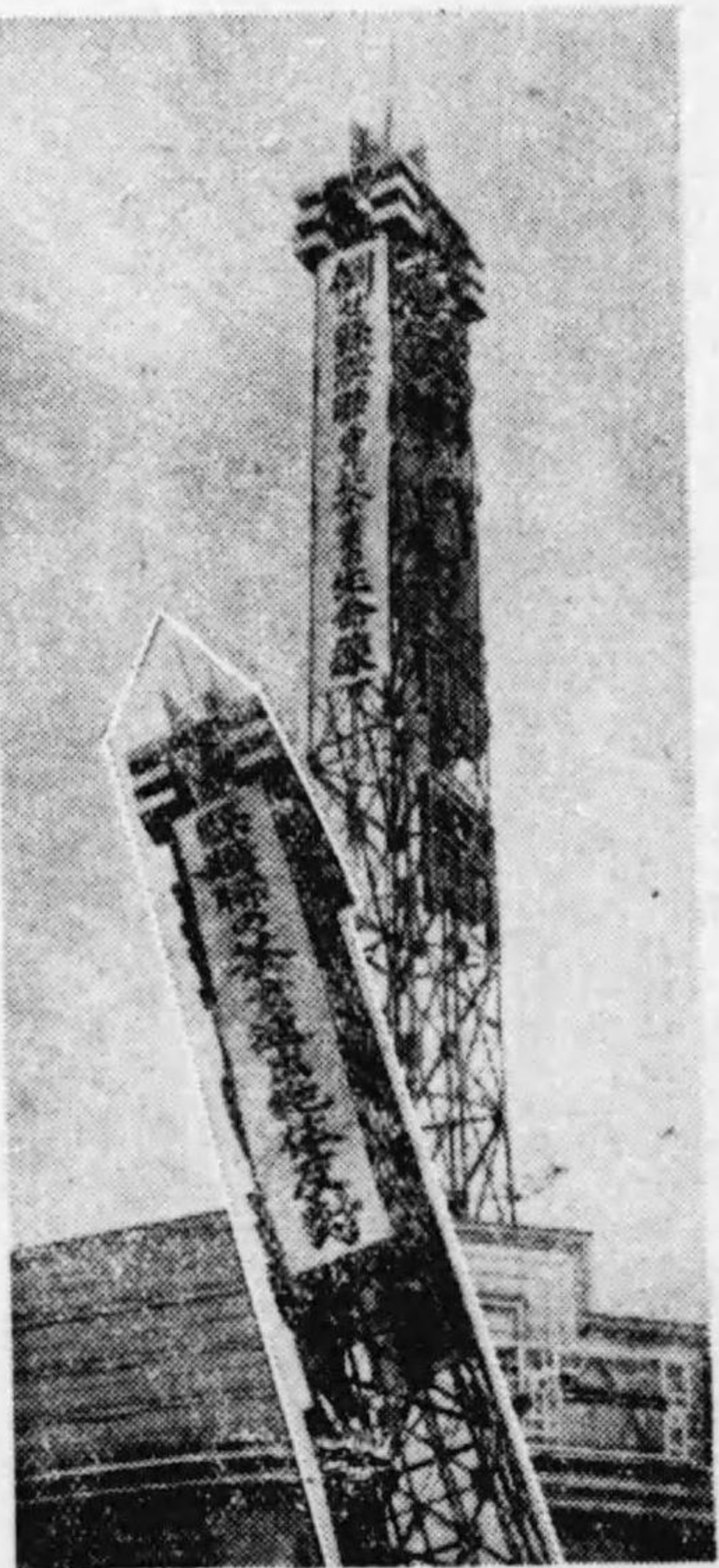
静岡市商會大護場

惟ふに商權擁護運動の開始せられしより茲に三年有半其の間吾人は何等積極的の野望を懷かず全く止むなきに出でたる生存自衛の行動あるのみ、今や商權は將に果卵の危機に瀕し我等商工業者存亡興廢の秋目睫に迫る、茲に利害休戚を同じうする縣下十團體を糾合して縣下反産商權擁護大會を開催し益其の結束を堅め偏狹不當なる政策の是正に邁進し以て我等の正當なる權益の確保を誓ふ

陳情書

政府當局の産業組合に對する保護助長政策は同組合就中購買、販賣組合或は聯合會等の急激失當なる進出を促進し爲に吾人商工業者の蒙る脅威と壓迫とは愈々深刻慘狀を極め爲めに衰滅の危機に瀕し、勢の趨く處遂には社會の中堅階級たる中小商工業者の衰亡を招來するの外なく、今にして之が是正緩和の方策を講ぜざるに於ては益窮迫悲境に沈淪する商工業者の廢業倒産するもの策出し延いては都市の衰亡を免れず、事茲に至らんか如何に産業組合至上主義を以てするも農村のみ獨り其の繁榮を望む能はざること蓋し多言を要せざるべく、斯くては國家存立上の見地よりも前途洵に寒心に堪へざる次第に有之候間、冀くば左記各項に付何卒深甚の御詮議御高配を仰度茲に本商權擁護大會の開催に當り參加十團體五千名の決議を以て此段及陳情候也

- 一、産業組合、就中購買及販賣組合に對する國費地方費の補給、其の他政府の適當なる保護助長の撤廢
- 一、購買、販賣組合及其の聯合會の職分活動に對する嚴正なる監督取締



静岡市商會大護場

- 一、購買、販賣組合聯合會に對し商工業者と同等なる租税公課の賦課
 - 一、購買、販賣組合及聯合會の事業に官憲の助力關與の禁止
 - 一、全國購買、販賣組合聯合會、縣購買販賣組合聯合會の廢止
 - 一、米穀自治管理法案の議會提出の阻止
- 昭和十一年四月廿八日

静岡縣商權擁護大會

- 静岡縣茶商組合
 - 組長 尾崎元次郎
- 静岡縣米穀商組合聯合會
 - 會長 増井慶太郎
- 静岡縣木炭商聯合會
 - 會長 鳥居保一
- 静岡縣肥料商組合聯合會
 - 會長 杉山周藏
- 静岡縣柑橘商組合聯合會
 - 代表 佐藤覺次郎
- 静岡縣商工團體聯合會
 - 會長 大村清次
- 沼津商工會議所
 - 會頭 杉山周藏
- 清水同
 - 鈴木與平
- 濱松同
 - 鈴木幸作
- 静岡同
 - 甲賀菊太郎

總理大臣、商工大臣、農林大臣、大藏大臣、陸軍大臣、海軍大臣、本縣出身勲選議員、同貴族院議員、同衆議院議員、立憲民政黨本部、同政友會本部、本縣知事宛

一〇、縣產組青年聯盟大會

四月二十八日の反産商權擁護大會に次いで翌二十九日縣下産業組合青年聯盟大會を静岡市若竹座に於て開會した。來賓盟友約一千數百、午前聯盟の諸問題を討議し、午後は一般に公開して農民大會とし、製茶問題を檢討論議の結束、一致結束して其の目的貫徹に堂々と進むことになつた。

當日會場には「國を擧げて産業組合を支持せよ」「反産の盲動を撃滅せよ」「多年の要求だ、茶は購聯へ出せ」「農民の生産販賣權を確立せよ」「農權を伸長せよ」などのスローガンが高く掲げられた。午前十時三十分開會と云ふに、八時三十分には早くも來會者を見、十時には一千餘の會衆は「産青聯大會」「茶は絶對購聯へ」のマークを胸に付けて入場し、さしも廣き場内も立錐の餘地も無かつた。來賓には農林事務官蓮池公咲氏、縣産業組合課長千野恒雄氏、産業組合中央會主事金井滿氏、關東中央機關産青聯委員長片山晴雄氏、縣會議員加藤弘造氏、縣信聯會長森田豊壽氏、同専務堀池潔氏、等であつたが、十時五十分千石聯盟常任幹事が開會を宣すれば、日程に入るに先つて、伊藤幹事長は辭して藤原新幹事長が就任せる旨を紹介し、藤原氏の挨拶あり、それより全員起立國歌を合唱し、藤原幹事長開會の挨拶を述べ、來賓金井中央會主事、安達全國聯合書記の祝辭あり、加藤縣會議員は反産運動の誤謬を指摘して本會を激勵し、賀茂郡部會小澤主事本大會の意義を強調した後、各方面よりの祝辭、祝電を披露し、終つて藤原幹事長を議長として協議に入り「昭和十一年度に於て本縣産青聯運動を一層充實促進せしむる方策如何」を上程し、其の對策通り決議をして正午休憩す。

午後は製茶問題に入るので一般の公正なる批判を求むべく公開し、零時四十分再開し、藤原幹事長は「製茶販賣問題」を上程し、千石聯盟幹事は「本大會を開會して是を討議するに至るまでの経過」を詳説し、左記決議案を朗讀す、次で大橋購聯主事は「縣購聯が製茶を取扱ふに至れる経過より、茶商等と折衝の顛末、反産紛争の實

多年の要望だ
茶は組合へ出せ

取引改善は
先づ數量の統制

今年から茶は
村の組合へ

縣購聯製茶販賣會
縣購聯製茶販賣會
縣購聯製茶販賣會

本會配布の各々種小のラビ

で協議を終了して講演に移り、蓮池農林事務官の「産業組合の積極運動の國民經濟的意義」なる講演あり、午後四時終了、藤原幹事長の閉會の挨拶後、「恐慌の嵐」を合唱し、萬歳を三唱して散會した。

宣言

本縣下茶園が此處數年來年々荒廢ノ度ヲ加ヘツ、アルハ蔽ヒ難キ事實ニシテ茶園ノ荒廢ハ即チ茶生産農家ノ苦境ヲ物語ルモノナリ
明治初年以來静岡茶商ガ内地販路ノ開拓ニ海外輸出ノ伸張ニ本縣茶業發達ノ爲至大ノ貢獻ヲナセルハ吾等モ等シク認ムルトコロナリ、然シ乍ラ此ノ間生産農家ノ拂ヒタル犠牲モ絶大ナルモノアルハ茶ヲ取扱タル産業組合ニテ代金不拂ノ災厄ヲ經驗セザルモノ無キ事實ニ徴シテモ明カナリ
而シテ今ヤ吾國經濟界ノ大勢ハ舊弊ヲ刷新シテ機構ノ合理化ニ邁進シツ、アリ本縣茶業ガ多年ノ全國ニ優越セル地步ヲ維持セントスルニハ速ニ大勢ヲ洞察シテ時代ニ適應セル機構ヲ確立スルノ急務ナルハ言フ俟タズ縣購聯ノ製茶事業開始ノ精神モ實ニ此處ニアリ、而モ縣購聯ハ静岡茶市場多年ノ傳統ト慣習ヲ尊重シ茶商諸團體ト相提携シテ漸進的ニ本縣茶業界ノ改善向上ヲ圖ラントセリ
然ルニ一部茶商諸君ハ時代ノ大勢ト縣購聯事業開始ノ精神ヲ理解スル能ハズ猛烈反産運動ヲ展開シ遂ニ全茶商此ノ渦中ニ卷込マル、ニ列レリ、吾等ハ縣下四市商工會議所ヲ中心トスル昨廿八日ノ反産大會ガ「打倒縣購聯」「惡魔ノ如キ縣購聯」ト怒號スルモ敢テ意トスルモノニアラズ
然シ乍ラ時代ノ動向ハ木ノ低キニツクガ如シ、吾等ハ茶商諸君ガ時代ノ大勢ト本縣茶業ノ現狀ニ自覺シ生産者ノ代表タル産業組合ト相携ヘテ本縣茶業ノ改善向上ニ邁進サレンコトヲ希フト同時ニ苟モ生産農家ノ權益伸張ヲ念トスル産業組合運動ノ進展ヲ妨害セントスルガ如キ官動ニ對シテハ斷乎トシテ之ガ徹底的擊滅ヲナスコトヲコ、ニ宣言ス
昭和十一年四月二十九日

静岡縣産青聯大會

決議

今回縣購聯ガ開始シタル製茶販賣事業ハ町村組合多年ノ熱望ニ基クモノニシテ本縣茶業ノ改善向上ト茶生産農家ノ苦境打開ハコゾ一途ニ懸ル所ナリ

然モ縣購聯ハ静岡茶市場多年ノ傳統ヲ尊重シ最モ穩健ニ茶商ト相提携協調シテ之ガ事業ノ遂行ヲ企圖セリ、然ルニ茶商諸團體ハ之ヲ好機トシテ猛然反産運動ヲ展開シ遂ニ「打倒縣購聯」「惡魔ノ如キ縣購聯」ト怒號スルニ到レリ之實ニ全農民ヲ敵トシ打倒産業組合ヲ呼號スルモノニシテコト此處ニ至リテハ吾等斷ジテ默視スル能ハズ

- 一、盟友ハ今回ノ事件ノ真相ト購聯製茶事業開始ノ意義ヲ組合員ハ勿論全農民ニ徹底セシメ全縣下農民舉ツテ産業組合製茶事業進出ヲ支持セシムルコト
 - 二、盟友ハ今回ノ事件ノ真相ヲ闡明シ縣農會始メ全農村友誼團體ノ協力ヲ求ムルト共ニ一般社會ノ公正ナル輿論ヲ喚起スルコト
 - 三、盟友ハ茶生産地特ニ小笠茶産地ニ於テハ強力ナル組織ト行動トヲ以テ一葉モ殘サズ縣購聯ヘ出荷セシムルコト
 - 四、盟友ハ縣購聯取扱製茶ノ販賣ニ付テ全國關係團體ノ協力ニ依リ死力ヲ盡シ縣購聯ニ協力萬違算ナキヲ期スルコト
- 昭和十一年四月二十九日

静岡縣産業組合青年聯盟大會

一、静岡新報社座談會

静岡新報社は此の抗争に對し、兩者の意見を聽いて一般の批判に資すべく、四月二十八日反産側を、二十九日は産業組合側を静岡市公會堂に招き座談會を開いた。二十八日の出席者は茶業青年團長小山金作氏外、縣米穀、木炭、柑橘、商工團體聯合會長役員、四商工會議所代表約十七名、二十九日は本會伊藤、岩間専務、藤原支會主事、堀池縣信聯専務其の他十二名、各其の主張を述べた。茶商側は産組が茶商の領域を犯すは怪しからぬ。殊に素人の縣購聯が取扱つてもダメで、假りに商人に代つても販路維持は出來ず、且つ産組の方が中間搾取が多い。

と云ふのであり、本會側の述ぶる所は

組合員の生産した茶を本會が取扱ふは合理的である。取引上の悪弊は猶殘されてゐる。徐々に矯正したく、製茶に關する技術は本會でも眞剣に習得して居り、且つ製茶を本會が獨占せんとする如き意志無きは勿論、從來の機構と協調茶業の發達を圖らんとするに在る。

と云ふのであつた。

一、販路開拓運動

茶商の總買止めに遭遇した本會では反産抗争に對所して販路開拓に力を注ぎ、伊藤専務は四月二十七日上京、同日全購聯事務所に開會の東北六縣購聯主任會議、二十八日開會の關東十一府縣の同會議に出席し、本縣の製茶事情を報告し、其の販路に援助を求めて、其の激勵支持を受け、二十九日には東北六縣の縣購聯に約百五十貫の新茶を發送し、陸軍省糧秣廠との交渉も成立した。更に五月十二日午後全購聯と打合後本會に販賣打合會を開き、全國を左の九班に分ちて、其の府縣産業組合に協力を求めて販賣する事に決し、同夜より次々に出發し、何れも多大の成功を収めた。

- 第一班 田中 芳男幹事 (山梨、長野、新潟、群馬、埼玉)
- 第二班 藤下 三作幹事 (神奈川、東京、千葉、茨城、栃木)
- 第三班 鎌田 高志幹事 (福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形)
- 第四班 林 令 三幹事 (北海道)
- 第五班 花崎 隆一幹事 (愛知、岐阜、富山、石川、福井、三重)
- 第六班 中島長一郎幹事 (滋賀、大阪、奈良、和歌山、兵庫)
- 第七班 杉山 米作幹事 (徳島、香川、愛媛、岡山)

第八班 鈴木松二幹事 (鳥取、島根、山口、廣島)
第九班 鈴木茂吉幹事 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分)

三五四

一三、大會後稍鎮靜

産業組合、茶商の各大會後は茶商側は二十八日の新茶初取引が二十九日に延期されたりして、各自其の營業に専心する爲四月末日以來双方稍冷靜に還つた。五月四日より縣信聯は購聯役員の個人保證の下に茶業資金の貸出を開始して資金の潤澤を圖り、小笠郡を始めとして各産地組合の結束に依つて取扱數量は豫定より増加の見込となつたので、本會は四日清水市の本所に、八日には静岡市に製茶乾燥設備を設けて、取扱茶の處理に萬全を期した。

一四、情報宣傳等配布

縣産青聯では五月早々茶出廻りに際するや「私のうちでは全部組合へ出します」他二種の色刷り傳單二萬五千枚を産地に配布し、十二日には再び「勝敗は最後まで、商人の高値につられるな」他一種の色刷り傳單を前回同様配布し、續いて十三日には新茶配給全國宣傳隊の活動と呼應し「全國の盟友に訴ふ」なるリーフレット二萬枚を全國に送り同時に縣内産地青年に對し「青年に訴ふ」なるリーフレット二萬枚を配布した。尙連日宣傳情報部ニユース(日報)を發行縣下並全國に對する情報の速知と連絡に當つた。

猶ほ縣産青聯は「産業組合通信」を通じて最初より紛争に至れる、本會の態度より、其後の彼我の狀況を詳報し、必要に際しては臨時増刊を發して是を報道すると共に、組合員を激勵して結束を圖るに努めたが、和解成

立後も其の手を緩めず、五月三十日の同紙には一面全部を「再び青年諸君に訴ふ」として、和解の真相より今後も猶結束を固うして進み、本運動目的達成に全力を傾注せられんことを訴へた。

一五、取扱目標増加とB A商會

抗争に對して産組中央機關の支持決議により本會は五月七日午後緊急役員會を開き茶業に關しては常務役員に總てを委任し常務役員は今後の方針として

- 一、全販聯の配給は五萬貫の豫定を三十萬貫に増加し本年度の茶取扱目標五十萬貫を百萬貫内外とする
- 一、茶取扱を専任とし本部を静岡市茶町に置く
- 一、茶取扱は一兩年間は缺損を見ても將來のため抛棄しない
- 一、新設の茶業本部には宣傳、情報、統制事業の各部を置く

其の他を決定し持久戦の覺悟で布陣することになった。同日貿易業者B A商會池田謙藏氏は全茶商の反對を押し切つて縣購聯の製茶を取引するに決したので、販路開拓に有力なる一路が開かれた。

一六、抗争和解成立す

四月九日茶商側が無言の宣戦以來抗争は表面化し、同二十九日の本會側、二十八日の茶商側の大會後は各自商談に多忙となり、亢奮も次第に鎮靜し、B A商會が本會と取引開始をきつかけに、取引希望者續出し、茶商陣營に龜裂を生じた。

本縣廳、茶業組合中央會議所、本縣茶業組合聯合會議所幹部も、此の抗争は本縣茶業の發展上憂慮すべきもの

三五五

として、相互の主張を聴取し、苟かに調停の機を窺つてゐたが、前記市場の空氣に察して、本縣知事は五月二十日午後十時を期し、兩者に知事室に參集を達した。然るに茶商側は同日夕より開會した協議會に於ける意見區々にして纏まらず、二十一日午前三時に至りて、漸く從來の經緯感情を水に流し、静岡茶進展の爲に調停に應ずべく意見の一致を見たので、此の旨を電話にて縣知事室に待機中の多湖經濟部長に通告し、部長は齋藤知事及び安田屋旅館に在る産業組合側の幹部に電話して出席を求め、三時十分茶商側が、次で産業組合側が知事室に參集した。出席者は

産業組合側

(縣勝聯) 榛葉會長、伊藤、岩間兩專務、森田、角替兩理事、望月顧問、大橋、石川兩主事(産組中央會) 林主事補(縣支會) 藤原主事、(縣信聯) 三井專務(産青聯) 林、千石兩幹事(小笠茶販賣協會) 大石理事

茶商側

尾崎縣茶商組合長、小山、吉川、石川、山本、青野各組合長

調停者側

静岡縣知事齋藤樹、茶業組合中央會頭中村圓一郎、原崎静岡縣茶業組合聯合會議所副會頭(會頭代理)、三橋茶業中央會理事、宮本縣聯合會理事

官廳側立會

多湖經濟部長、千野産組課長、手島農務課長、高橋農林主事補(産組課) 伴野(農務課)

窓外には夜色猶残りて寂たる午前三時五十分、此の室のみ煌々たる電燈下に、多湖經濟部長調停會を開く旨を述べれば齋藤知事は起つて左の挨拶をした。

本日の調停者たる知事、茶業組合中央會頭中村圓一郎氏縣茶業組合聯合會議所會頭山口忠五郎氏の三人を代表して私から一言申上げたいと存じます、最近本縣に於て静岡縣購買販賣利用組合聯合會と茶商組合との間に製茶の取扱に關係して問題が

起りましたことは、縣の重要産業のため、又外國貿易の振興の上から甚だ遺憾とし痛心して參つたのであります。然るに今回中村、山口の兩會頭、縣當局の忠告を入れ茶商組合に於かれても、又聯合會(購販聯)に於かれても、本縣重要物産の將來を考へられ、從來の經路其の他一切を水に流し、本縣茶業進展の爲協調致されることと相成り、格別むづかしい條件も無く、其の時々に応じて仕事の分擔と連絡とに努むる様な御考へを以て、此處に目出度一切を水に流し協調せられましたことを非常に喜ぶものであります、茶商組合と聯合會に於かれても、其の本來の使命の爲め、御盡力になることと思ひます、今後は一切の感情を水に流し、お互の立場を良く理解し合ひ、共同の立場に於て茶業進展の爲め御盡力あらんことを願ふ次第で御座います。

是に對し尾崎市茶業組合長は

今回茶業者自から商權を守るといふ事から色々な行動をなし縣購販聯にも反抗的態度を取つたが知事を初め各方面の方々が非常に心配され忠告を頂きこゝに兩者互に和協してその分を守つて茶業の將來の爲め進む事になつたのは誠に喜びに堪へない、今日の調停者の趣旨を汲み從來の行きが、り感情は此の際一切清算する事を私も甚ながら見守つて行き度い。

と述べ、次いで本會側として榛葉會長は

茶業の取引問題に關したまゝ茶商諸君と我々との間に意志の疏通を缺き重大化したのは遺憾であつた、今回三氏の懇切なる忠告に依り借和し、共に茶業界の爲め手を取つて進む事が出来るのは同慶の至りだ、購販聯が茶取引に従事する事は、生産組合多年の要望であつたが、事重大な爲め躊躇し、今日に至つたのだ、本年系統組合の要望で茶商と購販聯し購販事業をしたいと思つたのだが、意志の疏通を缺き憂慮すべき事態を起したのは重要物産並に貿易産業の前途に多大な不安憂慮を來したのだが、こゝに各位の協調に依つて圓滿解決し茶業の改善進歩に寄與したのは謹んで各位に感謝する、特に茶商人の諸君に申上げ度い事は諸君と相携へ協力して進み度いと思つたのであるが却つて不安を與へる事になつたのは甚だ遺憾で之れは我々の意志ではない。

と誠意を披瀝し、中村中央會頭も縣茶業進展の爲め圓滿解決したのは喜びに堪へないと感謝の言葉があり、こゝに兩者白紙を以て解決した、時に曉天白む四時十分、それより關係者は浮月樓に於て手打ちの祝盃を擧げたが、

解決至難と豫想された兩者の鬭争が茶業振興といふ大乗的見地から斯く早急に調停者の意を容れ和解の場面を展開したのは茶業發展の爲に慶賀に堪へない。此の解決に對し同日左の共同聲明書を發表した。

聲 明 書

茶は本縣重要産業の一にして且本邦輸出貿易上に主要の地位にあり、従つて新業の圓滿なる發達を期する事は茶業關係者全體の重大なる責務なりと信ず、われ等こゝに鑑み靜岡縣知事齋藤樹閣下茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎氏靜岡縣茶業組合聯合會議所會頭山口忠五郎氏の勸説を容れ今後偕和協調し以て茶業界の進展のために努力すべし
右共同聲明す

昭和十一年五月廿一日

保證責任靜岡縣販利用組合聯合會 靜岡縣茶商組合 同再製同盟組合 同内地間屋組合 同内地茶再製組合 同製茶間屋組合 同製茶賣込商組合 同製茶仲繼商組合 同茶業協會

右聲明發表と共に榛葉本會々長、小山内地製茶間屋組合長は新聞記者等に左の談話を爲して所信を發表した。

榛葉本會々長

本會は産地組合多年の熱望に促されて今年から製茶販賣事業を開始したのでありますが固より茶商諸君と相提携協調して本縣茶業の改善向上を圖らんとしたのでありまして何等他意なかつた事は今日まで屢々申上げた通りであります、然るに双方十分な意思の疏通を缺きました爲めに圖らずも産業組合側と茶商諸君の側と相對立抗争する様な事態を生じましたことは甚だ遺憾なことであります。

申すまでもなく茶業は本縣の重要産業であるのみならず、吾國の重要輸出産業でありまして新業に携るものが擧げて協力一致その發達に努力すべきは當然のことであり、殊に多年の歴史を有し本邦茶業の盛衰を支配する本縣茶業が最近稍不振の兆を示せる今日一層この感を深くするのあります。

斯る情勢に思ひを致しまして本日靜岡縣知事齋藤樹閣下を始め茶業組合中央會議所會頭中村圓一郎氏、本縣茶業組合聯合會議所會頭山口忠五郎氏の調停に依り茶商諸君と産業組合が釋然として各々其の使命を發揮しつゝ本縣産業の向上發達に協力致すことになりましたことは本縣茶業の爲めには勿論邦家の爲め慶びに堪へない次第であります。

今回調停の勞をとられた方々に深く謝意を表すると共に縣下生産農家の經濟機關たる本會の使命に鑑み一層自奮自勵精進せんことを申上ぐる次第であります。

一七、十二年の圓滿解決

縣知事其の上記調停解決後も双方共に割り切れないものが残されてゐるので、茶業組合中央會議所、靜岡縣茶業組合聯合會議所は翌昭和十二年は根本的に一切の解決をすべく二月以來斡旋する所あり、本會は茶商側と數次に互つて會合懇談し、三月五日會談の結果協調成立し、左記覺書を作製し、是に依つて邁進することになつた。

覺 書

- 一、縣購聯及茶商ハ善良ナル市場習慣ヲ尊重シ隔意ナキ取引ヲ行ヒ市場ノ明朗ヲ期スルコト
 - 二、縣購聯ノ荒茶取扱數量ハ一ヶ年四十萬貫程度トスルコト
 - 三、縣購聯製茶加工數量ハ全購聯及官廳方面ヘノ供給ヲ主トシ前項取扱數量ノ内十五萬貫以内トスルコト
 - 四、縣購聯ハ原則トシテ貿易向再製加工及輸出ヲナサマルコト
 - 五、縣購聯及茶商間ノ融和ヲ圖リ双方ノ連絡協調ヲナス爲經濟部長及茶業組合聯合會議所會頭監督ノ下ニ縣購聯側三名及茶商側三名ノ委員ヲ置キ本覺書ノ實行ヲ期スルコト
- 本覺書五通ヲ作製シ双方代表者及立會人各一通宛ヲ所持スルモノトス

一八、解決後の本會茶業部



本會茶業部 理事 石川新一郎 氏
本會茶業部 理事 石川新一郎 氏

茶商側との確執も圓滿に解決し、一方約十五萬圓を投じて新築した静岡市神明町の製茶部も新茶期前に竣工したので、陣容、設備を整へて、愈々新茶期より全力を傾注することに決し、昭和十二年四月製茶販賣方針、販賣事業要項、荒茶委託販賣方法、荒茶買取販賣方法等を左の如く決定發表した。

主任 主事 大橋卓△ 第一部長 主事 石川新一郎△ 第二部長 主事 志波義輔△ 販賣係 主事 補阿形悦治△ 全購係 技手 芹澤融治△ 計理書 記 石原七郎△ 計算書記 望月光一郎△ 會計 樽松煉二△ 記帳 矢入基順、山下伊佐雄△ 工場長 築地周一△ 小口係 石川善吉△ 幹旋係 杉山政吉

今年の製茶販賣方針

昨年度に於ける製茶販賣事業は殆んど反産運動の重圍の中に終始した爲め、圓滿なる事業の遂行困難にして悪戦苦闘を重ね多大なる犠牲を拂つた、而しながら一面又尊き體驗を收獲し第一年を終へた。

本年度は曩に茶市場との協議成立し圓滿なる取引をなし得るに到つた、本會も亦巨費を投じて新たに製茶再製工場を建築し愈々茲に第二年度を迎へ大體次の方針により事業の運営をなさんとするものである。

- 一、茶市場の明朗、取引の圓滿を期する様特に留意すること。
- 二、經營の堅實を圖ると共に取引上過失を生ぜしめざること。

- 三、事業の收結に留意し、將來發展の基礎を作ること。
 - 四、陣容の整備をなし、事業に精進し技術の優秀、能率の向上を計ること。
- 系統組織機關との連絡協調を圖り事業の圓滿なる發達を企圖すること。

製茶販賣事業要項

- 一、取扱計畫數量 四十萬貫
- 二、取扱茶の種類 綠茶、番茶、紅茶、グリ茶、再製加工製茶
- 三、取扱の種類
 - (イ) 荒茶委託販賣
 - 一、概ね幹旋の形式によるもの
 - 二、買取販賣をなすもの
 - (ロ) 加工販賣 再製加工をなし銘柄を付し販賣するもの
- 四、販路 荒茶委託販賣に於ては静岡市を主とし縣内其他茶商とす
加工販賣に於ては全購係を主とし官廳、軍部其他とす
- 五、販賣 荒茶委託販賣に於ては迅速確實を旨とし、高價に販賣すると共に代金回収に特に留意し行ふこと
加工販賣に於ては消費者の嗜好を捉へ不漸の販賣に努力し確實なる販路の獲得に努むること
- 六、加工技術 茶の特性に鑑み各種の加工技術を重要視し製茶再製工場を新設し技術者を招聘し職工の熟練と相俟つて製品の優秀なるを期せんとす
- 七、經營の堅實 順次經營の堅實、安定を計るため本年度に於ては特に留意し積極的に事業を行ふと雖も終結を顧慮し有效適切冗費の節約に努むること
- 八、陣容の整備 本年度の茶業部職員別記の通り
- 九、産地統制 縣下全般に亘り普遍的に取扱をなすものとし、市場の情勢及び事務の整頓を顧慮し之れをなすものとする

支會、信聯、縣廳と協力すると共に茶業組合、農會等との連絡を圖ること

三六二

荒茶委託販賣方法

所屬町村産業組合取扱に係る販賣荒茶を其の儘静岡市及縣内茶商に販賣をなす方法次の通りとす。

- 一、販賣茶の種類 綠茶、番茶、紅茶、グリ茶
 - 二、取扱方法の種類 委託扱―概ね幹旋の形式大口荷（買取扱―別記の方法によること）
 - 三、販賣先 静岡市並に縣内茶商
 - 四、取扱場所 静岡市神明町十二番地「縣購聯」静岡製茶販賣所
 - 五、販賣の申込 見本又は現品荷物に次の事項を記入し申込むこと
一、組合名（又はマーク）
一、荷印（又通計番號）
一、製造月日
一、數量
 - イ、送付につきましては荷造りを嚴重にすること
 - ロ、見本は同一荷印に付三本を標準とす
 - ハ、見本と荷口とは絶對に同一たること
 - ニ、見本の配布は必ず當販賣所に於てなすこと
（列車中又は途中に於て配布せざること）
 - ホ、見本は早朝提出のこと（午前六時―午後四時從業）
- 六、販賣 販賣は市中一般賣込商又は本會使用人をして之に當らしむ販賣先及賣込商に付希望あるものは豫め申出づること
- イ、値段の決定は本會と荷主に於て決定するものとす
但し事前に本會の諒解を得たるものは此の限りに非ず

ロ、値段は販賣先商店庭入値段とす
ハ、賣買決定せば直ちに組合に賣買通知を爲す
但し通知書により雙方値段の相違を發見したる時は迅速に申出で之が解決をなすこと

七、受渡

- 賣買成立したるものは速に受渡をなすこと
- イ、見本と現品との相違、期日遅延、其他出荷者に於て負ふべき事故發生したる時は契約を解除し又は訂正することあるべし之に依つて生じたる損害は出荷者の負擔とす
- ロ、粉引は現品に付公平に定む
- ハ、受渡の指圖は本會に於てなすものとす
- ニ、受渡數量は販賣申込數量に對し一割以内の増減たること
- ホ、送狀は各荷口別に添付し荷札の出荷者名と送狀面の出荷者名と同一たること
- ヘ、商店庭入迄の運賃諸掛は出荷者の負擔とし送狀に「届先迄運賃元拂」と明記又は捺印すること
- ト、商談成立以前に現品を發送する場合は送狀及エフの宛名は記名せざること
但し送り付荷物に付ては本會宛名たること
- チ、商談成立後に現品を發送する場合は送狀及エフの宛名は販賣先たること

八、代金支拂

- 受渡完了後商店より速に代金を回収し信聯小切手又は同當座口決済を以て支拂をなすものとす
- イ、販賣代金は歩合金、諸掛り、立替金等を控除し精算するものとす
- ロ、販賣代金の假渡金が必要とする組合は買主商店の「荷物受取證」を持參し請求をなすこと
- ハ、前項假渡金は販賣代金の八割以内たること
- ニ、前項假渡金は本會振出手形を以てし支拂期日は商店入金期日とす
- ホ、右手形によらざるものは假渡金利息として日歩一錢五厘を申受くること

九、販賣歩合及控除金

- 一、歩 引（商店） 總金額に付三分五厘
- 二、荷票料（會議所） 一貫匁に付四錢

三六三

- 三、口 錢(商店) 一貫匁に付二錢五厘(但しB A商會三錢五厘)
- 四、歩合金(本會) 一貫匁に付一錢
- 十、製茶資金 資金を必要とする組合は信聯資金の融通を受くるものとす
- 十一、雜件
 - イ、送り付荷物に對しては本會規定の送狀及エフを希望により配付するに付申込むこと
 - ロ、出荷者の使用せる市外電話料金は出荷者の負擔とし後日徴收するものとす
 - ハ、空大袋は賣込人及出荷者に於て整理すること
 - ニ、「荷物受取證」「希望商店申込書」用紙は本販賣所に於て配布す
 - ホ、信聯の業務時間の件

荒茶買取販賣方法

概ね小口又は送り付荷物にして其の儘の荷口にて市中に斡旋販賣をなし難きものは荷口毎に目割審査をなし之を買取り等級を分け「合」し直ちに市中に販賣するものとす。

- 一、名稱 買取抜部
- 一、取扱場所 静岡市神明町十二番地 縣購聯製茶販賣所 電話三五一四、二八九一、四一三
- 二、販賣の受付 所屬産業組合たること、但し所屬産業組合の許可證ある個人も取扱ふものとす
- 一、販賣の申込 無條件委託による現品送付により申込をなすもの及現品又は見本を持參し販賣の申込みをなすものとす
 - イ、送り付荷物に付すべき送狀及荷札は別記の如く記入すること
 - ロ、現品又は見本を持參するものありては別記の如き事項を記入したる木札又は厚紙を添付すること
- 一、買取り 何れの荷物に於ても公平に評價し買取りをなし之れを市中に販賣するものとす
 - イ、無條件委託販賣を主旨とし價格の決定をなす
 - ロ、掛引又は販賣取消等をなさないこと

- ハ、荷口多數に付値押しに時を要せざること
 - ニ、値段は本會工場値段とす
 - ホ、賣買決定せば直ちに賣買通知書を發行す
- 此の場合個人の直接持參者によりては個人に通知書を發行することあるべし
- 一、受渡 賣買成立したるものは直ちに本會工場に於て受渡をなす事
 - イ、粉引は現品に付公平に定む
 - ロ、風袋、正味重量は正確になすこと
 - ハ、買取り送り付荷物の「送狀」「荷札」は前記の通りとす
 - ニ、持參者荷物にありては前記の木札又は厚紙を添付する事
 - 一、代金支拂 受渡完了せる買取茶の代金は現金を原則とし支拂をなすものとす
 - イ、販賣代金は歩合金、諸掛り、立替金等を控除し精算するものとす
 - ロ、代金の支拂は何れの場合に於ても所屬産業組合にするを以て原則とす
 - 但し個人による出荷者に直接支拂をなす場合に於ても豫め組合の承認書を本會に提出せしむるものとす
 - ハ、本會の都合に依り(事務の多忙等)内金渡をなす場合あり
 - 但し此の場合に於て金利を徴せず
 - 一、販賣歩合金及控除金
 - 一、歩引 三分五厘
 - 一、荷票料 一貫匁に付四錢
 - 一、口 錢 一貫匁に付二錢五厘
 - 一、歩合金 一貫匁に付一錢
 - 一、雜件
 - イ、木札は本會に於て準備するも不足の場合は個人に作製せしめ組合に於て印せられたし
 - ロ、木札の裏面の用紙は本會に於て用意するに付希望者は申込むこと

- ハ、出荷者の使用せる電話料金は後日徴収するに付御承相成度し
- ニ、運賃先拂等に送り付けたる場合は立替金として精算の際差引くものとす
- ホ、大海袋又は木箱を出荷者に返送する場合に於ける運賃は出荷者の負擔とす

第二節 輸出蜜柑及罐詰

一、日柑聯組織経緯

本邦より北米及カナダに輸出する蜜柑は年額約百萬箱、三百萬圓の多きに達し、十二月末のクリスマス以前に同地に着荷販賣さるゝよう輸出するを常としてゐたが、大正の末に至つて競争激甚の結果品質低下して、相互の損失を招いたので、兩國官憲も配慮する所あり、大正十三年農商務省は柑橋輸出取締規則を發布し、是に據つて日本柑橋北米輸出同業組合を組織せしめ、無益の競争を防止し、翌十四年輸出組合法を實施されたので、大正十五年前記同業組合は是を日本柑橋北米輸出組合に改組し、内地一圓を地區とし、検査権を有し、統制市場を確保したので、競争の弊を絶つと共に、巨多の利益を壟斷するに至つた、而も同組合は僅に全國十九名の輸出商を以て組織され、組合に加入するを得ざる全國幾萬の生産者は其の利益に均霑することを許されなからず、生産者は是を黙視する能はず、静岡、和歌山其の他十府縣の生産地組合員は昭和八年五月大日本柑橋生産組合聯合會を組織し、屢々輸出組合法を改正し、聯合會にも輸出権を付與されんことを決議、陳情したので、商工省は研究を約し、取敢へず同年度は二十萬箱を聯合會が輸出することを認めた、然るに輸出組合は是を悦ばず、買取り、委託の問題で紛争を生じて進捗しなかつた。併し願れば聯合會にも種々の缺陷があるので是を除去し、より強力のもの

のたらしめんとして、昭和九年四月五日に聯合會理事會、六日に總代會を開き、産業組合組織に依る全國的の聯合會を結成するに決し、次で同月十三、四日の産業組合中央會に於て柑橋販賣組合協議會を開き、保證責任日本柑橋生産販賣組合聯合會を組織し、定款、事業方針等を決定した。けれども同聯合會は府縣聯合會を以て組織するのであるのに、府縣聯合會の構成單位は本縣の如き町村單位のもあるけれども、他縣には出荷組合等の任意團體を交へて結成されてゐるものもあり、定款には其の構成單位を「一郡以上ヲ區域トシテ柑橋ノ販賣ヲ目的トシテ設立シタル産業組合」とあるに合致せず、誠に形式のみの産業組合では脆弱である事と、販聯を設立しても果して輸出権の獲得可能なりやとの問題はあつたが、兎に角販賣組合聯合會を設立して進むことゝなつた。最も本縣では産業組合が全國に飛散して對抗運動を開いた爲、昭和八年既に北米柑橋輸出組合に加入せる産業組合十五、持株百二十を得、同年度輸出箱數は六萬八千二百七十四箱であつた。

二、本縣は縣購聯合流

爾來本縣に於ては生産組合と産業組合との間に販賣組合聯合會の結成方を協議折衝の結果、聯合會を組織せず、縣購聯に合流することに一致し、九年七月六日縣農務、産業組合兩課長立會の下に左の覺書を交換した。

覺 書

- 縣柑橋生産組合は縣購聯に合流するにつき左の覺書を交換す。
- 一、縣購聯は柑橋部を設けて内外地の柑橋販賣統制を爲すこと
- 二、柑橋部の會計は口座を別に經理すること
- 三、縣購聯は總會の決議を経て理事一名を増員し柑橋部の事務を掌らしむること
- 四、柑橋販賣の統制に附隨する事務を審議する爲めに柑橋部に統制委員會を設けること、統制委員の數は二十三名とし生産組

- 合及び縣購聯より各九名、縣より五名を出す事
- 五、縣生産組合が大日本柑橘生産組合聯合會と協議決定し既に夫々分配せる北米輸出比率に變更を加へざる事、但し現在北米柑橘輸出組合に加入せる組合の持口については別に考慮すること北米輸出々荷は原則として持口に應ずること
- 六、柑橘を購聯に出荷する組合は相當の出資をなす事、但し柑橘輸出の権利を有する組合は別に前項持口に應ずる金額に等しき縣購聯の出資をなす事
- 七、縣購聯は北米輸出柑橘の利益ある場合は統制委員の議を経て相當額を内地統制費に充當し殘額を柑橘組合聯合會に割戻す事
- 八、縣購聯は産業組合法に基く全國柑橘販賣に關する聯合機關成立したるときは之に加入し大日本柑橘生産組合聯合會と協議決定せる出資をなすこと
- 九、前各項に記載なき事項は柑橘統制委員に於て決定する事

前記覺書に依り本會は新たに柑橘部を設ける事とし、第一回柑橘統制委員會を同年七月十七日開會し、經過報告後委員會規定を決し常任委員を選任した、規定、委員等左の如し。

静岡縣購販利組合聯合會柑橘部統制委員會規定

- 第一條 本會ハ保證責任静岡縣購販利組合聯合會柑橘部統制委員會ト稱ス
- 第二條 統制委員ハ左記ニ依リ會長之ヲ囑託ス
委員ハ静岡縣知事ノ推薦セルモノ五名及静岡縣柑橘同業組合聯合會並保證責任静岡縣購販利組合聯合會選出ノモノ各九名トス
- 第三條 委員ノ任期ハ三ケ年トス
- 第四條 統制委員會ハ内地販賣統制ニ關スル重要ナル事項及北米輸出柑橘ノ出荷割當及買上價格ノ決定並ニ其利益分配ニ關スル事項ヲ審議スルモノトス
- 第五條 統制委員會ニ常任委員ヲ置ク、常任委員會ハ静岡縣知事推薦ニヨル委員ヲ除キ各三名ノ委員ヲ選任ス但シ静岡縣知事推薦ノ委員ハ常任委員會ニ出席シ意見ノ開陳ヲナス事ヲ得

- 第六條 常任委員會ハ輕微ナル事項及急ヲ要スルモノニ付テハ代決ヲナスコトヲ得
- 第七條 委員會ノ議長ハ柑橘專任理事之ニ當リ事故アル場合ハ他ノ理事之ニ代ル
- 第八條 本會ノ議事ハ一般議事細則ニ據ル

附 則

- 本會委員ニ對スル旅費ハ縣購販聯役員旅費規定ニ依リ支給スルモノトス
- 常任委員
堀池深△安達實藏△岩崎紫朗△鈴木政太郎△加藤和作△渡邊吉藏
- 統制委員静岡縣知事推薦
縣農務課長吉開政夫△縣産業組合課長柏木八郎左衛門△興津園藝試驗所高橋郁郎△縣農務課技師吉田嘉七△縣農會清水三郎
所屬柑橘取扱産業組合選出
縣文會伊藤連司△久速組合關野爲之助△富士川組合角蓉和一△蒲原組合池上由太郎△小島組合堀池深△不二見組合岩崎紫朗
△麻糰組合織田欣吾△子持坂組合西村慶吉△葉梨中部組合渡邊吉藏
- 静岡縣柑橘生産組合推薦
田方郡内浦村土屋省三△庵原郡興津町加藤和作△庵原郡庵原村乾藤吉△庵原郡由比町石川烈三△安倍郡長田村鈴木政太郎△安倍郡庵原村土屋三郎△志太郡西谷津村山口忠五郎△志太郡廣幡村安達實三△榛原郡勝間田村紅林竹一

三、輸出組合の専横

本邦柑橘生産十二府縣の聯合會を以て組織した大日本柑橘販賣組合聯合會（日柑聯）は昭和九年に入りて、北米輸出組合の獨占せる蜜柑輸出の不法なるを陳情したが、八年の第六十二議會に於ても論議さるゝに至つたので、商工省は柑橘北米輸出改善委員會を設け、農業、商工、兩團體及第三者を委員として六月十八日商工大臣官邸に委員會を開會し、農林商工兩省幹事案として

輸出數量の全部を生産者より一定の手數料を以て輸出組合に委託輸出する事が提出された、聯合會は其の主張と相距る事遠きも、暫定的として同意したが、輸出組合は反對した爲休會となり、其の後當局は更に對策を審議し、十月二日第二回委員會を開會、兩省幹事案たる

輸出組合は輸出數量の半數を買取り輸出し、聯合會は半數を輸出組合に委託輸出する

に對しては日柑聯は忍ぶべからざる不利な案で當然一蹴すべきであるが、輸出貿易統制上是に従はんとしたに拘らず、輸出組合は頑として是に應ぜず、遂に決裂の已む無きに至つた。依つて日柑聯は聲明書を發し、從來の經過を述べ、組合の専横を訴へ、組合員の奮起を促した。

四、輸出兩團體各四十萬箱

此の交渉決裂により妥協不調となつたが、既に輸出期に近づいてゐたので、九年十月暫定的の措置として大正十三年農林省令第二十二號の輸出柑橘取締規則を廢止し、十月十九日付商工農林省令を以て新たに取締規則を公布し、輸出總數八十萬箱を折半して、各四十萬箱を日柑聯及輸出組合が輸出することとしたと共に、從來輸出組合のみが附與されてゐた輸出検査權を日柑聯にも附與することとなつた。

日柑聯は此の四十萬箱を蜜柑生産の各縣に割當てた結果、本縣割當は九萬四千箱と決定したが、他縣の減産等より見て本縣の割當増加も豫測されるので、輸出移出を問はず、本縣生産の蜜柑は全部本會に於て統制すべく決意し、九月二十三日の統制委員會に於て縣下各郡市割當量を左の如く決定すると共に、統制實行委員として左記諸氏を囑託し、陣容を整備して統制の實現を圖つた。

各郡市割當數量

清水市、庵原郡	三〇、七〇二	志太郡	二六、七八九
榛原郡	四、二一四	静岡市、安倍郡	一三、五四五
田方郡	九、〇三〇	賀茂郡	三、〇一〇
本所	三、一一〇	計	〇、四〇〇

統制實行委員

庵原縣	(富士川組合) 角 替 和 一	(蒲原組合) 池 上 由 太 郎
	(由比組合) 望 月 佐 一	(西山寺組合) 石 川 烈 三
	(興津組合) 加 藤 和 作	(旭組合) 小 泉 常 吉
	(小島組合) 望 月 喜 多 司	(庵原組合) 杉 山 銅 太 郎
	(團組合) 鈴 木 明 三	(茂畑組合) 杉 山 波 太 郎
	(高部組合) 梅 澤 詳 司	(不二見組合) 岩 崎 紫 朗
志太郡	(葉梨葉合) 鈴 木 啓 之	(葉梨中部組合) 寺 田 猪 之 右 衛 門
	(東益津組合) 伊 藤 治 郎 右 衛 門	(三輪組合) 松 水 貞 一 郎
安倍郡	(麻機組合) 織 田 欽 吾	(有度組合) 戸 塚 眞 作
田方郡	(久連組合) 關 野 爲 之 輔	(木負組合) 相 磯 喬
	(内浦組合) 土 屋 省 三	

五、内地移出も統制

輸出數量確保割當と同時に内地移出も統制を行ひ積極的に乗出すことに決し、同年は大體左記出荷豫定量を定めた。

内地出荷豫定量	
北海道方面	四〇〇 ^車
關東方面	五〇〇
關西方面	二〇〇
北陸方面	二〇〇 ^車
東北方面	一〇〇
滿鮮方面	六萬箱

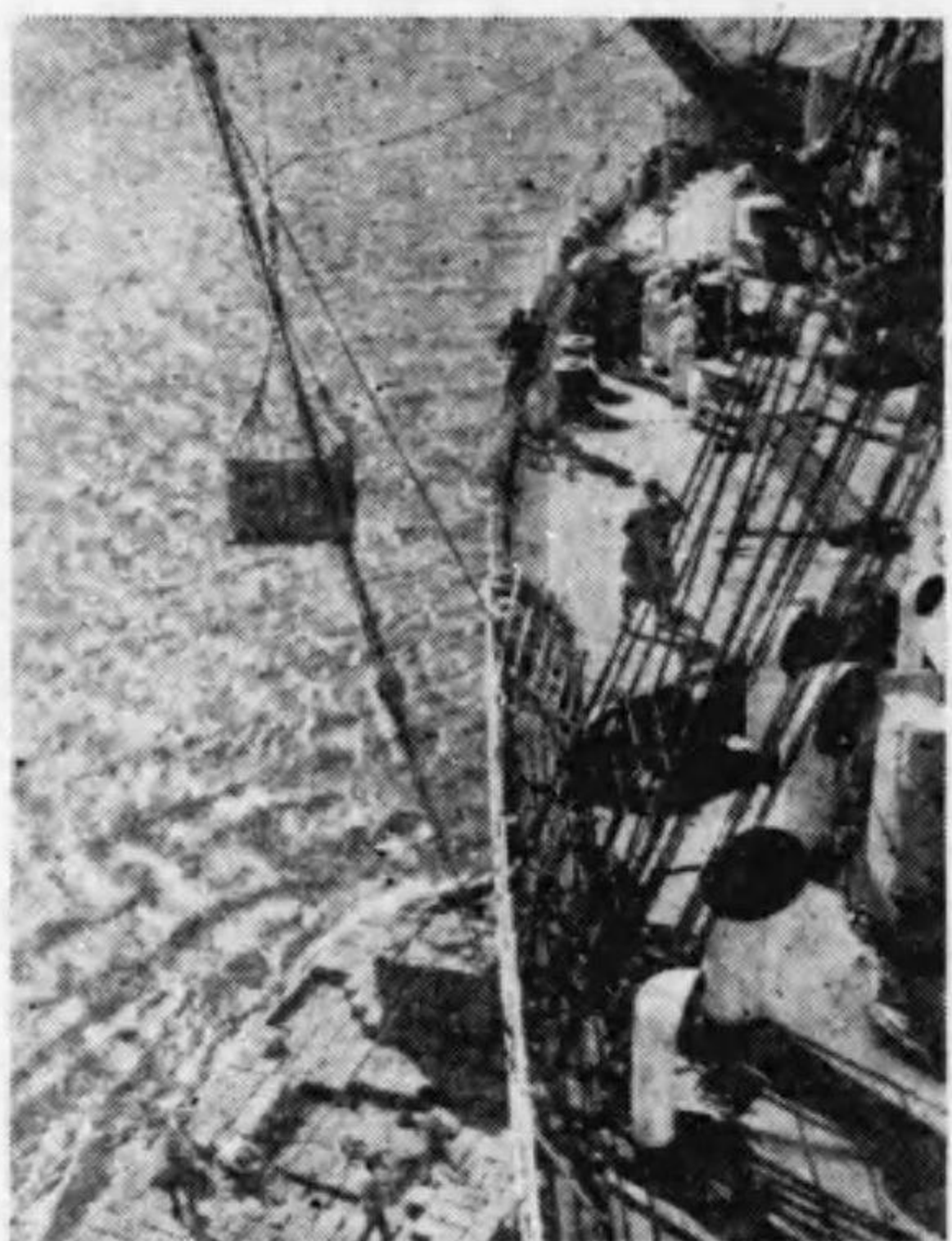
以上に基き本會は十月十四日縣下關係組合を招集し、其の實行を督勵打合を行つたが、其の後縣農會も柑橘關係町村農會、取引商人を招集し、販賣方法を協議し、東京は東京販賣斡旋所を利用し、縣農會獨力で販賣の方針を明示した爲、本會と正面衝突となり、數次の折衝も效無かつたが、十一月五日縣農務課に本會及縣農會主腦部會見の結果左の協定を締結し、協調して其の販賣に當ることゝなつた。

東京市場ニ於ケル柑橘販賣統制ニ關スル協定

東京市場ニ於ケル柑橘販賣統制ニ關シテハ静岡縣農會及静岡縣販賣ハ協力シテ之ニ當リ出荷ハ凡テ静岡縣農會ノ販賣斡旋所ヲ經由シ統一セル販賣ヲ爲スモノトス

六、九年度の輸出

昭和九年度本縣割當約十萬箱の集荷、選果後一番船エンプレス・オブ・ルシア號は十一月九日清水港に入港し、本會取扱の蜜柑三千三百梱を積込み、パンクーパーを指して十一日出帆した、斯くして宿望の日柑聯、縣販聯の



輸 出 蜜 柑 船 積

蜜柑處女輸出は其の第一歩を踏出した、續いて二番船日枝丸は同じくパンクーパーへ五千五百十梱を、二十日箱根丸はパンクーパー向一萬四千四百五十梱、シャトル向五千九百梱、合計二萬三千五百十梱が積出され、引續き十二月迄十餘船が本縣生産の蜜柑で縣販聯扱のものが積出された。斯くして九年度の輸出は豫定以上の成績を以て完了した。

七、十年度各五十萬箱

九年度の輸出は上記の如く折半を以て完了したが、其の後に於て輸出組合は九年十一月倫敦向と稱して大文丸に十萬箱を積込み、是をカナダのパンクーパーに陸上販賣せる脱法行爲を敢へてしたことを發覺し、日柑聯は嚴重なる抗議を提出し、行政、司法訴訟を提起して是を争はんとしたので、商工、農林兩省も兩團體間に幾多の折衝を試みしも成らず、遂に改善委員千石興太郎、淺間龍造二氏を折衝委員として折衝せしめたが、千石氏は産業組合側、淺間氏は輸出組合側なので、交渉效を奏すべくもあらず、兎角する間に再び輸出期が迫つて來たので、十月二十三日本年度輸出は百萬箱とし、兩團體に各五十萬箱を割當て輸出せしむべく商工農林兩省は統制命令を發し、柑橘輸出許可規則を改正し、二十三日公布、二十五日施行となつた。改正の要點は左の通りである。

(一)從來十一月一日より十二月二十五日迄の期間内に於ける輸出は許可を要したるものなるが之を十月二十日より翌年一月十日迄に延長したる事 (二)從來關東州及滿洲國向輸出に就いて許可を要せざりしものなるが之を仕向先の如何を問はず總て許可を要する事とし右に伴ひ關東州、滿洲國及北支那向等の輸出柑橘の蒙る取引上の不便を緩和する爲兩省の指定する船舶に積込む場合に限り輸出許可を要せざる事

八、日柑聯と組合法

日柑聯は斯かる脱法行爲をする如き輸出組合の解散を主張して運動を繼續したにも拘らず、五十萬箱の折半に譲らざるを得なかつたことは遺憾とする所であるが、現行輸出組合法の存する限り、同法の適用を以てすれば日柑聯の輸出は禁ぜらるゝ可能性あり、既に北海道に於ける青豆輸出で生産者の蒙つた苦い經驗もある上、日柑聯の構成分子には本縣の如き純生産者のみを以て組織されたものは少く、今猶同業組合が構成分子となつてゐる地方少なからず、昨年度に於ても商人取扱の荷を出荷したのもある位なので、日柑聯は其の組織を産業組合に置いて量を確認した上に、輸出組合法の根本的改正の實現を圖るにあらざれば目的達成が困難なので、同年は此の命令に従ひ、各縣に割當て輸出を完了した。即ち日柑聯五十萬箱外試験的に追加輸出一萬五千箱、合計五十一萬五千箱、本縣割當十萬四千二百二箱で、前年に比し十三割を増加し、左の如く積込んだ外、本會は北米に香料及マーマレード原料として橙を四號容器二千六百七十五箱を十二月二十七日清水港出帆の日枝丸に積込んだ。

- △十一月一日 タルシビヤス丸(横濱)
- 四、〇〇〇箱 バンクローバー
- △同 八 日 エンプレス・オブ・ジャパン號(横濱)
- 三、〇〇〇箱 バンクローバー

- △同 十二日 日枝丸(清水)
- 一、〇〇〇箱 バンクローバー
- △同 十四日 東星丸(清水)
- 一、七二四箱 バンクローバー
- 二、三〇四箱 シャトル
- △同 十七日 ジネラルパーソン號(横濱)
- 四、四〇〇箱 シャトル
- △同 十七日 オレゴン丸(清水)
- 二、六三二箱 バンクローバー
- 七、八〇二箱 シャトル
- △同 十八日 月洋丸(清水)
- 三五、六四〇箱 バンクローバー
- 八、〇〇〇箱 シャトル
- △同 十九日 プレゼストグラント號(清水)
- 三、二〇〇箱 シャトル
- △同 二十日 エンプレス・オブ・エシヤ號(清水)
- 六、〇〇〇箱 シャトル
- △同 二十七日 平安丸(清水)
- 九、四六六箱 シャトル

九、十一年輸出十五萬

昭和十一年度輸出は本縣割當十萬四千箱を突破し十五萬七百二箱を北米、カナダ及倫敦へ向け同年十二月二日

の平安丸を最終として輸出を完了した。輸出左の如し。

- △十一月七日 エンプレス・オブ・エシヤ 五、〇〇〇箱 パンクーパー
- △同 十一日 日校丸 一九、七七二箱 パンクーパー
- △同 十六日 日洋丸 三、一四〇箱 シヤトル
- △同 十八日 梅丸 四二、八三四箱 パンクーパー
- △同 十九日 南滿丸 一九、三二六箱 シヤトル
- △同 十八日 梅丸 二〇、七九〇箱 パンクーパー
- △同 十九日 南滿丸 一〇、五〇〇箱 シヤトル
- △十二月二日 平安丸 九、一二〇箱 パンクーパー
- △十一月十八日 エンプレス・オブ・カナダ 一〇、七六〇箱 パンクーパー
- 一、二六〇箱 シヤトル
- 一、二〇〇箱 倫敦

一〇、ソ聯輸出蜜柑

隣邦露西亞へは帝政時代我國より柑橘を輸出したが、ソツエート聯邦となるに及び、贅澤品として輸入を禁止

された、然るに其の後柑橘は沿海州其の他の地方の労働者にビタミンC供給上必要なるを認識され、輸入することゝなつたので、日柑聯飯岡主事、縣販聯笹山主事、庵原村産業組合乾専務はソ聯通商代表部と交渉の結果二號容器四萬箱の取引成立し、昭和十年十一月二十五日清水出帆のモンゴール號で是を輸出した。

一一、滿洲輸出蜜柑罐詰

昭和十一年二月二日清水港出帆の志摩丸で本會興津農産加工場製造の蜜柑罐詰一千二百三十箱（一箱四十八罐）を本會より大連へ向け輸出した、仕向先は陸軍糧秣本廠であるが、本會製造の蜜柑罐詰が斯く大量に滿洲へ輸出されたのは是を以て嚆矢とする。猶右輸出罐詰を二月一日清水税關倉庫に搬入すると、清水税關は、罐詰同業組合の検査證無きものは輸出を許可し難しとて船積を禁止したので、本會は直ちに日柑聯及農林省へ電話で許可方を申請した。先是一月二十六日日柑聯事務所に於て産業組合罐詰協議會を開き、柑橘罐詰輸出に關し左の陳情書を農林省に提出した。

陳情書

近時農村工業の勃興に伴ひ柑橘罐詰加工を爲す産業組合著しく増加し來りその生産額も亦累年増加の傾向に有之候従つて目下之が販路を海外に需めざるべからざる情勢に有之候就いては本會に於てその販路を開拓し販賣の統制に努力し



品製の場工物産農

以て斯業の發達を圖るの必要に迫られ居候然るに罐詰の海外輸出に當りては曩に御省水産局長の通牒に基き罐詰同業組合の検査を経て非ざれば各輸出港に於ける税關を通過し能はざるの現状に有之候仍て本會に於ては産業組合の生産品にして海外輸出を爲す柑橘罐詰に對し一定の検査を施行致し度候に付本會の検査に合格したるものは右同業組合の検査を経ずして輸出し得る様御配慮相成度此段及陳情候也

此の陳情に依り農林省では既に事情を諒解してゐたので、同日農務局長名を以て清水税關宛、日柑聯の検査證あるものは輸出許可されたき旨電報を發したので、清水税關を通過し、日柑聯、縣購聯の名を以て滿洲へ輸出されると共に柑橘罐詰は産業組合の輸出權が認められた次第である。

第三節 繭市場經營

一、繭絲組合と不況

本縣の繭は年産額二千五百萬圓を有する重要産業である上に、繭市場は全國的に有名なのみならず、大需要地たる米國生絲市場にも著聞してゐる。それは全國一の早場所であり、其の相場が全國に反響を與ふること多大なる故である。然るに繭市場は取引が大きい爲に萬事派手であり、取引の金額が巨額に上るから相場が低落すれば、手金を捨て、破約を敢へてする等の悪弊あり、且つ其の設備は最盛期に一時に殺到する繭量を處理し得るを標準としてゐる爲に支出の多くを要し、而も其の設備を利用し得る期間は極めて短い所に經營の困難も加はつてゐた。縣下には沼津の名取商會を始めとして七十餘の繭市場が個々に經營されて來たが、前記の事情で表面は糊塗するも内容は餘り良くないものが鮮くなかつた。

是に鑑みて繭市場も改善の必要を生じ、大正十四年より組織を産業組合に據り、沼津の名取商會の組織變更を手始めに、同十五年には左記十三組合が設立された。

△有限責任販賣購買組合賀茂社△有限責任伊豆繭絲販賣購買組合△有限責任駿豆繭絲販賣購買組合△有限責任富士郡繭絲販賣購買組合△有限責任庵原郡繭絲販賣購買組合△有限責任小笠郡繭絲販賣購買組合△有限責任笠南繭絲販賣購買組合△有限責任南遠繭絲販賣購買組合△有限責任水窪販賣購買組合△有限責任北遠繭絲販賣購買組合△有限責任袋井繭絲販賣購買利用組合△有限責任中遠繭絲販賣購買利用組合△有限責任遠州繭絲販賣購買利用組合

同時に濫立の繭市場をも縣下二十一ヶ所に統合した。當時郡役所が廢止されたるを以て、舊郡長を専務理事に迎ふるもの多く、陣容は稍整備を見、經營も多少順調に復したものの、猶内部に多くの缺陷を有した。それは組織は産業組合であつても、組合員は組合精神を解せず、市場機構にも何等の組合的に改革されたもの無く、取引をする間のみ集合するに過ぎない舊來の弊害のまゝに推移して來たのは、組合組織以來好況少く、わけでも昭和二年は相場概ね低落の一途を辿つてゐた爲に、事業は不振、多額の負債を生ずるに至つた。

依つて縣も是を案じて斡旋に努め、昭和二年縣保證を以て原田積善會より金百二十萬圓の低利資金を借入れ、他の高利負債の肩替りを行ひて支出の減少を圖り、三、四年を経たが、昭和五年再び繭價の激落に依り大打撃を蒙り、倒産の製絲家續出し、販賣繭絲代金の回收不能七十萬圓の多きに達した。

斯かる慘狀に重要産業の將來に對し、本縣も放置する能はず、有らゆる手段を講じて督勵改善に努力して是を援助し、先年原田積善會より借入の金百二十萬圓中、金九十萬圓を勸業銀行の低利資金に借替を行はしめ、其の挽回に力を盡したけれども、其の後經濟界は愈々不況を加へ、繭價は低落し、其の經營は益々困難を増して、回春は容易の業にあらざるを思はせた。

二、組合の統合と損失

縣は縣下十三の繭絲組合の實情を調査した結果、分立經營の見込無きを知り、昭和七年五月是を統制して更生せしむべく、静岡縣繭絲販賣購買利用組合を設立させた。縣信聯は從來縣下産業發展の爲に多額の資金を融通援助を繼續し、此の統制當時貸付高金六十萬圓の外信聯保證の中央金庫借入三十萬圓に達してゐたので、此の統制に對しても縣の斡旋があつた爲に條件付承認を與へた。

然るに此の統制合同後、各組合の引繼に手数を要し、漸く翌昭和八年五月に至つて、始めは組合合併總代會を開いた。當時組合内容は自己資金八十四萬圓に對し、固定設備三百九萬圓、借入金二百七十六萬圓あり、此外に繰越損失十一萬圓を有するに及んで經營の至難を加へた。八年度の決算は事業益金十七萬圓に對し、借入金利子十二萬圓の外に前記繰越損失を補填せんには、縣助成金五萬圓を加へても猶四萬圓の損失を計上するの已む無き狀況にあつた。

三、繭市場開市不能

斯くて昭和九年の市場開始に近き五月十九日、縣信聯は組合と數次の折衝後左の如き假契約を締結し、其の援助更生に努めたが、當時縣信聯の有した債權は、保證の中央金庫の債權を合せて金百二十二萬圓の巨額に上つてゐた。

假 契 約

一、運轉資金は従前通り信聯より供給する事

二、事業經營は信聯の指揮に従ふ事

三、取扱利益を以て八年度運轉資金の殘金へ金十萬圓を十二月迄に入金する事

四、組合の所有不動産を既借入金の擔保として信聯に差入る事

然るに組合は事業不振の結果、各方面への債務辨償滯滞の爲、同年五月二十八日思設けない事件が突發した。それは駿河銀行大宮支店が其の有する債權の爲に、舊富士繭絲組合役員に對して差押を敢行したことであつた。是が多くくの債務を持つてゐる縣繭絲組合へも、債權者へも非常に大きな波紋を投げかけた。

其の五月二十八日は沼津繭市場の初取引當日であつた。市場は既に開かれて盛んに取引の行はれてゐる處へ、此の差押の報が傳はるや、繭絲組合の人々は戰慄を禁じ得なかつた、如何にして組合を守り、身を守るか、何より急になつたから、當日は辛くも取引を終つたけれども、翌二十九日は市場を開く能はず、閉市取引中止の已む無きに至つた。關係者は驚愕し、狼狽した、取引中止の報は忽ち各地に傳播され、縣下養蠶家其の他に絶大の衝動を與へた。此の沼津の取引中止が動機になつて三十日閉市の豫定であつた濱松市場も、山積せる出荷の前にし乍ら閉市不能に陥つたから、此の報道は忽ち縣下は勿論全國に傳播し、種々の浮説を生み、養蠶家に極度の不安を懷かしめたのみならず、海を越えて米國紐育生絲市場にも多大の衝動を與へたので、農林省も事態の重大に驚き、直ちに省議を開いて應急對策を協議し、井野蠶絲局長は三十一日日本縣に急行した。

四、信聯に一切讓渡

一方此の取引不能に對しては最も多くの債權を有し、而も積極的に援助を吝まなかつた縣信聯は猶豫する能は

す、直ちに縣繭絲組合に對して交渉を開始したけれども、窮迫の底に在る組合は到底満足する回答をなす能はず、交渉は一向に進捗しなかつた。本縣も此の容易ならざる事態に、信聯と組合の兩者間を斡旋して打開策捻出に努めた結果、三十一日に至り漸く解決の曙光を認めたら、愈々折衝を進め、同夜深更に至り略兩者の意見の一致を見、午後十一時三十分本縣廳に繭絲組合代表、縣信聯役員二十餘名の外高辻庶務課長、柏木産業課長立會の下に縣正廳に於て正式會談を開き、信聯提出の解決案を基礎として折衝したが容易に意見合致せず、六月一日午前四時に至り漸く纏つて森田縣信聯會長と名取繭絲副組合長とが別項の契約書に調印を了した。

契 約 書

保證責任靜岡縣信用組合聯合會（以下甲ト稱ス）ト有限責任靜岡縣繭絲販賣購買利用組合（以下乙ト稱ス）トハ乙ガ甲及産業組合中央金庫ニ對シテ負擔スル債務整理ニ關シ左ノ通り契約ス

- 一、本契約ハ乙ガ靜岡縣ニ差入レアル乙所有ノ不動産不動産ニ對スル擔保權ヲ靜岡縣ニ於テ解除シ甲ニ於テ第一順位ノ擔保權ヲ取得シ且ツ乙ノ現在有スル繭絲市場經營權利存續スル事ヲ前提トスルモノトス
- 二、乙ハ本契約ト同時ニ乙ノ有スル繭絲市場經營權ヲ甲ニ移讓シ無償ヲ以テ之ガ市場ノ使用ヲ爲サシムルモノトス但シ甲ノ市場經營方法ニ就テハ之ヲ甲ニ一任ス
- 三、乙ハ甲及産業組合中央金庫ニ對シテ負擔スル昭和九年五月末日現在ニ於ケル債務總額（元利損害金ヲ含ム）ノ擔保トシテ乙所有ノ不動産及不動産全部ニ對シ本契約ト同時ニ抵當權設定及賣渡擔保手續ヲ爲スモノトス但シ債務總額中ニハ大坂市場買収ノ爲ニ新ニ貸付スベキ金一萬八千圓ヲ包含セシメタルモノトス
- 四、第一ニ基キ靜岡縣ニ於テ擔保權ノ解除ヲ爲シタル時ハ之ト同時ニ乙ハ第三項ニ基キ甲ニ對シ擔保トシテ提供シタル物件全部ヲ繭絲市場經營ノ權利ト共ニ金一萬圓ヲ以テ之ヲ甲ニ賣渡シタルモノトス
- 五、前項ノ金一萬圓ハ乙ガ甲及産業組合中央金庫ニ對シテ負擔スル債務（乙ガ靜岡縣ノ保證ヲ受ケ甲及産業組合中央金庫ニ對シテ負擔スル債務ヲ除ク）元利損害金ノ内ニ各債權毎ニ按分ノ上辨濟トシテ充當スルモノトス
- 六、甲ハ第二項ニ依リ並ニ第四項ニ依リ擔保物件ノ所有權ヲ取得シタル後ニ於ケル繭絲市場經營權ニ基キ經營セル利益ヲ以

- テ第一ニ第四項ニ依リ取得セル物件ノ價格ヲ銷却シ其ノ銷却價格金三十萬圓ヲ超ユル時ハ其ノ餘ノ利益ヲ以テ甲及産業組合中央金庫ノ殘債務償還ニ當ツルモノトス
- 七、前項ノ償還充當方法ハ本契約成立後十箇年トス
- 八、乙ノ現在繭絲市場ニ於ケル從業員ハ之ヲ解雇スルモノトシ甲ハ其ノ解雇者中優長ナリト認メタル者ニ限り之ヲ採用スルモノトス
- 九、乙ハ甲ニ對シ賣渡擔保トナシタル物件以外ノ帳簿諸用紙並ニ他ノ消耗品其ノ他ノ物件ヲ無償ニテ即時甲ニ交付スルモノトス
- 十、乙ハ本契約ニ基キ甲ニ引渡スベキ市場及物件ハ直ニ其ノ乙ノ帳簿ニ基キ甲ノ指定シタル者ニ引渡ス事ヲ要ス
- 十一、本契約ノ債務ハ爾今無利息トス
- 十二、本契約ハ甲ノ總會及乙ノ總代會ニ於テ承認ヲ得ザル時ハ無効トス

五、契約内容と經營改善

前記契約書の内容を要約すれば

繭絲組合の縣保證分を除く信聯に對する債務總額百二十二萬圓（内譯六十一萬四千圓對信聯、三十一萬二千圓對中金、十七萬七千圓昨年夏秋蠶分對信聯、十萬圓對中金利息）中百萬圓に付ては繭絲組合所有不動産全部を信聯に提供——直ちに第二順位抵當權を設置し縣が第一順位抵當權を解除した時は百萬圓の價格にて、信聯が買取る——し殘額二十二萬圓は従來通り繭絲組合役員の個人保證を存置し、今後購聯をして經營せしめ、その利益から先づ百萬圓中三十萬圓を銷却し、次に殘債務二十二萬圓の償還に當てるのである、從つて結局今後の繭市場經營成績如何が問題解決の鍵を握ることになるが、この點に就て信聯購聯當局は次の如く比較的樂觀的態度を持って居る。即ち第一に購聯經營となることにより市場機構が町村産業組合に基礎を持ち、個々の養蠶家から市場を通じ、經營主體たる購聯に至るまで、確たる責任と統制を持つものに根本的に改められ、従來の無秩序無統制を除去し得る。第二に第一の根本的改革に基き、従來の如き來客の接待費節約、頭金の嚴重なる徴收等、冗費節約合理的經營を行ひ得る。第三に市場の整理廢合による無用な競争を廢除し得る、その他各般に亘り改革を行へば假り

に商相場が現在程度でも相當の利益は擧げ得る、この點に就ては名取氏始め舊繭絲組合幹部も合理的に經營を行へば、市場取引そのものは充分利益を擧げ得ると力説して居たところで、今回の契約に基き産業組合主義による正しい合理的經營を行へば、決して信聯に損害を及ぼすことはなく、購聯に於ても該市場事業は全然他の事業と別個に行つてゆくので、事業全般に支障を來す心配はない。従つて信聯購聯所屬組合は全く安心して兩聯合會を支持し、繭市場をも援助されたいと云ふのである。

六、臨時總會承認

前記契約書承認に關する臨時總會は六月七日縣信聯及本會はそれ〴〵静岡市教育會館に於て開會、本會は繭市場經營までの経過を報告し、縣信聯に代つて其の經營を爲し、又右經營に必要な聯合農業倉庫業務規程中改正の件を可決して閉會し、信聯又契約書を承認したので、同契約は有效となつた。

七、開市と經營委員會

別記契約書に依つて縣信聯は繭糸組合聯合會の財産讓渡を受けたが産業組合法は信聯の繭市場經營を許して居ないので本會名義を以て縣購聯繭糸部として本業を行ふことになつた。既に開市して居るべき各市場と養蠶家の不安除去の責任上、一刻も早く開市すべき必要があるので、六月一日午前九時より本會及信聯、部會の協議會を開會して經營方法を決定し、其の他は經營委員會を組織し、其の決定に依ることとし、直ちに委員を任命すると共に委員會を開いた、經營委員左の如し。



繭市場經營委員會
市議員 藤田義勝
市議員 野田義勝
市議員 田中義勝

經營委員 (〇印當任)

信聯〇森田會長、川島副會長、〇堀池專務、〇三井專務、中根監事、村松監事、土屋理事

購聯〇椿葉會長、〇望月專務、〇岩間專務、和田理事、鈴木理事、湖東理事、佐野監事
支會〇伊藤副會長 (委員長)

委員會の決定に依り同日開市すべき沼津、二俣、濱松の三市場中沼津へは川嶋信聯副會長其の他、濱松へは中根信聯監事其の他、二俣へは村松信聯監事其他が急行し、直ちに引繼を了して開市した。濱松市場へは井野農林省蠶絲局長來場視察した。猶岩淵、三島市場は三日、金指は四日、大宮、池新田、大坂、大仁、裾野は五日、平田、袋井、興津、菫山は六日、水窪、浦川は十日、御殿場は十五日にそれ〴〵開市し、縣は二日付縣令を以て自由取引を禁止した。

八、別途負債の還元

縣下繭市場の經營は上記の契約に基き、本會が信聯に代つて行つたが、繭絲組合には信聯、中金以外一般個人銀行の債務約三十五萬圓あつて未解決の儘になつてゐたので、本縣高辻庶務課長は右債務の個人保證をした舊繭絲組合役員百五十名を静岡市教育會館に招集し、六月二十日右三十五萬圓及解散に要する經費約十萬圓の支出方法に就き協議の結果、整理委員會を組織し、委員は七月一日上京農林省に補助金交付申請をすることに決定して散會したが、同月二十九日突如小笠郡平田村長澤田三郎次より、昭和三年平田村平和記念講(代表者澤田村長)が平田繭市場に貸付の金一萬五千圓に對し、繭絲組合副組長名取榮一氏を相手取り破産の申請を静岡地方裁判所に提起した。若し是が受理されると、信聯との契約も空しくなり一切の債權者は破産手續に参加する事となる爲、三十日名取組長は澤田氏を訪ひ、申請取下げ方を要請し、農林省陳情を中止して、七月三日縣議事堂に整理委員四十一名參集緊要協議會を開會し、上記債務及解散契約四十五萬圓は舊役員が負擔する事となつたが、其の分

擔方法が纏まらず、五日夜に至り漸く左記解決案に到達し、六日より此の案に基き舊組合役員が實行することとなり、平和記念講負債は舊平田組合が引受けて解散することに決した。

残債務處理案

- 一、過般繭絲組合が百二十萬圓の債務のため縣信聯に委譲された契約に依り舊十三組合中に得失の懸隔を生じた、この時損害を受けた組合に對しては今回の債務整理實行に際して繭絲組合より資金の援助を行ふ
- 二、三十五萬圓の債務一切は舊組合毎に還元、縣當局の斡旋により連絡をとりかつ債権者に切下げを交渉し辨済する
- 三、北遠庵原の三舊優真組合は三十五萬圓の殘債務中に債務を有せずしかも繭絲組合に對し約五萬圓の取分があるのでこれに對しては昨年夏秋蠶において繭絲組合より製絲家その他に融通した約十七萬五千圓の未回収金を回収してその一部を以て支拂ふ

九、繭相場と廢止市場

斯かる混亂と不安の裡に開市された縣下市場の昭和九年春繭出廻高は五十二萬貫、代金百四十萬圓で繭價は二圓乃至三圓平均二圓六十六錢、夏秋蠶平均二圓十七錢であつたから、依然として安値であり、恵まれない環境に支配された。

されば經營委員會は市場整理に就て研究の結果、八月二日差當り葦山、内房、池新田の三市場を廢止し、大仁外十五市場は開市することに決した。

一〇、十年は繭價騰貴

昭和九年は安値に終始したが、同十年に入りて稍上向となり、春繭平均三圓八十九錢、昨春繭に比し一圓二十

三錢の高値を示したが、猶安値であつたから、七月より市場中三島、平田、裾野、金指の四市場を休場し、努めて經費の節減を圖つた處が、夏期に入るや米國經濟界は活氣付けると、繭の減産の爲次第に昂騰し、絲價千五百圓を呼ぶと共に、夏秋繭は平均五圓七十三錢と云へる近來無き高値に、稍愁眉を開き、養蠶組合と聯繫を保ちて生産より販賣迄一定方針を確立し、繭市場經營を確實ならしむべく協議中、十月三十日經營委員會を開會して、委員の改選を行つた結果、新委員は

縣經濟部長多湖實夫△信聯會長森田豐壽△信聯專務堀池潔、三井莊一△縣蠶絲課長藤入藤五郎△縣產業組合課長千野恒雄△支會長仁田大八郎△購聯會長樺葉忠藏△購聯專務伊藤連司、岩間芳雄△支會主事藤原操平△信聯主事野田泰弘△購聯主事大橋卓の諸氏と決し、委員長に多湖經濟部長、委員會代表に森田信聯會長、常任業務執行擔當者に堀池、三井專務が當る事となり、市場機構改善及前記生産販賣一定方針も順次是を實行に移すことゝなつた。

一一、漸次安定す

前記の如くにして繭市場經營は繭價の高低に依り進退あるを免れなかつたが、逐次合理化された。昭和九年四月中央金庫は縣信聯に對し、繭絲組合債務の保證辨償方を請求し、信聯は拒絶したが、同十年六月に至り銷却資金財源として低利資金三百萬圓借入を條件として、金四十萬四百五十五圓の中央金庫債權を讓受けた。繭市場經營以來昭和九、十、十一年の狀況は左の如くである。

繭絲組合債	同	殘	高
權內部銷却	一	一、二二三、八四六	四
信聯受入の繭	同	一、二二三、八四六	四
絲部經營利益	一	一七、八九五	四
昭和九年六月一日現在			
同	九	年	

昭和十年	九三、七六七	一、一三九、〇七九
同 十一年	五二、〇〇〇	一、〇八七、〇七九

	一、五〇二	四〇、二六八
--	-------	--------

即ち對組合債權は昭和十年に九萬三千餘圓、同十一年に五萬二千圓の内部銷却を行ひたる爲、十一年末には債權は百八萬七千圓に減少した。更に十二年に入り繭絲組合は保證責任に變更する能はざる爲同年九月三十日自然解散となり、信聯債權は同年農林省助成金交付に依り金十九萬一千圓の償還あり、債權額八十七萬圓、外に利息二萬五千圓に減少し、繭絲部の努力に依り四萬五千圓の利益繰入ありて、著しく安定するに至つたけれども、負債額が大きいので、十四年迄には全部の解決は出来なかつた。

第四節 小麥の統制販賣

一、縣農會と本會

小麥は米と異つて其の消費者は製粉業、醸造業者に限られてゐた爲に、從來増産を阻まれ、輸入に待つものが多かつたが、昭和七年政府は其の増産を圖つて、輸入を減少せしめんが爲に保護關稅を設けて栽培を奨励したので、本縣も是に應じて、増産を企て百五十萬石以上を目標として發足した。

然るに小麥は前記の限られた消費者の需要に應ずると、中間に多數の業者ある爲、動もすれば故意に價格を低落せしめ、生産者の利益を殺ぐことが多く、豐作に際しては特に其の傾向が著しいので、政府も價格維持に意を用ひ、其の販賣機關は農業者の自主的機關たる産業組合をして是に當らしめ、出廻り期に於ける市價の低落を

避くる爲、其の貯藏と平均賣とを奨励し、貯藏には其の資金として金八百萬圓の低利資金を供給し、貯穀煙蒸費を補助する等周密な計畫が進められてゐた。本會も乃ち是に呼應し全販聯と共に其の販賣を統制し、直接消費者に供給する方針が定められた。蓋し小麥の如き特殊作物は斯くして産業組合が其生産せるものゝ大部分を手中に收め、豊富な資金、完全な倉庫設備と系統機關との聯絡活動に依るにあらざれば價格の維持向上は極めて困難である故であつた。

以上の見地よりして本會が小麥統制販賣に乗出さうとするに先だち、本會は先づ、縣農會と協調するを必要とした。それは縣下小麥の主産地なる駿東、田方、富士郡を始め、西は磐田、濱名の諸郡に於ては、其の郡農會が町村農會を通じて昭和六年頃より販賣に指を染め検査を實施して、着々進行中であつた故である。町村農會は指導奨励上常に生産者に親炙してゐるので、統制には便宜を有するも、産業組合の如き經濟力の背景を有せざるが故に、問屋等の業者に斡旋するに止まるから、生産者が個々に取扱業者と取引するよりは一步を進めてはゐるものの、猶遺憾の點無しとしなかつた。されば本會は縣農會と協定、郡、町村農會と協力し、其の有せる經濟力と、全販聯等の系統機關とに依つて、生産者の利益を一層増大せんと企圖したのであつた。

そこで本會は其の主旨を縣農會に通じて、是が協定を進め、大體に於て諒解を得て、統制販賣に着手したが、郡農會中駿東、田方、富士、磐田、濱名の諸郡の郡農會は自己の領域を産業組合が犯さんとするものとして是を喜ばず、中にも駿東、磐田郡の如きは猛烈な抗争を惹起したが、本會は是に屈すること無く、其の事業を進めて行つた。斯くして昭和七年は終つた。

二、協定して破る

昭和八年に入り小麦收穫期の近づくや、昨七年の縣農會と本會との對立に依る、小麦の集荷販賣に於て抗争を生じたのを遺憾とし、五月以來本會は縣農會と數次の折衝を重ねた結果、同月十七日に到り圓滿な妥協點に達し、正式に左の如き協定が成立し、縣農會は集荷に、本會は販賣に當り、一丸となつて縣下農家の利益を擁護すべく其の販賣に乗出すことになつた。依つて兩會はそれ〴〵町村の實地擔當者に指令し、完全な理解の下に提携して事に當ることゝなつた。

小麦共同販賣ニ關スル協定事項

- 一、販賣ニ就テハ農會、産業組合協調シテ之ヲ爲シ努メテ農業倉庫並組合金融機關ヲ利用スルコト
- 一、販賣ハ農會産業組合協調シテ施行スル旨ヲ縣農會及縣販聯連名ヲ以テ各所屬團體へ至急通知スルコト
- 一、販賣ニ關スル普及宣傳ハ農會産業組合協力シテ之ヲナスコト
- 一、集荷ノ事務ハ主トシテ町村農會之ニ當リ調書ヲ作製シ郡農會及縣販支所ニ報告スルコト、郡農會及縣販支所ハ協議ノ上販賣數量ヲ決定シ之ヲ豫メ定メタル場所ニ取廻メ兩者連名ニテ縣農會及縣販聯ニ通知スルコト
- 一、販賣ハ指定入札販賣ヲ原則トスルコト
- 一、入札勸誘ハ縣農會、縣販聯兩者連名ヲ以テ豫メ協定シタル取引先ニ通知スル事、但此事務ハ便宜全販聯静岡支所ニテ之ヲ行フモノトス
- 一、入札ハ兩者立會ノ上之ヲ開札シ相協議ノ上落札者ノ決定ヲナスモノトス
- 一、販賣ニ關シテハ兩者ニ於テ協定ノ上豫メ販賣豫定價格ヲ定ムル事ヲ得
- 一、販賣決定後ニ於ケル代金ノ授受ハ縣販聯ニ於テ之ニ當ルモノトス
- 一、販賣代金假渡、精算渡ノ事務ハ必ず町村農會ノ諒解ノ下ニ産業組合之ヲ行フコト
- 一、販賣手数料ハ兩者ニ於テ適當ニ協定スルコト
- 一、入札期日ハ別ニ之ヲ定ム
- 一、販賣統制協議會ヲ開催スルコト

然るに其の後に至り、手数料問題等を挟みて、兩者間に又々不一致の點を見、縣の努力、兩者の折衝も效無く、打開の途を發見されないので、兩者は各独自の立場に於て進む外無き事態となつた、一方其の出廻り期に臨んでゐるから、本會は六月十一日支所主任者、部會主事の合同協議會、十二日役員會販賣統制委員會を開いて進出方針を決し、青年聯盟も本會支持を決議した。手数料の問題は左の如きものである。

産組側は全販一錢、縣販二錢計三錢の手数料の外、町村の手数料は町村組合及農會が協議決定配分する。産組の無い町村又は縣農會單獨集荷に對しては農會側手数料二錢を加算徴收し農會に交付せんとの本會の主張に對し、農會は取扱全部は對し農會の手数料三錢を加算徴收して交付されたいと主張し、三錢を二錢に譲歩したけれども、全部の手数料要求は譲歩しない爲、合致を見る能はざるものである。

併し其の後に於て田方、富士、賀茂、駿東諸郡は兩者の對立を不利として協調して進出することゝなつたが、志太、榛原、安倍、濱名の諸郡は完全なる協調に到達するに至らなかつた。猶同年の販賣計畫左の通りである。

小麦販賣郡市別計畫 (昭和八年、單位俵)

	販賣 推定	販 聯 統 制
賀 茂 郡	一、〇〇〇	五〇〇
田 方 郡	四八、三三二	四五、〇〇〇
駿東郡、沼津市	五三、四八七	五〇、〇〇〇
富 士 郡	二七、〇五四	二五、〇〇〇
庵 原 郡	三、三〇〇	二、〇〇〇
志 太 郡	三、一五〇	二、〇〇〇
榛 原 郡	二、一二九	一、〇〇〇
小 笠 郡	三、三一六	一、〇〇〇

周智郡	一、五〇〇	一、〇〇〇
磐田郡	一〇、五二六	八、〇〇〇
濱名郡、濱松市	一七、九二〇	一二、五〇〇
引佐郡	四、二〇〇	二、〇〇〇
計		
販賣推定	一七五、五一四	
販賣統制	一五〇、〇〇〇	

而して昨年検査数量は十萬九百十四俵にて増産計畫の結果僅か一年の間に七萬五千俵の増加である。

三、完全に協定成立

斯くして昭和七年猛烈な抗争を展開し翌八年一旦協定成立せしも實行に入らず地方的には提携しつゝも全縣的には圓滿なる關係に到達し得なかつた小麥販賣を中心としての農會産業組合の關係は昭和九年も小麥出廻期を迎え關係者注視的であつたが八年末の親貯蔵工作の經驗と全國的に見て農會産組融和するの狀勢は遂に兩者を完全に協力提携せしむるに到つた。即ちこの問題に關しては過般來産組農會兩首腦部に於て夫々別個に協議が進められ縣當局でも種々審議を重ねたが昭和九年五月十日吉開農務課長は小麥茶種販賣問題に關し農會産組首腦部に各別に問題解決の案を示しその後更に折衝の結果兩者の意見一致し五月二十九日縣農會に於て兩者正式に會見

(農會側) 山口會長、大橋副會長、石上幹事、清水幹事、岩倉技師
(産組側) 榎葉勝聯會長、伊藤支會副會長、望月岩間兩購聯專務、大橋購聯主事、齋藤全販聯書記

の諸氏出席協議の結果左の如き協定並に要項を決定した。かくて本縣に於ても農會と産業組合は年來の紛争を一

掃し兩者完全に協力農産物販賣問題を始め全農家の利益向上の爲相携へて邁進することゝなつた。

小麥茶種販賣統制ニ關スル協定

靜岡縣下小麥茶種ノ販賣統制ニ關シテハ農會産業組合協力シテ之ニ當リ農會ハ販賣ヲ指導督勵シテ之レガ統制ニ任ジ産業組合ハ販賣貯蔵金融等ノ統制ニ任ズルモノトス

統制要項

- 第一 縣農會、縣販聯ハ小麥茶種販賣統制委員會ヲ設ケ委員ヲ縣農會關係者及産業組合關係者中ヨリ選任シ小麥茶種販賣統制ニ關スル方針ヲ審議ス
- 第二 農會ハ農家ニ對スル指導督勵ノ爲左ノ事業ヲナスモノトス
 - 一、農會、組合聯合主催ノ販賣統制議會ノ開催、販賣統制ニ關スル調査研究其ノ他ノ方法ニ依リ販賣統制ノ目的貫徹ヲ期スルコト
 - 二、ポスト、ビラノ配布其他ノ方法ニ依リ販賣統制ノ趣旨ヲ普及宣傳スル事
 - 三、市町村農會ハ市町村組合ト聯合シテ各部落毎ニ販賣統制懇談會ヲ開催シ全農家ニ對シ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト
 - 四、市町村農會ハ豫メ農家ヨリ出荷申込書(農會組合連名宛)ヲ取纏メ集荷ノ確實萬全ヲ期スル事
 - 五、市町村農會ハ共同受檢ノ幹旋並集荷ノ幹旋ヲナス事
- 第三 縣農會、郡農會及産業組合支會、部會ハ互ニ相協力シテ市町村

- 二、産業組合ナキ町村又ハ組合ガ自發的ニ販賣事務ヲサマル町村ニ於テハ農會ガ集荷シ直チニ縣販聯支所或ハ出張所ヲ經テ縣販聯(聯合農倉庫寄託)ニ販賣幹旋ヲ依頼スル事
 - 三、縣販聯ハ縣外販賣ノ分ニツキ別ニ貯蔵割當數量ヲ定メ其ノ實行ヲ獎勵スル事
- 前記の如く縣農會と本會との間に小麥販賣統制に關する完全な諒解を得たので、縣内務部長、縣農會長及本會

長の主催で六月八日より縣下六箇所に郡農會長、同技術員、市町村農會長、技術員、産業組合部長及主事、町村産業組合長、販賣主任等を招集して合同協議會を開き、是に依つて縣より町村迄一致協力して事業に邁進することゝなつた。

是と共に六月五日靜岡市に於て縣農會及本會首腦部及關係職員の第一回統制委員會を開會し、具體的問題を協議し、諸般の打合を了した。同年度より施行の本會の小麥入札販賣規程左の如し。

小麥入札販賣規程

- 第一條 本會ニ於テ行フ小麥入札販賣ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 入札ニ附スベキ小麥ハ正味十六貫ニシテ靜岡縣穀物検査規則ニヨル検査ヲ受ケタルモノトス
- 第三條 所屬販賣組合ハ販賣日ノ二日前迄ニ入札ニ附スベキ小麥ノ品等、數量、所在場所ヲ附シ管轄縣購辦本支所ヘ申込ムコト
- 本會ハ右申込ニ依リ一驛又ハ農業倉庫ニ入庫セル各等級全部ヲ一口トシ本規程ノ定ムル所ニヨリ入札販賣ヲ爲スモノトス但シ場合ニヨリ分割入札又ハ相對販賣ニ附スルコトアルベシ
- 第四條 入札ノ場所並日時左ノ通り
- 入札場所 (縣販辦本所)
- 但シ縣内入札者ハ本會事務所ノ最寄ノ便宜ナル事務所ニ入札スルコトヲ得
- 入札日時 (別ニ定ムル通り)
- 第五條 入札者ハ本會所定ノ入札書ニ該當事項ヲ記入入札スルモノトス但シ本會ノ承認ヲ得テ電信又ハ電話ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第六條 入札価値ハ出荷驛又ハ農業倉庫渡トシ三等建正味十六貫一俵トス
- 入札價格ノ單位錢未満ハ之ヲ認メザルモノトス
- 第七條 等級間ノ格差ハ本縣査定會決定格差ニ依ル

- 第八條 入札者ハ一旦入札シタル物ハ之ヲ取消スコトヲ得ズ
- 第九條 落札ハ數札値段ニ違シタルモノ、内各等級ヲ通算シ最高金額ノモノヨリ順次其數量ニ達スル迄之ヲ決定ス
- 第十條 落札値段段ガ數札値段ニ違セザル場合ハ競賣ヲ中止シ再入札又ハ相對販賣ニ依ルコトアルベシ
- 第十一條 開札ノ結果落札トナルベキモノニシテ同一値段二以上アリタル時ハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム
- 第十二條 開札場所ハ本會役員、入札者、販賣關係者立會ノ上之ヲ行フ
- 第十三條 入札保證金ハ特ニ必要ト認ムルモノ、外ハ之ヲ徵セズ但シ保證金ヲ徵スル場合ハ入札俵數ニ應ジ一俵ニ付金五十錢以上ノ割合ヲ以テ本會ニ納入スルモノトス
- 第十四條 入札保證金ヲ徵シタル場合ハ落札者決定シタル時又ハ競争入札ヲ取消シタル時之ヲ返還スルモノトス但シ落札人ノ納付シタル保證金ハ賣買契約保證金ニ之ヲ充當ス
- 第十五條 落札人賣買ノ履行ヲ爲サザル時ハ入札保證金ヲ返還セズ
- 第十六條 落札者ハ落札決定ト同時ニ現品受渡ヲ行ヒ引換ニ代金全部ヲ支拂フモノトス
- 第十七條 前條ノ代金支拂ヲ遅延シ又ハ引取期間内ニ代金ヲ完納セザル場合ハ本會ハ直ニ契約ヲ解除シ仍テ生ジタル損害ヲ賠償セシムルモノトス但シ特ニ本會ノ承認ヲ得タルモノニ限り日歩三錢ノ延滞利子ヲ徵シ契約ヲ保留スルコトアルベシ
- 第十八條 入札者ハ本會ノ定款、業務執行細則並ニ販賣細則及本規程ヲ承知セザルノ故ヲ以テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第五節 粃 貯 藏

一、三萬八千石を引受

政府は昭和八年十一月一日より米穀統制法を實施して米價維持の根幹を樹立したが、同年度の米穀需給狀況は前年度持越米九百萬石餘あり、米作は内地朝鮮共に豊作で供給過剩を豫測され、米價は既に統制法の最低價格を

下廻れる有様なので、此の儘に放置を許さざるものあり、依つて政府は米價の維持調節の爲に昭和八年度收穫の粳六百萬石を農家をして自治的に統制貯藏させることとなり、十一月二十五日後藤農相は全國各府縣内務部長其の他を招集して政府の方針を指示し、更に十一月三十日付農業倉庫業法第十五條に依る公益命令を發して貯藏に對する政府の積極的方針を示した。此の命令は次の如きものである。

第十五條 行政官廳ハ公益上必要ト認ムルトキハ農業倉庫業者ニ對シ其ノ指定スル穀物又ハ藪ノ寄託ヲ受ケ、受寄物ノ検査其ノ他ノ行爲ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

そして右貯藏に關し十一月二十六日付農林省より發表された粳貯藏告示要綱は左の通りである。

粳貯藏要綱

- 一、昭和八年内地產粳約六百萬石を農家をして自治的に貯藏せしめること
 - 二、政府は地方の状況に應じて道府縣、市町村、産業組合、農會等をして粳の保管をなきしめること
 - 三、貯藏粳に對しては米穀貯藏獎勵規則により金利、保管料、運賃等を考慮し相當の助成金を交付すること
 - 四、貯藏粳は米價標が準最低價格より一割以上騰貴するにあらざればこれを賣却するを得ず
 - 五、昭和九年四月以後においては貯藏粳の保管を行ふため必要がある場合は地方の實狀に應じて貯藏倉庫の建設又は借入を行はしめ、これに對し補助金を交付すること
 - 六、前項の場合においては粳の保管はこれを無料とすること、但しこの場合においては手入費の一部を補助すること
 - 七、米穀年度末にいたるまでの間に貯藏粳を賣却することを得ざりし場合においては貯藏開始後においては生じたる品傷み、目減り、古米格に對し一定金額の補助金を交付すること
 - 八、見廻り監督費として各道府縣に對し一定金額の補助金を交付すること
- 而して右要綱に基き政府のなす助成金は大體左記の通りである。
- 一、金 利 粳石當り月 四錢

- 一、保管料 同 六錢
- 一、運 賃 粳石當り 十錢
- 一、品傷、目減り、古米格に對する補償 粳石當り 一圓五十錢
- 合計 二圓八十錢

尙第五項に規定せる明年四月以降の倉庫建設は、全國に十八萬坪實施の豫定で、これが建設費の三分二に當る助成費六百萬圓は追加豫算に計上され、この倉庫の建設は今回の粳貯藏實行に應じて各府縣に割當てる筈である。

そして本縣に對する同年度割當量は三萬八千石である。此の貯藏は農林省の貯藏要綱に「道府縣市町村農會、産業組合、農事實行組合等をして保管せしむ」と規定されてゐるが、經濟行爲を伴ふ貯藏、保管は事實上産業組合以外に於ては爲し得ざる所であるから、本會は此の全部三萬八千石の貯藏を一手に引受けることになつた。依つて本會は縣當局と數次の折衝を経て事務費其の他の諸經費補助及、本會の危險負擔に對する縣費の補償等に關する諒解を得、十二月一日常任理事會を開會して引受を決定し、更に左記日程に依り縣主催で町村當局、農會長産業組合長及關係團體當事者出席協議した。

- △十二月三日 袋井町商業學校（小笠、磐田、周智、濱名、引佐）△沼津市實業團體事務所（田方、駿東、富士）
 - △十二月四日 藤枝町農學校（志太、榛原）静岡市縣正廳（安倍、庵原）
- 同協議會に於て各郡市貯藏割當數量を大體

庵原郡一千五百俵、安倍郡四千五百俵、田方郡五千俵、駿東郡四千二百俵、富士郡五千四百俵、志太以西約二萬一千石と決定し、町村の集荷は縣農會が是に當り本會と共に國策遂行に力を盡すこととなつたので、本會及縣農會では懸命の努力をした結果豫定數量達成は確實に豫定し得るに至つた。同年十二月二十四日現在の縣下郡市實績左の

如し。

出荷済數	縣の割當に對する率
田方郡	一、六三四
駿東郡	一、五二三
富士郡	五、九八六
庵原郡	五、五二二
清水市	九六一
静岡市	九六一
志太郡	九、一八
榛原郡	九三七
小笠原郡	七、六四二
周智郡	四、三四二
磐田郡	一七、三五一
濱名郡	四、三四五
引佐郡	四、五二
計	五四・七四三

二、全部解除さる

斯くして豫定通り貯藏された扱は昭和九年七月三日本會より解除申請を爲し、四日本省より解除承認の電報が到達した。上記の如く昨年政府が米穀統制法を發布し、是に依つて全国的に扱貯藏をして米價維持に努めた結果、九年春來米價は最低公定價格を越ゆるに至り、六月に入つては最低公價二十三圓三十錢を一割以上上廻ると共に、

各地に米不足の聲を聞くに至つたので、農林當局は協議の結果七月一日より扱解除許可の方針を各地方長官へ通牒した、是に依り全部の貯藏を擔當してゐた本會は縣とも十分に打合の上前記の如く許可を受け、八月本縣主催で縣下貯藏倉庫所在の六ヶ所で協議會を開き、今扱米として販賣した。解除要項次の如し。

貯藏扱解除要項

- 一、寄託組合又ハ農會ハ政府扱貯藏資金返還ノ爲融通ヲ受ケタル假渡金ノ全額ヲ調達償還シ倉庫毎ニ解除ヲ受ケルモノトス、但シ町村、町村農會又ハ自發的ニ處理スルコト能ハザル産業組合ニ對シテハ縣販聯ニ於テ之ヲ處理スルモノトス
- 二、解除ヲ受ケタル扱ハ各倉庫毎ニ關係農會町村産業組合相協力シ扱摺調製ヲ行ヒ販賣ハ全部縣販聯ニ委託スルモノトス
- 三、倉庫毎ニ關係組合及農會ヨリ責任者ヲ定メ解除調製、販賣、精算ニ關スル一切ノ事項ヲ處理スルモノトス
- 四、共同調製ニヨリ扱摺シタル玄米ハ之ヲ販賣シ販賣代金ヨリ諸費用ヲ差引キ精算ノ上代金ヲ支拂フモノトス、但シ自家用トシテ貯藏扱ノ供給ヲ受ケントスルモノニ對シテハ假渡金ト諸經費ヲ決済シタル上配給スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ市町村農會又ハ産業組合毎ニ一括シテ取扱フモノトス
- 五、扱摺調製ニハ關係農會監督及指導ニ當リ之レガ圓滑ヲ期スコト（イ）調製依裝ハ同一倉庫内一定品種毎ニ行フコト（ロ）扱摺調書ヲ作製シ使用扱數量、同上ニ於ル玄米屑米ヲ調査シ其ノ量及扱摺歩合ヲ各品種毎ニ調査スルコト
- 六、検査ノ上今摺票總ヲ添付ス
- 七、調製シタル玄米ハ販賣委託書ヲ作り至急縣販聯へ販賣ノ委託ヲナスコト、全部ノ調製ヲ終ラザルモ依裝ノ出來タル分ヨリ逐次販賣ヲ委託シ平均販賣ヲ行フモノトス、精算ハ共同計算ノ方法ニヨリ處理スルモノトス
- 八、精算
 - イ、第一項出庫ノ場合
 - 金利保管料トシテ一俵ニ付キ七月十五日以前ノ出庫ニ對シテハ三錢、七月十六日以後同月末日迄ノ出庫ニ對シテハ五錢ヲ徴收スルモノトス、ソノ後ノ金利保管料ハ縣販聯之ヲ定ム
 - ロ、町村組合及農會ニ於テ販賣ヲ終リタルトキハ販賣代金獎勵金其他總收入金中ヨリ左記費用ヲ控除扱一俵代金ヲ定メ貯藏者ニ代金ノ支拂ヲナスモノトス

第六節 職員の鍛錬授業

一、縣購聯實踐隊と自治寮

昭和八年一月二十四日東京市日比谷公園に於て第一回全國反産運動大會が開會された。全國の商業者は産業組合の發達進出に脅威を感じたのである。同年は恰も産業組合擴充五箇年計畫實施第一年に相當し、本會に於ても前年樹立した擴充計畫に基いて其の活動を開始した際でもあり、何の反産運動ぞと云ふ意氣に燃えた本所青年職員十六名は、本會中堅職員の錬成を目的として縣購聯實踐隊を組織し、本所合宿所は勿論、市内外の通勤者も霜凍る冬の朝の六時半には全員集合し、身心を鍛錬し、職域奉公を實踐に移して、至誠事に當らんことを誓つた。是が本所自治寮の前身となつたのである。

斯かる覺悟と意氣とを以て、本會の役員は挺身して本會の目的遂行に邁進したので、從來の事業の躍進の外に新事業の開始あり、擴充躍進は洵に目覚ましきものがあつたと共に、職員が多忙は非常なものであつたが、何れも歡喜を以て此の多忙を克服して進んだ。併し事業の擴張と共に新たに職員が多くが入つて來たので、是等の新職員に本會の精神を徹透せしめ、愈々任務完遂に進ましめる爲、其



二代自治寮長 杉平七氏 (死戰)



四代自治寮長 鈴木敏夫氏

の錬成の必要を加へたので、同九年八月役員會の決議を経て常勤役員並職員の豫てからの據金を基金とし自治寮建設に決し、直ちに本所の傍らに起工して同年十二月末竣工し、同十年一月より合宿者其の他は入寮して寮生とすると同時に、實踐隊は解散し、實踐隊長を初代寮長として自治寮は誕生し、益々錬成に力を盡した。寮生は最初十二名であつたけれども、入退寮もあつて、月々増減があつた。歴代の寮長並に規程、細則左の如し。

就任年月日	寮長氏名
昭和十年一月七日	渡井常藏 (村松)
自同十二年	大杉平七 (戰死)
至同十四年	佐野博 (出征)
自同十五年二月一日	鈴木敏夫 (病死)
同十五年四月	小林啓一 (富士)
同十五年四月	諸井五平 (飼料會社)
同十六年二月	土屋武 (本所)
同十七年三月七日	影山義美 (本所)
	山本勝次 (本所)

静岡縣購聯自治寮規程及細則

自治寮規程

- 第一條 本會ハ職員ノ人格陶冶ト協同精神ノ涵養ニ資スル爲自治寮ヲ設ク
- 第二條 本會男子職員ハ六ヶ月以上自治寮生活ヲ爲スモノトス
但シ特別ノ事情アルモノハコノ限リニアラズ
- 第三條 自治寮ニハ寮長一名、寮主任一名、室長若干名ヲ置ク、寮長及寮主任ハ専務理事之ヲ任命シ室長ハ寮長ノ任命ニヨルモノトス

第四條 自治寮生ハ寮長ノ監督指揮ノモトニ別ニ定ムル自治規定ニ從ヒ自治寮生活ヲナスモノトス

第五條 自治寮生ニ對シテハ本會ヨリ左ノ給與ヲナス

食事 三食

第六條 自治寮人退寮ニツイテハ事務理事ノ許可ヲ受クルモノトス

寮生心得

- 一、寮生ハ寮長ヲ核心トシ自治の共同精神ヲ發揚シ心身ノ鍛鍊ヲ怠ラズ其誠心ヲ強化スベシ
- 一、寮生ハ早起日ノ出ヲ仰ギ心靜ニ天地ノ大德君父ノ至恩ヲ感拜シ報恩ノ念切ニ今日モ亦誠實ナル一日ヲ進マムト誓フベシ
- 一、寮生ハ私慾小我ヲ捨テ心境ヲ研キ常ニ愉快活ノ心情ヲ保持スベシ
- 一、寮生ハ長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ後輩ヲ慈愛導導スベシ
- 一、寮生ハ膽勇ヲ尙ビ血氣ヲ誠メテ常ニ人ト接スルニハ温和ヲ第一ト心懸クベシ
- 一、寮生ハ正義信念ヲ強ク大乘ニ就キ常ニ責任觀念ヲ重ンジ犧牲的精神ヲ旺盛ニスベシ
- 一、寮生ハ質素勤勞ヲ旨トシ虛榮ヲ排撃シ簡易生活ニヨリ勤儉貯蓄ヲ實行スベシ
- 一、寮生ハ常ニ姿勢ヲ端正ニ保テ靈肉不二ノ理法ヲ悟リ心身澆刺タル健康ヲ保持スベシ
- 一、寮生ノ大歡喜ハ身ヲ修メ徳ヲ積ミ自己當面ノ仕事正義産業組合ノ業務ニ身ヲ捧ゲテ工夫、研究刻苦精勵シ共存同榮皇國ノ隆昌ト人類ノ福祉ヲ祈念シ相携テ共ニ進ムニアリ
- 一、寮生ハ夕ニ一日ノ行動ヲ反省シ今日モ亦誠心ニ從ヒテ實踐力行シ得タルヲ感謝シ明日モ亦自然ノ惠ミニ浴シ意義アル活動ヲ誓フベシ

自治寮細則

縣購販聯自治寮々友ハ本規定ニ依リ自治の共同生活ヲナスモノトス

一、日課

起	床	午前五時三十分
ラジオ体操		十分
足		二十分

雨天ノ場合ハ洗面ノ後讀書

掃除 十五分

洗面 十分

二、朝食時刻ハ午前七時四十分トス

三、夕食時刻ハ午後五時トス

四、自由讀書研究修養時間ハ夕食後ヨリ點呼時刻迄トス

五、夕ノ點呼ハ午後八時三十分

六、夕ノ反省會ハ日曜、祝祭日及其ノ前日ヲ除キ左ノ通り實行ス

點呼後三十分間

寮生見聞ノ交換、研究及體験談

寮長其ノ他ノ修養談

齊唱反省 産業組合精神綱領

寮生心得

體操

七、消燈ハ午後十時トシ一齊就寢ス

八、當番室ハ本寮晝夜ノ取締並朝夕修養會ノ號令指揮ニ任ズルモノトス

九、前項ノ任務ハ當番室内ニ於テ一名宛次々交替シテ之ニ當ルモノトス

但シ夕ノ反省會ハ當番室ニ於テ室長之ヲ司會スルモノトス

一〇、寮生鍛鍊ノ爲當番室ヲ定メ各室一日交替ヲ以テ之ニ當ルモノトス

一一、寮長不在時ニ於ケル寮長代理ハ寮長主任ニシテ寮長主任不在ナルトキハ當番室長之ニ當ルモノトス

外出

一二、本寮生日曜、祝祭日及其ノ前日以外ニ於テ夜間外出セムトスル場合ハ室長ノ許可ヲ得ルヲ要シ點呼時限迄ニ歸寮スルモノトス

但シ歸寮ガ點呼時限ヲ經過スル場合ハ豫メ寮主任ノ許可ヲ得ル事ヲ要ス

一三、寮生會務ニヨリテ出張スル場合ハ出發前寮主任ニ報告スルモノトス
一四、夕ノ點呼ノ際ニ於ケル寮生不在ノ責任ハ室長之ニ當ル

一般心得

一五、毎日常業務ハ最大能力ヲ發揮シテ夕食時刻迄ニ其ノ日ノ仕事ヲ完了スル様努力スルコト
一六、室内ハ常ニ靜肅ヲ保チ他人ノ迷惑トナルガ如キ行爲ハ絕對ニアルベカラズ（蓄音器等ハ日曜、祝祭日ノ外寮内ニ於テ使用セザルコト）

一七、室内ハ常ニ清潔整頓シアルモノトス

一八、寮生ハ禮儀ヲ重ンジ他ノ室ノ出入及朝夕ノ挨拶等忘ルベカラズ

一九、電燈水道ハ常ニ節約ニ注意スルコト

其他

二〇、時々日曜等ヲ利用シテ寢具其他ノ日光消毒ヲ行フモノトス

二一、時々討論會、意見發表會、劍道試合、徒歩旅行等開催スルモノトス

附則

日課ノ時刻ハ季節ニヨリ變更スルコトヲ得ルモノトス

二、縣購聯青年學校

事業の進展と共に青年職員は急激に増加したので、前記實踐隊以來の傳統的敢闘精神を基本として、青年職員に訓練、學科を教授實施せんが爲に昭和十七年三月青年學校を設けた、學則左の如し。

靜岡縣購聯（私設準）青年學校學則

第一章 總則

第一條 本校ハ男子青年職員ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ本會ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ皇民タル資質

ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 本校ハ靜岡縣購聯青年學校ト稱ス

第三條 本科生徒ハ二十五歳以下ノ獨身者及二十五歳以上ノ専務理事ノ指名シタル獨身者トス

第四條 聽講科ハ専務理事ノ指名シタル既婚者トス

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第五條 本校ニ本科、聽講科ヲ置ク

第六條 本校ノ教授及訓練期間ヲ左ノ通り定ム

一、本科 一ケ年 第一期（三月ヨリ八月マデ）
第二期（九月ヨリ二月マデ）ニ分ツ

二、聽講科 一ケ年 同右

第三章 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數

第七條 本校ノ教授及訓練科目ヲ左ノ通り定ム

一、本科 學科 修身及公民科、普通學科

衛科 各個教練、部隊教練、體操

二、聽講科 學科 同右

第八條 本校ノ教授及訓練科目ノ教授及訓練總時數ヲ左ノ通り定ム

修身 四五時間、公民 百時間、普通課目 二五時間、各個教練 五〇時間、部隊教練 五〇時間、體操 三〇時間、特別

講義 臨時

附則

本學則實施上必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ム

本學則ハ昭和十七年三月十日ヨリ之ヲ實施ス

本學校ニ關スル事項ハ庶務課ニ於テ主管ス

同學校長は望月専務是に任じ、主事は山本本會主事補が是に當り、三月の新學期に於て生徒五十八名を入學せし

め、左の三班に編成して教授訓練を行つた。

編成表 昭和十七年三月十日現在

教官 山本勝次	職員 五十九名	班長 長谷川俊司	班長 鈴木文雄
第一班	第二班	第三班	
森野勝美	土井照夫	池田正治	鈴木文雄
加藤豊	星野勝夫	石井長一	池田正治
眞田昇	池川徹	高橋保敬	石井長一
鈴木隆	松原恭次	平野隆平	高橋保敬
小松隆	九里末治	西ヶ谷正	平野隆平
山下好雄	山岸哲男	田島哲雄	西ヶ谷正
竹山久雄	望月昇	宮城嶋恒夫	田島哲雄
寺田勇	長岡明	西ヶ谷喜三	宮城嶋恒夫
鈴木武彦	井口辰雄	櫻井勳	西ヶ谷喜三
大城欣哉	吉野高光	小西正三	櫻井勳
石原兼太郎	金原啓明	川勝高士	小西正三
(以上寮生)	杉山喜代	佐野忠次	川勝高士
	小澤康	田中政美	佐野忠次
	山内一	藤下正一	田中政美
	久保文吉	奈良間淳一	藤下正一
	木内喜多雄	太田貞三	奈良間淳一
	米山四郎	大竹博	太田貞三

日朝鍛錬行事表 (男子)

参加者	行事	時刻	所要時間	摘要
寮生 竝	集合 點呼	午前七時		集合場所ハ寮材課前道路上雨天ノ場合ハ講堂ニ集合シ訓話ヲナスモノトス
一般男子	基本 體操	午前七時五分	一五分	
	遙 拜	午前七時二十分	二〇分	
	組合 旗掲揚			
	綱領 朗讀			
	訓 話			
寮生及下宿者	食 事	午前七時四十分	三五分	
職員 全員	ラジオ 體操	午前八時十五分	一五分	
備考	季節ニヨリ時刻ヲ變更スルコトアリ			

三、女子職員之鍊成

青年職員之増加と共に女子職員も急激に増加したので日朝鍛錬、書道、裁縫、華道等の教授を行つた。

参加者	行事	時刻	所要時間	摘要
女子全職員	集合	午前七時四〇分		集合場所ハ聯倉横雨天ノ場合ハ講堂ニ集合

二〇分

シ訓話ヲナスモノトス

午前八時

掃除呼

五分

産業組合精神

一〇分

綱領又ハ

午前八時一五分

訓練

一五分

ラジヲ體操

二、日夕授業課目

書道 午後五時三十分より六時三十分迄 (毎月曜日)

裁縫 午後五時より七時三十分迄 (毎火、水曜日)

華道 午後五時三十分より九時迄 (毎金曜日)

備考 季節により時刻を變更することあり

第十一章 十三年を顧みて

皇國に寄與せよ

前本會々長 榛 葉 忠 藏

自分は本會創立の昭和四年より同十六年迄會長として就任したが、元より淺學菲才殊に産業組合に對する知識經驗に乏しかつたのを、幸に大過無く經過し得たのは、一に専務及其他の役員及職員の精勵努力の結果に外ならず、感謝に堪へない。

本會が清水市に移轉して事業を開始當時は職員僅に四五名に過ぎざりしが、年と共に發達し、事務所も借家より、木造に、鐵筋コンクリート建築に進み、取扱高も最初十九萬圓の少額であつたのが、最終の十四年度には金八千九百餘萬圓を算し、職員も五十名、百名と増加し、信聯合併當時は三百餘名に上つてゐた。斯く目覺ましい進展を遂げたのは、産業組合が生産者の爲に努力し、時運が是を推進した爲ではあるが、農林省及本縣の理解ある援助、系統團體、組合の協力並に役職員の息まざる精進の致す所であることを記して、厚く御禮を申上げる。

併し其の間には種々の多くの苦難もあつた。販賣事業に於ける組合、問屋等の對立、抗爭の繼續は本會をして愈々奮起せしめた。縣有地の借入、買入にも本會が大を成さざる間は、常に交渉に困難が伴つた。幸に當時自分は縣政にも携はつてゐたので、是が諒解に微力を盡すことの出來たのを多とする。斯くして役職員が一致して事

に當り、困難を打破して進んだ所に絶大なる力があつた。

自分は老齡事に堪へず、會長の任に在るは本會の爲で無いと信じ、昭和十六年に辭任し、練達にして而も氣銳の高林氏が會長に當選就任したのは、本會の前途を明るくしたもので、自分も安んじて退くことを得た次第であつた。

大東亞戰爭下に在つて國家は愈々多難を加へ、本會の機構も亦國家の要請に應へて變革を見んとしつゝあるが、一に國策に従つて進み、其の全力を舉げて皇國に寄與せられんことを希望して熄まない。

本會事業回顧

本會専務理事 望 月 儀 一

信聯て購販聯兼營

本縣信用組合聯合會は大正元年に設立されたが、其の取扱は猶微々たるものであつた。同三年に第一次歐洲大戰が發生し、金融の逼迫に遇つて困つたこともあつたが、逐年發達して行つた。

大正九年に産業組合中央會が東京と大阪に、物品の仲買斡旋の事業を開いたのに刺戟され、縣下各地の購買組合が郡を單位として聯合會を造り、其の集積した力を以て積極的に進まうとし、大正十二年に濱名、引佐郡と濱松市を區域とした西遠購買聯合會が設立されたのを動機として志太、榛原、富士等にも聯合會が設けられ、十三年には中央に全國購買組合聯合會が出来た。

集積した力の有效なるを知つた郡の購買組合聯合會が、更に大なる力を以て利便を得たく考へることは當然である。大正八年の縣下産業組合協議會で『信用組合聯合會の購買事業兼營』が決議され、同年の大會後臨時總會を開いて購買販賣事業兼營を決議し、同年事業を開いたが、取扱つたのは肥料のみで、天野久太郎氏が購買主事として取扱に従つたが、數量も微々たるもので、時には全く仕事の無いこともあつた。

翌九年には燒津の魚肥會社で配合肥料を造つた處農家に歓迎されたので、十年には静岡市日之出町の肥料會社を買つて、こゝで配合肥料を製造したが、是は評判も良く需要も多かつたから、年々繼續した。

獨立と清水移轉

昭和四年二月に信聯と別れて本縣購買販賣利用組合聯合會を設立すると同時に清水に移轉した。清水港は東京、名古屋の中間に在つて豆粕其の他の肥料の集散地であり、本會の事業も肥料の外に無かつたのだから、清水に本據を置くことを利便とした故であつた。併し事務所は清水の入江受新田、鈴與商店前の普通の貸家を事務所風に直したに過ぎず、家賃も三十圓位と記憶するから小さい家であつた。こゝで仕事を主事栗田氏、箕氏と自分の三人で始めたのであつたが、それでも肥料で百五十萬圓位の取扱を行つたが當時肥料相場は騰落常無く、其の取引は餘程面倒であり、困難であつたのを、素人に近い自分たちが扱つたのだから、失敗も少くなかつた代り、此の失敗が非常に勉強をさせてくれた。

然るに本會が獨立した昭和四年には濱口内閣が消極政策を標榜して立ち、五年一月には金解禁をする旨を聲明した爲、物價は安定せず、漸落の傾向を示した中にも、農産物の低落は甚しく、米は豊作饑饉、藪は二圓と云ふ有様で、勿論肥料も需用を減じ、暴落した。此の暴落で本會の肥料事業は尠なからざる打撃困難に直面したが、

所屬組合が事情を諒解し、荷物を引取つてくれたので、辛くも破綻を免れた譯だつた。

事務所工場新築

此の農産の暴落はさなきだに疲弊した農村に恐慌を招來し、大なる陰影を投じたから、農林省でも農村更生部を新設して其の救済に乗出した位で、農村を相手にする本會の事業も困難が續出した。此の間に立つて本會は積極的に漸次事業を擴張して肥料の外に飼料、石炭其の他の雜貨を取扱つた。

斯うなると受新田の借家では手狭であり、不便だつたから、縣の埋立地を借りてこゝに事務所、工場を新築することになつたが、まだ本會は小さかつたから、縣有地を借入れるのにも困難が伴つたのを漸く切り抜けて新築を完成して移轉した。

米、小麥販賣開始

昭和七年に全販聯と提携して縣産米の販賣事業に指を染めた。主産地の小笠、磐田、周智郡などには各同業組合があつたから、是と聯絡して検査を受け産地で集荷し、是を商人に入札販賣を行つた。是は幸に成功して年々取扱數量は増加した。

是と同時に小麥の販賣事業をも開始した。當時我國は小麥の産額僅少で、専ら外國産の小麥、主としてカナダ、濠洲産に依存したが、需用は年一千萬石餘であつた。そこで農村更生の一策として政府は三箇年繼續の小麥増産計畫を樹て、外國輸入の小麥には百斤二圓五十錢の關稅を課した爲、小麥の値段もズツト高くなり、農家も有利になつたから、産額はズン／＼増加した。是に勢を得て政府は三年を五年に延長して獎勵した爲に、年産額一千

萬石以上に増加するを得た。

當時此の小麥は各郡農會で取扱つてゐた所へ本會が着手したので、所々で農會と衝突した、中にも小麥の大産地たる駿東郡農會などは會長勝又國臣氏と衝突して大分面倒になつたけれども、折衝を重ねて大正八年より提携することになり、逐年其の取扱數量も増大した。

木炭と製茶反産抗爭

昭和八年八月の第六年度から、本會は五箇年繼續の擴充計畫を實施したので、從來の事業の外に新たに聯合農業倉庫、穀貯藏、政府米貯藏受渡、鶏卵、木炭等の取扱に着手した。木炭は伊豆が主産地である關係上、小澤龜之助氏を煩はして、是が販賣統制に進出したが、當時はまだ山村迄組合運動が透徹せず、初年には二萬五千圓も缺損した。併し此の失敗に教へられて、翌年より年を逐うて成績を挙げ得た。

疊表の取扱にも指を染めた。縣副業主任伊東棧一氏の斡旋で、岡山縣より原料の蘭草、製織機械を移入し、引佐、濱名郡で其の製織を行はせたが、販賣業者と對立抗爭を生じ二元販賣となつた。

製茶は設立當初より取扱に着手したく考へてゐたが、其の機構も複雑なので、組合の要望が強かつたに拘らず、慎重を持って輕々しく動かなかつた。併し本縣の重要農産物であり、組合の要望は愈々熾烈なので、昭和八、九の兩年、試験的に極めて小規模の斡旋程度の取扱を開始し、其の經驗に依つて十一年度に、故石川主事を主任に起用して本格的に乗出した。本會は萬全を期し、茶期前の事業開始當初に重なる業者を招待して、諒解を得ようとした處が、業者は同盟缺席し、反對の意を表明したので、本會は種々手を盡して平和裡に解決しようとする努力と、業者は愈々反對の度を高め、遂に縣下の商工會議所、米穀、肥料商等の組合と合同し、曾て見ざる猛烈な反産運

動を惹起した爲、本會も自衛上黙視する能はずして對抗し、双方反産、産組の大會を開き、各自其の主張を高唱した。此の紛争は前後約一ヶ月に亙り、縣知事、茶業組合中央會議所、同聯合會議所等が仲裁して解決したけれども、其の後も業者は取引を拒んだから、同年の製茶事業は非常な苦心を重ね乍ら、多大の缺損を餘儀無くされた。依て本會も同業に對する根本方針を決定し、無理をせずに漸進し、神明町に工場を造り、海外へも内地へも苦心努力して販路を開拓し、次第に成績を向上し得るに至つた。

繭市場經營

本縣の繭は早場所として有名であり、産額も相當量を有してゐた。殊に沼津の繭初取引は全國の規準となる力を有してゐた。併し其の取引の裏面には契約不履行其の他の悪弊も尠くなかつた。

大正十五年に郡制が廢止された。沼津の繭取引の實相を知悉してゐた駿東郡長北里善從氏が縣農務課長となるに及び、先づ沼津の名取氏の店を産業組合組織として、駿東郡沼津市繭絲販賣購賣組合に移したので、各郡も是に倣ひ、富士郡の丸二を買収して富士郡繭絲販賣組合を組織した外忽ち縣下の十三市場が組合となつた。

然るに此の繭市場は何れも最盛期の最大出廻を目標として設備をしてゐるが、取引期間は極めて短く、休閑期間が非常に長いので、そのみでも無駄な支出が多く經營が困難なのに、前述の如く買入契約をしても、相場が下落すると手金を流して破約する等の悪弊あり、金額が多い爲に萬事が派手で、經營が苦しくなつたので、縣の爲永技師等が心配し、靜岡縣繭絲販賣購賣聯合會を設け、從來の負債を整理する爲に、原田積善社より百二十萬圓の低利を借入れて肩替りしたけれども、經營方法は容易に革新されず、加ふるに年々繭絲相場は下落一方だつたから、負債は愈々増加し、積善社の分は年々償還した殘額ある外、縣信聯、中央金庫に百二十六萬圓以上、各

銀行等の負債を合計すると總額二百萬圓以上上つたから、縣信聯等も嚴重なる返還交渉を開始したので、昭和九年五月の沼津市場は取引を中止し、濱松市場は開市不能となつたから、全國にも衝動を與へ、紐育市場にも影響したのに驚いて、農林省から井野蠶絲局長も來縣し、縣も盡力して百二十二萬圓の縣信聯、中金負債に對し、繭絲聯合會の市場、資産を擧げて縣信聯に讓渡することになつた。

けれども信聯は定款上自ら其の經營は出来ないから、本會が其經營を代行することとなり、信聯、本會及縣蠶絲課の人々で委員會を組織し、故野田久作主事を主任として經營に當り、農林省も三十六萬圓を補助し、負債中七十萬圓は擔保付、約五十萬圓は繭絲組合の舊役員個人保證とし、信聯より利益を以て年々積志社等へ支拂ふこととしたが、爾來も繭絲は時局の影響を受け不振を免れず、個人保證も實際名義だけであつたから、此の負債は容易に整理されず、幸に中央に繭絲統制會社の設立さるゝに及んで是に讓渡し、縣も方法を講じて漸く一切を解消した次第である。

蜜柑の輸出

本縣の重要物産に蜜柑がある。蜜柑は我國で本縣と和歌山縣の二縣が嶄然頭角を現はしてゐた。内地では何と云つても東京が大需要地であつたが、大正十二年關東大震災があり、同年は東京市場には移出する見込が無い爲に、其の處置に窮し、争つて北米に輸出したので、二箱一梱で七十五萬梱も出したから、需要を超過し値段も下落に下落を重ねた爲に日米兩方の取扱業者が非常な損失を蒙つたのに鑑み、兩國の商務官が心配して統制に乗出し、日米双方に折衝して北米柑橘輸出組合を組織し、輸出柑橘を一元化した。然るに其の組合員は全國で十九名の貿易業者に限定されたので、輸出は好成績となり利益も従つて頗る多かつたから、自然買煽る爲に産業組合の取扱

が次第に困難になつた。そこで産業組合が此の輸出組合加入運動を開始し、望月峻氏が盡力した結果、縣下十五産業組合が割五分の権利を得て輸出組合に加入した。さうなると此の加入の産業組合のみが俄かに有力になつた爲、其の他の産業組合、柑橘同業組合、農會も輸出機構の改善を叫んで猛運動を開始した結果、當局も考慮して昭和八年遂に是等の團體に對し、輸出額の二分の一の輸出権利を與へることになつたが、別個の組合を組織しては統制上弊害を生ずる憂あるを以て、農林省、縣と協議の結果、各縣とも聯合會に柑橘部を設けて取扱ふこととなり、本會も柑橘部を新設し、其の擔當理事として森和一氏が選任された。

籾貯藏倉庫の建設

籾市場經營の前年昭和八年は内地、朝鮮共に米が豊作だつたから、政府は供給過多の爲に米價の暴落せんことを憂へ、是を抑止する上から籾で貯藏することに決し、同年十一月米穀統制法を發布し、全國で六百萬石、本縣では三萬八千石を貯藏することとなり、本會が其の全部を取扱ふことに決定した。そこで本會は縣支會と聯絡を採り、縣當局と協議を重ね、政府より建築費三分の二の補助を受け、清水本庫の外縣下各地に貯藏倉庫を建築し各郡に貯藏割當をなし、町村組合等の協力を得て集荷に當つた。此の貯藏籾は價格と需給狀況に従つて解除販賣することになつてゐたから、政府の目的を達成するを得たが、後年食糧問題の重大化と共に、政府米の保管倉庫として多大の利便を與へ、本會の運営上にも寄與する所が多かつた。

蜜柑其他の罐詰事業

本縣の蜜柑は茶と共に重要農産物であり、生果として輸出移出する外、其の罐詰は歐洲殊に英國に需要が多かつたから、蜜柑加工事業が縣下に擡頭し、其の主産地なる庵原郡組合より、本會に於て此の加工事業を開始すべき要望が高くなつた、そこで本會は農林省と打合せた處、同省も賛成されたから新設に決し、昭和十年庵原郡興津町に工場を新築し、設備を整へ同年より加工事業を開始した。併し愈々罐詰製造に着手してみると、案外に熟練した技術を要し、同年の罐詰は失敗が鮮くなかつたのに鑑み、關係組合と共に鋭意研究の結果、其の原因も判明し、技術も次第に熟達し、品質も優良になつたから海外の需用も増加し、本會の製造高年十六萬箱に達した。此の好況に刺激され、庵原郡富士川、蒲原、由比、清水、志太郡岡部町地方等の蜜柑の産地は約十の罐詰工場が設立されたので、競争と品質低下防止と、更に資材購入、製品の販賣及び技術の向上を圖る目的を以て本縣罐詰協會を組織し、本會が是を統制し、蜜柑罐詰年産百五十萬箱の外、各種の果實等の罐詰をも統制輸出したが、支那事變以來輸出は遞減し、遂に全く杜絶した上に資材の關係もあり、農林省の指示に基き、縣下十二の罐詰工場を金三十萬圓と評價し、特別會計を以て本會が經營の任に當ることとなつた。

山葵と寒天

昭和十二年より粉末山葵製造を開始し、漬物原料山葵の取扱をも始めた。本縣田方郡地方は山葵の主産地であるが、其の生産品中の傷、屑品を原料として是を加工粉末としたのであり、其の莖等を漬物原料として販賣したのであるが、金額は餘り多くは無かつた。

餘り人には知られなかつたが、伊豆地方の石花菜は全國一で、品質も良く産額も多く、曾て稻取町が模範町となつたのも、收入は石花菜に依るものであり、沿岸皆石花菜の收入が主たるのであつた。併し従來は原料として是を長野、岐阜其の他の縣に移出して寒天に製造されてゐた。寒天製造は極寒の時、寒冷の地にあらざれば製造

が不能であつたけれども、本縣にも岳麓地方には到所好適地があるのを原料で移出するを遺憾とし、縣の伊東校一氏が調査した結果駿東郡須走地方で冬期製造を適當とし、工場を建設して製造するならば一工場三千圓を助成することに決したので、昭和十二年先づ一工場を建設し、經營の結果他縣より優秀の製品を得たので、續いて駿東、富士二郡下に五工場を建設製造したが、其の製品は品質頗る優良で、販路も多かつたので、本會は縣及縣購聯の協力を得て縣下に三十工場を設け、大々的に製造する計畫を樹立したけれども、支那事變以來輸出激減の爲不振に陥つたので、其の計畫は實現するに至らなかつた、其の後日本寒天統制會社が設立されたので、本會は是に出資し、原料等の配給を受けて製造を繼續してゐる。

製粉、製麵

本縣産の小麥約三十萬俵は一旦縣外に移出し、製粉された後小麥粉年六七十萬俵を移入需用してゐたが、此の外に飼料として麩の需要も多いので、本會は製粉工場を設け、縣生産の小麥を製粉すると共に麩をも確保すべく計畫し、昭和十五年清水市村松に製粉工場の外關聯作業の精麥、製麵工場を設け、十六年一月より製粉其の他の事業を開始した、能力は製粉日産三百八十一バレルであつた。然るに同年七月統制規則が發布された。當時田方、駿東、富士三郡の産業組合でも森田氏が中心となられ麩を確保して畜産の飼料に供すべく日産百八十一バレルの共同製粉工場を計畫し、設立を依頼したが中々許可にならなかつたのを、小濱知事高林會長が盡力されて許可になり、同年十一月より岳麓製粉株式會社として操業を開始した。事變の進捗と共に、是等は總て統制され、遂に原料配給を受けて製粉し、製品は縣指示に従つて配給するやうになつた爲に、精麥、製粉、製麵共に十分の能率を發揮することが出来なくなつたのは致方無き次第であつた。

會長と専務理事

本會の初代會長は榛葉忠藏氏である。氏は周知の如く本縣の各方面に於ける長老である、性豪毅にして寛容、慈父の如き溫容に接するものは誰でも氏を慕はずにはゐられない。氏はさう云ふ大なる抱擁力を有してゐた。

自分は専務理事として、斯かる會長の下に、當時不振を極めて縣下農村を、本會の事業を通じて更生振興に努めたのであるが、微力にして志を達することの少かつたのを愧づる。會長、専務理事の外に、内規を作つて常任理事の制度を設け、樞要な問題に關しては會長の諮問に應じた。當時常任理事は山本謙治、伊藤連司、森田豊壽の三氏であつたが、山本謙治氏は中央金庫の民間初代理事として榮轉される事となつて本會理事を辭任された。

本會は創立以來役職員の一致協力に依り事業は逐年著しき進展を示し、全國有數の大聯合會となつた。然るに昭和十年春以來自分は健康を害し、其の職に堪へないので再三辭意を申出でたるも受入れられなかつた。遂に意を決し一切の組合關係を離脱することとなり、後任には縣支會副會長の伊藤連司氏が就任し、岩間芳雄氏も販賣事業を主として擔當する専務理事となつた。

昭和十三年に至り、時局の要請に依り國策會社たる飼料配給株式會社が創立さるゝに當り、伊藤連司氏が其の専務取締に懇望されて就任された關係上、自分は再び推されて専務理事の職に就くことになつた。

榛葉會長は老齡の故を以て、紀元二千六百年を契機として一切の公職を勇退する決意を洩らされたが、四圍の事情は之を簡單に承認すべくもあらず、本會も亦其の顧意方を懇請したけれども、經濟の大變革期に際し、老齡到底其の職に堪へずとの理由で、辭意頗る固きものあり、遂に役員會も是を正式に承認せざるを得なくなつた。

後任會長には高林兵衛氏が衆望を擔ひて選任された。時恰も支那事變は長期戰の段階に入り、自由主義經濟は

完全に拂拭されて終焉を告げ、統制経済に百八十度の轉換をなしつゝある時に當り、新會長の透徹せる頭腦、練達せる手腕に依り、役職員は直に一體となつて相協力し、怒濤の如き勢を以て殺到する經濟難局を突破して今日に及んだのである。

時々の思ひ出

本會理事 伊藤連司

(一)

縣購聯の設立の時昭和四年は農村恐慌の眞唯中であつた。農産物の値下りは甚だしく、而も肥料飼料等買ふものは獨占資本の威力に依つて極度に高かつた。當時肥料資本が硫安を内地農民に高く賣り滿洲、北支へダンピングしてをつた一事を想起すれば思ひ半ばに過るものがある。

そこで、全國の産組が町村―縣―全國一體となつて、肥料、小麦、米等の諸資本の目に餘る行り方を牽制しようと言ふことになつた。然し、舊來の信用事業の立場から見ると、随分危い仕事のように思はれたので、信用事業と分離して縣購聯が生れたのであつた。

當時、私は支會主事として、望月君と協力して定款の作製から諸般の設立に關する仕事に當つた。

その後、色々な困難、難關にも打つかつたが榛葉會長、望月專務の統率の下職員の一致協力により漸次業績は進展した。

(二)

昭和七年、望月專務が病氣の爲退かれたので私が責任上後を引受けることになつた。當時の縣購聯はその後も變らず役職員一致日夜を分たぬ努力に努力を重ねてゐたが、又擴充五ヶ年計畫の進展途上にある急激な事業の進展の爲、當然の現象ではあるが、事務の組織や經理の明確といふことには充分行届いてゐなかつた。私はこの二點に力を注ぎ、町村組合の諸君にも亦職員諸君にも随分無理も言ひ、命令もした。然し、この事を行つたことが、翌年圖らずも勃發した茶業反産運動の苦闘を切抜けその後の事業の躍進の基礎を築くに寄與するところ大であつたと、今日でもひそかに確信してゐる次第である。

(三)

製茶事業の開始と茶商反産は最も大なる想出の一つであるが、この事は夫々述べられてあると思ふから多くを語る要はない。唯石川新一郎君が全く全身を投出して事に當つてくれた一事は何時まで忘れられないことである。

(四)

その後、昭和十二年私は圖らずも飼料配給會社へ來ることになり、望月君が全職員の乞ひを納れて再び事務に就任され、私は時々の重要事項の相談に預つて來たが、その後の縣購聯事業も決して垣々たるものではなかつた。殊に統制經濟の進展に伴ふ自由經濟から計畫經濟への轉換は縣下三百五十の組合を率ひ一億に垂んとする事業を行ふ縣購聯にとつては並々ならぬものがあつた。當時の木炭事件等その集中的な現れであつた。然し、よくこの難局を突破し、大いなる業績を収めて悠悠支會、信聯、購聯の合併を完遂したことは、全く會長、專務を中心とした役職員熱誠の努力の賜であつて、私は陰乍ら感謝し且心から悦んでをつた次第である。

(五) いよく、農業團體の統合目途に迫ると共に顧りみて寔に感慨深きものがある。求めらるゝまゝに、斷片的に想出を語つた次第である。

組合の發達を念ふ

本會理事 岩 間 芳 雄

自分は本會の役員として、創立以來名を列ねてはゐるが、其の經營に當つたのは昭和八年望月専務の輔佐役として事業に携はり、後望月専務が辭任の爲め伊藤理事と共に専務に擧げられ、同十二年辭任した四年間に過ぎなかつた。

自分は夙に皇國精神を信奉し、是を終生の規矩としてゐる。是は軍隊生活をした時に強く感じたのであるが、爾來是を基調として公私の生活を律して行きたいと努めて來た。素より魯鈍行つて謬れること多く、慚愧に堪へないものがあるけれども、常に覇道を避けて王道に就き、一に國家國民の爲に寄與せんことを念としてゐる。

産業組合は國民の大多數なる薄資者を組合員として設立されたものである。そして農は國の大本であり、農民は國の大御寶である。然るに自由經濟時代には、生産物の販賣や、必要品の購入方法が拙い爲に、其の勞は酬いられず、社會の下層に沈淪するの已む無きに至つたのは、深く同情に堪へない。されば組合は是等の生産者の味方として、個々の弱い力を結合せしめ、是を扶け是を導いて向上せしむることを使命とする。故に組合員あつて

の組合であり、組合あつての聯合會である。聯合會は宜しく單位組合の發達を圖り、組合は組合員の産業經濟の發達を念として經營すべきであると考へてゐる。

幸に年久しく富士梨業信販購利組合に在つたので、組合員の希望する所も略承知してゐたから、本會専務としても一意此の使命の達成に志したに過ぎない。事業に當つては計畫も必要であり、努力も重ねなければならず、成績も收めたい。併し成績を收むることのみ専念すると、動もすれば是に囚はれ、其の使命に背馳すること無しとしない。自分は只管是を自戒しつゝ進んだ心得である。

昭和八年に擴充五箇年計畫が樹立され、九年以來是を實施されたから、本會も新たな販賣事業に乗出した。小麥、甘藷、鶏卵、柑橘、木炭は九年度に、製茶、蜜柑罐詰は十年度に着手したのであるから、何れも僅に事業は緒に就いたに過ぎない。然るに昭和十一年には製茶販賣事業に於て、未曾有の熾烈なる反産抗爭に逢着して是に堪へ、翌十二年には菜種製油、岳麓の寒天製造を開始した。

本會は創立以來購買事業は逐年進捗したけれども、販賣事業は之に伴はなかつた。併し購買事業は組合員よりすれば支出であり、販賣事業は其の收入であるが故に、是を正しく進展せしめ、組合員の經濟の發達を圖ることは、極めて重要であると思惟したから、努めて販賣事業の進捗を企圖した。伊藤専務には内を整へて貰ひ、自分は多く外に働くやうにした。けれども販賣事業は、本會の着手以前既にそれ／＼の間屋等が是を取扱つてゐた爲に、對立を誘發し、抗爭を餘儀無くされたのは不可避の勢であつた。如何なる場合にも自分は本會の進出は、是を小にしては組合員の産業經濟發達の爲であり、是を大にしては國家に貢獻する所以であると確信してゐたから、斷乎として邁進した。

従つて身邊は甚だ多忙で、旅行中は汽車中で眠るのを常とし、多くの困難にも直面したが、克く是を排除して

進むを得た。是は素より官廳の援助、本會の役職員の努力の賜ではあつたけれども、上記の信念が自分を驅つて是に堪へしめたことを疑はない。

専務としての在任は僅に數年であつたから、着手したまゝの事業、功を收むるに及ばざる事業を遺して退いたのであるが、後を襲いだ役職員の精進に依つて、米、麥、木炭、甘藷、鶏卵、製茶等の事業が、何れも所期の目的を達成し、戰爭の進捗と共に國家の要請に應へて其の全力を擧げて事に當り、集荷配給に遺憾無くして今日に及んだことは只々感謝の外は無い。

肥料と飼料

肥料と飼料に關しては主事横山啓一氏の談話を主とした。

肥料經營の苦心

昭和四年本會創立當時の主たる事業は肥料と飼料であつた。本會が事務所を清水に選定したのも、肥料等の取扱に便利な故だつた。

同年五月鈴與氏の斡旋で清水市多喜六次郎氏所有の家を借りて事務所とし、事業を開始した。自分は縣の鶴田技師の斡旋で、同年五月十日より本會職員として出勤した。幸に約十年肥料雜貨等を取扱ひ、其の仕入、販賣等に就て一通りの知識經驗を有して居り、入所當時も六千餘枚の豆粕の手持もあり、是も本會に引續いで肥料の取扱を開始した。

創立當時は榛葉會長、望月専務、伊藤理事等の常勤役員と、職員としては栗田、養氏と自分、稍遅れて大橋卓

氏が入所した。斯かる少數の職員が、狭い借家で、僅に一個の電話に依つて一切を處理したのだから、一同の不馴も加はつて多忙を極め、帰宅するのは毎夜十時近かつた。

其の頃は一般農家の配合肥料に對する知識乏しく、肥料商の勧める割高な配合肥料を買つてゐた。先づ肥料と云へば豆粕を指す位に豆粕は肥料の代表的のもので、他の肥料も豆粕の動きに依つて相場が定められた位だが、此の豆粕は相場の高低が甚しく、一の投機事業を以て目されてゐた。従つて底値を買つて置けば必ず利益があり、組合、組合員へも安値で十分に供給出来る譯だが、さてどこが底値であるかは到底豫測し得らるゝもので無いのみならず、高騰、低落に際してどこ迄騰るか、降るかも豫知し得るものではない。勿論滿洲の生産状況から、産地の金融、輸送等より、需要地の景氣、農産物の高低、作付状態等を出来る限り調査し、罫線に依つて年々の高低を參考とし、是等の基礎の上に立つて相場を睨み第六感に依り賣買を決定するのであるから、或程度迄は當事者を信頼して一任してくれなければ仕事は出来ない。今電話で相場を訊きこゝらが買ひ時だと思つても、是を専務に相談しなければ決することが出来ないとする、或は専務の不在等に依つて半日位は空費してしまふ、愈々相談して買付けようとする、既に昂騰してゐると云ふ場合も少くない、幸に望月専務は大體に於て相場の見透しを指示し、後は扱者に是を一任してくれたので、思ふように仕事を進め得たのであつた。

肥料商には中々大資本を擁して縦横に活躍してゐるものも多くある。本會の肥料扱高が年々増加するのを彼等は若干の警戒を以て相對するに至つた。だから肥料商は皆懇意だが、中々眞の相場、氣配を示さぬのみか、常に其の反對であり、縣下の町村組合も本會を信すること厚からず、最初は系統機關利用の念薄く、肥料も商人より安ければ買ひ、高ければ買はず、商人と天秤にかけて利用せんとする状況だつたが、本會は努めて肥料商との摩擦を避け、其の間に實力を養つたから、抗爭を惹起せずに進むを得、第一年には僅に十餘萬圓の取扱高が、第四

年には九十萬圓、第五年には百五十五萬圓と順調に發展するを得た。
昭和四年五月十五日に本會が發行して、各組合に配付した肥料其の他の相場表第一報がある、半紙一枚に細かいガリ版印刷であるが、参考の爲に其の全文を左に掲げよう。

拜啓御組合益々御隆昌の段奉賀候、陳者當地市況左記の通り御報申上候間、御引合の節は多少に拘らず御註文被下度、目下行詰れる農村經濟打開の爲精々縣購聯を御利用願度特に御依頼申上候

目下肥料需要期接近の爲、各肥料共小硬き成行にて殊に大豆粕に於ては、各地共品薄の状態にて、當地倉庫在荷も二三千枚を算するのみ賣物薄、來月上旬入荷の豊川丸積（積荷十九萬見當）の入荷迄は賣物無之候

同船入荷にて一時的荷物は緩和するも、愈々本需要期に入る事故、昨年四五月入荷數四十三萬四千枚に比しても半數にも満たざる状態に御座候、本年は不景氣に加へ、石灰窒素及新肥料使用増加の爲、多少賣行減少すると、本年は經濟界懸念氣分濃厚にて、一般先物契約少く、昨今の大連市況に見るも安値出現は困難の模様、若し地方買氣一時に相成候場合は、今一層の高値出現致すべきかと存ぜられ候

以上の如き市況に御座候間御良考の上是非とも御利用の程願上候

本日成行相場

大豆	現物品切、六月	清水渡	二、二七
豊年豆	上旬入荷物		三、五三
同	六月		三、五四
硫酸大陸白色	改買		一一八、〇〇
過磷酸 [㊦] 印	省線レール		一、四四
硫酸加里	一越		一二二、八〇

上海	五十斤清水渡	一、九九
同	月末入船百斤	三、七〇
籾	近入船上五等	五、三〇
玄米	大羽省線レール十貫匁、	一一、九五
肥後	全印朝鮮仁川月末入船	一一、七〇
養鶏飼料		
高粱	一〇〇斤	四、七〇
包米	同	五、二五
玄米	石	一五、〇〇
中米	同	一三、八〇
粳	朝鮮	一、一〇
穀	大連	一、二五
大之浦	一萬斤貨車渡	一四〇、〇〇
忠隅	同	一一三、〇〇
高江	同	一二六、〇〇
大之浦	同	八七、〇〇
中隅	同	八七、〇〇
高江	同	八七、〇〇
微粉	同	七二、〇〇
山塊	同	一〇九、〇〇
中隅	同	一一〇、〇〇
田富	同	一一七、〇〇
田富	同	一一七、〇〇
田富	同	九七、〇〇

撫順粉炭	同	九二、〇〇
カナダ粉炭	同	九七、〇〇
石灰硫黄合劑	六貫匁入一罐清水練渡	一、六五
桑樹介殼虫、姬象虫特效劑一罐	ニテ約二三反歩へ撒布スルコト、至急取纏メ御註文願ヒタシ	

配合肥料

以上は單用肥料であるが、農家の立場から云ふと優良の配合肥料が合理的であり、必要であつた。併し當時は農家に肥料の知識乏しく、舊慣を墨守してゐた爲に、營利的な市販の不完全な配合肥料が横行し、縣や農會が自家配合を奨励しても中々普及しなかつたが、縣、農會等の指導によつて農家の肥料に關する認識も漸次向上した。

本會獨立以前に燒津で配合肥料を製造したこともあり、其の後靜岡で製造したこともあつた。されば本會獨立と共に完全な配合肥料の配給を企圖したが、未だ其の設備無く、已むなく註文品は全購聯を通じ、其の横濱工場より配給を受け、或は清水市の北村商事、片岡商店工場に委託製造して、組合の需用に應じてゐた。それで翌五年一月清水埠頭に事務所及肥料工場等を新設し、合理的に配合肥料を製造し安値に組合へ配給した。工場は海陸至便の地にあり、繩川は遠州の所屬組合より容易に入手し得られたから、組合にも歡迎され、殊に四年八月肥料配給改善助成規則の發布に依り、産業組合の肥料配給統制が實施され、一層配合肥料の改善普及が進められた。

堅實に進展す

肥料相場は國內事情のみならず、世界的の事情に支配されて變動する爲に、寸時も油斷を許さなかつた。幸に肥料事業は堅實に進展し、十四年度は九百五十五萬圓の多きに達した。事變以後は其の統制に依り、需給に著しい變革を來たしたのは已むを得ないが、農産増強に不可分の關係にある重要資材であるから、國策に順應して其の配給の適正圓滑に全力を盡してゐる。

飼料も漸進

本會創立と同時に肥料、飼料は其の主たる事業であつたが、肥料のみでも當時は稍手に餘つてゐたので、飼料は是を扱つても微々たるものであつた。けれども中遠其の他の養鶏が増加するに伴つて、飼料取扱も亦重要を加ふるに至り、年々其の取扱數量が増加すると共に、肥料と同じく完全配合飼料の必要を増したので、昭和八年二月清水市の肥料配合工場の隣接地に飼料保税工場を新築し、大藏省に特許を申請したが、認可進捗せず結局認可されなかつた。併し認可申請中にも製造を迫られたから、近接の飼料保税工場清水丸三飼料合名會社の工場を借りて産地より原料の直輸入を行ひ、四月一日より操業し、約五百噸の完全配合飼料を生産して組合の需用に應じた。

其の後大連より混合飼料輸入が可能となつたから、混合飼料を主體とした完全飼料製造を計畫し、八年七月より肥料精米工場を共用して飼料を製造し、日産三十乃至四十噸を生産して組合に供給してゐたが、十一年五月より全購聯の東西保税工場完成し、同會より配給を受ける方が便利となつたから、本會の生産を縮少し、近接地の

自動車で配給し得る區域に補足的の配給と、主として初生雜用飼料の製造に止めた。

飼料も肥料と同じく輸入に待つもの多く、従つて相場の高低が甚しいから、其の仕入には肥料同様の苦心を要したけれども、是も堅實に漸進方針を以て進んだ結果、逐年進捗した。殊に鶏卵の統制販賣に進出して以來便宜が多かつたが、支那事變以來次第に食糧の窮屈となるに伴ひ、飼料も輸入困難を加へ統制も漸次強化さるゝに及び、本會の取扱も變革を餘儀無くされた。

産米販賣

縣産米の販賣に關しては主として主事曾我正雄氏の談話に依つた。

縣産米の販賣を開始したのは昭和六年であつた。本縣の米の需給は年々六七十萬石不足で、縣外より移入し、或は臺灣米等を以て補つてゐたのであるが、郡に依つては過不足があり殊に、純消費の市部は全部他より搬入しなければならなかつた。

本會袋井支所管下の磐田郡、周智郡、小笠郡の所謂中遠地方は縣下でも米の大産地であつたし、地方とすれば茶と共に米は農家収入の大宗であつた。當時中遠米の販路は縣内に在つては濱松市を第一に、静岡市、北遠山間地方であつた。從來各地に是を取扱ふ小さい業者があつて、それが静岡、濱松其の他の大手筋の米穀商に賣込んでゐたから、袋井支所は是を統制して販賣事業に乗出さうとする前に、各町村の産額、品質、價格等を調査すると共に、静岡、濱松市の米穀商と交渉したが、大手筋は孰れも賛成して取引を歓迎されけれども、地方の小さい米穀商は本會の進出には反對だつた。それは大手筋とすれば

- 一、縣下の米の需給は縣産米のみでは不足なので、他府縣より移入しなければならぬが、値段に依つては移出も差支へ無いから、地方商人の扱ふ小口よりも本會が統制して纏つた數量を取引する方が都合がいゝ事
 - 二、各町村毎に等級に隨つて隨意な米を隨意の數量を取入れらるゝ便利のある事
 - 三、毎五日に市場を開き、開市前二日、町村毎に、等級別に數量を纏めて取引先に通知し、是に基いて電報、電話、手紙で入札する事も便利であり、今回は買損しても五日待てば次回の入札日が来るのも便利である事
- 等であつたが、地方の小商人は自己の營業を奪はれる形にある爲に賛成しなかつた。併し農家は從來小商人に適當の値段で買取られたのが、入札に依ると、其の當日の縣下の最高價格で販賣され、而も最も公正に行はれるから、安心して委託の出来る點より、次第に是を理解し、歓迎するやうになつた。

昭和六年より米の縣營検査が開始されたが最初は任意検査であつた。それ以前は各郡に米穀同業組合があつて、組合が検査を行つてゐたけれども、是はさしたる權威が無かつた、縣營検査となつても任意では權威も少かつたし、従つて検査に不服のものも出來て其の目的を達せられなかつた。併し是を販賣する上から云ふと權威ある縣營検査に依つて一様公正に等級を定めらるゝ事を利便とするので、本會は其の検査に合格した品で無ければ取扱はざることゝして、任意検査を強制検査に進めるのに努力成功した。

是と共に統制販賣をも検査員に助けて貰つた。最初は本會の統制販賣の主旨が徹底してゐなかつたから、農會、検査員の助力を得て部落毎に講話會を開き、多い時は一夜に三部落位を順次に講話したことがあり、それを十七夜も繼續巡回したこともあつた。當時小笠郡の産米の値は磐田郡に及ばなかつたから、同じ種類の米を植ゑ、同じ肥料と勞力を費して收穫した品を、他郡より安値であると云ふ不合理を忍べるか、是を是正するには縣營検査を受けて公正に等級を定め、そして本會の統制販賣に依つて、縣下最高の値段で賣れば、決してさう云ふ不合理

は無いと説くのが、一番生産者に理解し易かつた。斯うした一同の不斷の努力に依つて、統制販賣は漸次各生産者に滲透して行き、其の取扱高は逐年増加して行つた。

縣内販賣より一步を進めて、縣外販賣にも進出した。當時米は東京、大阪の兩市場の格付を基準として本縣米の最高、最低價格を規定され、且つ市場相場も是を基準として販賣されてゐた。本縣米は硬質で品質も優良であり、殊に旭種の如きは頗る美味、都人士の賞美する所となつてゐたから、本縣産米中旭種を主として大阪市場に進出し、政府格付の向上を圖り、傍ら各地で本縣米の宣傳會を開會して販路の開拓擴張に努めたので、本縣産米の聲價は年を逐うて揚り、其の成績も好良を加へたけれども、時局の進展と共に統制を強化されて、遂に本會の取扱を許されざるに至つた。

米穀販賣は一年を通じて行はれるが、其の最盛期は米が一番多く出廻り、そして農家が一番現金を必要とする十二月一杯である。されば此の一箇月間は縣内外市場の宣傳や、各地の有力米穀商と懇談會を開いたりする外に、入札販賣の實取引の數量も多額に上る爲に非常に多忙で、係員は記帳、通知、電話、電報等に忙殺されて、職員は食事をする暇も無く、夜は毎夜十二時を過ぎなければ就寝することは出来なかつたけれども、其の忙がしさが直ぐ成績の上に現はれ、仕事の仕甲斐があるので、皆喜んで努力したものである。

昭和十二年の秋には、稻に病害があつて、收穫も少なく、青米の混入が多く、検査の結果等外米と認められたのが三十萬俵も出来た。併し等外米となると値段もすつと安くなるから、生産者の収入にも大影響があり、勞々縣當局に陳情懇談し、是を臨時に五等米として貰つて販賣し、辛うじて窮境を打開したこともあつた。

鶏 卵

鶏卵販賣事業は主として本會主事淺井榮氏の談話に依つた。

統制販賣に着手

本縣の養鶏事業の發達は遠州を主としてゐた。即ち濱名郡は郡農會が主體となつて指導獎勵し、中遠地方は中泉町を中心として、數箇町村の同業者が各組合を組織し、駿河は清水市を中心と同じく組合を設けて事業を進めてゐた。鶏卵の取引は當時の農産物としては相當に高度化され、組合は各消費市場の間屋より日々入札を受け、其の高値の間屋に直接販賣する方法を執つてゐた。されば養鶏組合の成績の如何は、勿論飼育方法の巧拙にも依るけれども、主として其の販賣方法の優劣が與つて力があつたから、是に力を注ぐやうになつたのである。

こゝに産業組合の使命があつた。即ち組合で其の出荷を統制して消費市場に搬出し、直接に販賣することである。依つて是を主産地の各産業組合に説いて、昭和七年本會が其の統制販賣に着手した。幸に全販聯の後援もあり、最初は取扱數量も少額に過ぎなかつたけれども、逐年順調に進展増加を見た。同八年には鶏卵の生産縣たる愛知、静岡、長野、千葉の四縣産業組合聯合會が共同し、東京、大阪の全販聯内に聯合鶏卵販賣所を開設し、問屋、大口消費者、小賣商を相手に日々入札販賣を行つて相當な好成績を収むるを得た。

抗 争 と 輸 出

所が従來縣下の鶏卵を取扱つてゐた問屋等は本會の進出を喜ばず、濱名、中遠、駿河中部の組合を説いて反對

の態度を執らしむべく運動し、本會の統制販賣に對して反抗を開始した。けれども其の販賣に關しては實質上本會の販賣方法が優位にあつたから、濱名郡の如きは各町村の養鶏組合が合同して、本會の統制販賣に従ふべしとの意見書に調印し、郡養鶏組合に折衝したが、前記の間屋の横槍もあつて、次第に感情的に悪化して行き、約四年間抗争を繼續した。斯うなると直接其の影響を蒙るものは個々の組合員であり、養鶏事業の消長にも關するもので、縣も看過し難く、種々斡旋する所あり、同十三年より縣下養鶏組合の出荷は全部本會が統制販賣することとなり、同年六月本縣は生産縣と定められ、本會の手に依つて鶏卵の海外輸出を行ふ途に進展した。

昭和十二年より外貨獲得の政府の方針に従ひ、三井物産、全購販聯の協力を得、農林省より濱松、袋井の二箇所に輸出鶏卵處理場の建設を得て、其の輸出を開始した。仕向地は倫敦、獨逸等であつたが、此の輸出は數年ならずして歐洲第二次戦争と、國家の輸出方針轉向に依り杜絶の已む無きに至つた。

飼料難と生産減

昭和十三年の春始めて鶏卵に公定價格を實施された。是は農産物で最初のものであつた。久しく自由經濟に馴れた養鶏業者は、出来るだけ高く賣りたいのだから、公定價格は歓迎されなかつたのは當然である。従つて此の統制に従はずに勝手に値段の高い方へ賣るものが續出した。本會は飽迄公定價格を堅持して、國家の統制に従ふべき旨を説いたけれども、それは容易に耳に入らなかつた、同年は取扱數量が約三十%も減少した。其の減少したゞけは横に流れたのであつた。

併し養鶏業者も次第に國家の命ずる公定價格に依らなければならぬことを認識し、一方經濟警察の取締も嚴重になつたのと相待つて、漸次本會の統制に従ふやうになつた。

縣は統制機關を必要とし、十五年十月鶏卵統制規則を實施した。すると従來取扱つてゐた間屋との間に摩擦を生じたから、本會は乃ち間屋の實績に應じて補償料を提供し、縣一回の集荷配給に當り、以て統制を確立した。養鶏事業は其の飼料の確保を必要とする。然るに飼料の約八〇%は是を海外よりの輸入に依存してゐた爲に、事變の擴大に従ひ輸入は困難を加ふると共に、従來飼料に供されたものも他に轉用さるゝに至り、飼料事情は次第に逼迫して來た。昭和十五年に本會が飼料を統制して配給に當つたけれども、其の數量は事變前の四〇%に減少したのは餘儀無い次第であつた。

本縣の鶏卵生産額は最盛期に於て年七十萬箱、内三十萬箱を縣内消費とし、四十萬箱を他府縣に移出したが、飼料が斯く減少するに伴ひ、大規模の養鶏場が最も影響を蒙り、縮小整理の已む無きに至つた一方には、自給飼料を以て飼育し得る十羽以内の小養鶏を奨励したから、是は増加しつゝあるけれども、生産と共に本會の取扱數量も約三十萬箱に減少したが、努めて是を確保し、國民の榮養増進に寄與せんことを庶幾してゐる。

木 炭

木炭販賣は主として本會主事淺井榮氏等の談話に依つた。

抗争四年に亘る

本縣の木炭は事變前年産約四百萬俵、其の半分は天城山を中心として伊豆地方即ち田方、賀茂二郡の生産であり、木炭生産上よりすれば本縣中此の二郡が重要なものであつた。所が山に入つて炭焼に従事する生産者は、産地の間屋仲介人の所謂企業者の爲に利益を壟斷され、其の生活も悲惨なものであつた。

そこで本會は是等縣下一萬六千の生産者が組合員たるを以て、木炭の統制販賣を行ひ、取引の改善を實施して、生産者の福利を増進すると共に、製炭技術を向上せしめ、其の品質の改善を企圖し、昭和九年縣營検査の實施と共に下田、竹麻、中川根、濱松、修善寺に倉庫を設備すると共に、六箇所の支所に木炭専任職員を増員し、販賣事業に乗出した。

けれども是が運営に當つて見ると、其の製品の品質は區々亂雜であり、価格は高下甚しく、集荷統制にも非常の困難があり、且つ産地問屋は本會を敵として抗争を開始した。本會としてはそれらの困難は豫期してゐたことであつたから、値下り等に依り初年、二年共に數萬圓の缺損と云ふ多大の犠牲を忍び、最初は三四十萬俵の少量取扱に甘んじ、其の販路開拓に苦心を拂つて進んだが、産地問屋等との確執は漸次激化し、相對しても白眼一語を交へない迄になつた。

昭和十一年に全國の米穀取扱業者が起つて反産運動をしたのが木炭にも飛火し、全國の木炭商を糾合して反産抗争を行ひ、兩者の對立抗争は激甚となつたから、取扱の困難は愈々加はつたけれども、本會は敢然として所信に邁進した。偶々同年全販聯も木炭取扱を開始したから、是を協力して其の販路の開拓擴張に努力した。

此の犠牲と努力とは逐年生産者の認識を深くした爲に、年と共に本會の取扱數量を増加した。そして縣營検査も實施第二年に入つて、漸次軌道に乗り、規格も一定し、其の取扱方法も整備された。業者との抗争は實に四年に亘つて繼續されたけれども、此の間に本會は着々として地歩を占め、昭和十三年には取扱數量約百萬俵を數へ、同年八月に公定價格を定められた。

木炭の需給關係

本縣の木炭の生産は上記の如く年約四百萬俵、中三百萬俵を縣内消費とし、約百萬俵を京濱市場に移出してゐた。搬出方法は伊豆の東海岸より機帆船に依り、適當の市場に陸揚するを常としたから、運賃も安く、伊豆木炭として品質優良を以て聞え、需用も多かつた。

然るに事變後には山村勞力の減少等に依つて其の生産は漸次減少を餘儀無くされ、最近は約三百三十萬俵に減じ、一方工業の勃興に依る消費増加し、此の工業に従事する人口増加に伴ふ消費量も増大したから、需給關係は複雑を加へ、且つ交通運輸關係より縣産を縣内消費にのみ充當せず、約四十萬俵を上記の方法で京濱地方に移出すると共に、縣の西部には長野、岐阜、鳥取、島根の諸縣より約四十萬俵を移入して、其の需用を充たすことになつた。

二元集荷配給に改訂

昭和十五年二月十七日縣は農林省令に基き、木炭取扱機構に關する告示を公布し、是に依つて本會が一元集荷を行ふことに定められた。然るに此の本會の一元集荷に對し、木炭商等は従來の實績等を擧げて反對陳情を爲し、其の空氣は漸く險惡になつた。縣も當時の情勢に鑑み、同年十月集荷を本會と木炭商との二元に改訂した。すると木炭商は縣燃料商業組合聯合會を結成し、益々本會の根本方針と背馳する非協力的態度を執つた。斯く方針の相反せる二團體が共に其の集荷配給に當つてゐるので、勢ひ常に相剋を絶つ能はず、集荷は其の六〇%を販賣組合即ち本會が取扱ひ、配給は購買組合が三〇%を扱ふべく、縣の指示に従ひ運営して今日に及んでゐるが、二元集荷配給は根本的に無理があるので、近く改正を見るべく期待してゐる。

本會の販賣事業は概ね其の商人の反抗を受け、抗争と犠牲とを繼續した後に、漸く軌道に乗るを常としたが、

木炭も其の列に漏れずして今日に至つたものである。

小 麥

小麥の販賣に關しては主事渡井常藏、市野五作、榊原敏郎、曾我正雄、囑託杉山米作氏等の談話を綜合した。

小麥と生産者

縣下の小麥の主産地は駿東郡であり、田方、濱名、磐田、富士の諸郡が是に次いでゐた。小麥の需用者は若干の醸造業者の外、其の大部分は製粉業者である。製粉業者は何れも大資本を擁し、各地方の取引店、問屋等を通じて買入れてゐたが、成熟期が近くなると例外無く其の相場を引下げ、買入を終つた頃には騰貴させる。だから生産者は小麥を安く賣り、小麥粉を高く買ふ外なかつた。各地の製粉會社取引店は、小麥を集荷して會社に販賣すると共に、製品たる製粉、製麵を販賣してゐたから、其の關係は中々密接であつた。沼津市には田代、矢部等の相當大きい製粉會社取引店があつて、小麥を集荷し、小麥粉を販賣してゐたが、生産者は是等の商人の云ふ相場に依つて販賣する以外に途が無かつたので、常に恵まれない境地に置かれた。

縣農會と問屋

本縣農會は此の情勢を見て、小麥の統制販賣に指を染めた、昭和三四年より各町村駐在の技術員をして集荷させたけれども、經濟行爲の伴はない農會としては、集荷したものは地方の問屋に販賣する外無かつた。後には検査を行つて製品の統一を圖つたが、販賣は斡旋程度を出づる能はざるが故に、生産者が個々に直接販賣するより

稍有利な位に止まつてゐた。駿東郡等では前記田代等の取引店が、郡農會に假拂金を渡して置き、郡農會は是を内渡金として集荷してゐたが、農會の町村技術員は金錢の取扱には不馴れな爲に往々にして圓滑を缺き、中には問屋との間に情實關係を生ずるものも出來たものゝ、本會が取扱ふ以前に斯く斡旋販賣に力を盡してゐた。

本會進出と農會問屋

昭和初年農村疲弊を濟ふべく政府は種々の農村更生の施設をした。關稅を高くして小麥粉の輸入を防遏し、我が國の小麥の増産を圖つたのも其の施設の一であつた。そこで本會は昭和七年全販聯と連繫を保つて小麥の統制販賣に乗出した。本會の意圖する所は、本會が集荷したものを全販聯が製粉會社に取引し、中間業者の得てゐた利益は是を生産者に還元しようとするに在つたから、最も合理的であつた。けれども郡農會では前記の如く既に其の販賣に指を染めてゐるのだから、本會が同事業に進出することは、申さば自分の繩張りを犯されることになつたので、縣農會との間に協調が出來ても、郡農會は是に服さない。わけても駿東郡農會長勝亦國臣氏の如きは頑として本會の申込に應じない態度を示したから、勢ひ衝突は不可避であつた。町村技術員は數年の經驗もあり、生産者の顔馴染もあつたので集荷には一日の長があり、本會の進出に驚いた製粉會社取引店も農會に協力し、假拂金を農會に渡し、有らゆる便宜を圖つて挑戦して來た。

本會は是等の反抗に堪へて集荷に力を注いだ、そして其の荷物は全販聯より製粉會社に販賣された、製粉會社とすると中間の手数料が無いから割安に仕入れられるのだから、全販聯の供給申込に對して一應承諾はしたものの、全販聯が果して從來の取引店の供給した數量を供給し得るや否も疑問であり、且つ取引店とは製品販賣の關係もある爲に、是を排除することは不可能だつたから、會社は全販聯とも從來の取引店とも取引すると云ふ二途

を執つたことも無理では無かつた。

四四〇

第一年の苦心努力

第一年は何と云つても本會は經驗に乏しく、相場等も十分に判つてゐなかつたから、不利を免れなかつたが、本會の職員は懸命であつた。産業組合の使命を説き、豊富な資金を以て是に當り、時には農會の買入値段より一俵二錢高で買入れたり、高く賣れたからと稱して利益配當をしたりして集荷に努めた。統制を完全にする非ざれば、製粉會社も安んじて全販聯に頼ることは出来ない。然るに商人は時々僅少の數量を法外の高値で買入れて、本會に悪聲を放つたりして妨害を加へたが、努力に依つて第一年も相當の成績を收め得た。同年の小麥相場は最低三圓八十錢、最高七圓八十二錢と云ふ二倍以上の變動があつたのでも其激しきを知り得よう。

遂に統制の目的を達す

第二年の昭和八年には前年の經驗に鑑み、本會は陣容を整備して統制に着手し、一方農會との協調に努めた。同年も最初は地方的に協調は出来なかつたけれども、資金の豊富と仕拂の正確とは次第に生産者の信用を博し、集荷は増加するに反し、農會側は他に指導者の使命を持つてゐるので、次第に疲れて來た、従つて成績は向上し利益も相當にあつたから、出荷の生産者に特別配當を行つた上に、集荷完了の同年夏に、主な出荷者、關係者等約二百名を招待し懇談會を開き、餘興に舟遊をした。此の懇談會に於て、本會の生産者は本會の小麥統制販賣の成功を祝し、此の勢を以て甘藷の統制販賣に着手されたいと熱望するに至つたのが動機となつて、本會は甘藷販賣に着手するやうになつた。蓋し小麥と甘藷とは殆んど同じ畑に栽培、收穫される、小麥を刈つた後に甘藷が植

ゑられ、甘藷を收穫した畑に小麥が播かれる關係から、甘藷も小麥も共に駿東、田方郡を主産地としてゐる。

大勢が斯うなつたので、農會側も折れ、産業組合の森田氏、農會の勝亦氏が双方を斡旋し、小麥、甘藷の統制販賣は本會が行ふこととし、農會も是に協力すると共に、農會の一部の職員を本會に移すこととして、一切の落着を見た。榊原主事は當時農會職員として活躍した人であるが、此の時に本會に轉出したのである。

斯かる經過を辿つて進み、取扱數量の増加と共に本會は有力を加へ、小麥相場も國內は勿論、全販聯を通じて世界の相場を知り、是を參考として進み、終に縣下全産額の約九〇%を統制し得るに至つた、時局の進展と共に小麥にも公定價格を定められ、重要食糧として生産者と共に國家の要請に應へつゝある。

磐田地方も非協調

東部の状況は前記の如くであるが、中遠、西遠にも小麥は相當多く生産されてゐた。七年に本會が縣農會と折衝して小麥販賣に乗出すや、中遠地方の町村農會はやはり既得の權利を侵害さるゝものとして、大いに不快であり、不満であつた。中にも磐田郡農會の如きも、袋井支所から折衝しても是に應ぜざるのみか、終には從來郡農會が取扱つてゐた小麥に進出することは、郡農會の仕事奪ふものであつて『産業組合は農民の公敵だ』と極言して反抗し、いくら此方から手を差し伸べても容易に握らうとはしなかつた。従つて仕事は非常に難かつた。本會も『農民の公敵』とは聞き棄てにならない、不穩當であるから、其の反省を求め、縣農林省も色々配慮された結果、漸次充奮より鎮靜して本會との協調に應ずるやうになつたから、第一年には豫想の如き數量を取扱ひ得なかつたけれども、第二年よりは順調に事業を進捗することが出来、東部同様に進展した。

四四一

甘 諸

甘諸の統制販賣に就ては本會主事橋原敏郎、市野五作、鈴木八郎、囑託杉山米作氏等の談話を綜合したのである。

四四二

小 麥に次で着手

昭和三四年の農村更生の問題が盛んになり、東部各郡も何か新しい農産物の栽培を奨励しようと考えたが、販賣機關が無いから是も實行は困難である。殊に愛鷹山一體の開墾地には甘諸が最も適當してゐる、先づ其の販路を開拓し、從來の地方問屋の中間利益を排して生産、消費者を利し、其の實績に依つて甘諸の増加を圖らうと計畫し、郡農會では第一に消費状況を調査した結果、滋賀縣より京阪神に於て相當多く需用してゐることを知り、直ちに其の需用地に乘出して販賣に着手した結果第一年に二千八百俵を販賣した。然るに郡農會の販賣に對し、金岡、長家村の産業組合は『甘諸販賣は我々が久しく行つてゐるのだが、腐敗も多し、取扱は中々困難だから中止した方が宜からう』と忠告された。其の好意は多とするけれども、既に産業組合も商人も取扱つてゐる甘諸を、郡農會のみが取扱へない理由も無く、且つ實績に徴して商人よりは生産者に高く、消費者に安く、双方共に利益するので、引續いて取扱つた結果、需用は年と共に増加するに伴ひ、生産も増加して愛鷹山一體は皆甘諸を産するやうになつた。

縣購聯が小麥、甘諸の販賣に乘出したのは昭和七八年であつた。當時郡農會は既に小麥斡旋の販賣をも行つてゐた。まだ縣營検査が施行されてゐなかつたのを、検査を行ふ迄に進んだ處に本會の進出に逢ひ、次で小麥に略成功して甘諸に進出した。即ち昭和八年の沼津に於ける小麥生産者其の他の懇談會に於て、甘諸進出要望の聲が

盛んになり、同月二十六日の會議が是を決し、直ちに大阪に駐在員を置いて販賣に従事しむる等の準備を了した、當時大阪商人も數年の縣農會の販賣で、一切を承知してゐたから、農會より經濟力を有する本會の取扱を歓迎し、支障無く取引は行はれて同年二萬三千四百俵を販賣した。爾來本縣東部三郡の産額約五十萬俵の半分は、京阪地方の食用として販賣する計畫を以て進むべく、年々期節には大阪に職員を駐在せしめて努力したので、逐年販賣數量を増加するを得た。是と共に一方食用以外の屑甘諸は縣下東洋醸造其の他の醸造業者に特約販賣して、生産の全部を處理した。京阪の食用甘諸は北上、錦田村の産を歓迎してゐたのに、此の二村の人々は最初から本會の販賣を支持してくれたのも成功に與つて力ありしを疑はない。

甘 諸石入事件

前記の如く駿東、田方、富士の縣下東部三郡の甘諸は關西市場に不拔の人氣を有し、年々大阪市場に出荷してゐたが、昭和九年縣農會との協調が成立すると共に統制販賣を實行し、同十年度は三郡生産約百萬俵中、五十萬俵を統制し、中二十萬俵を大阪市場に仕向けることとした、此の大阪市場には從來中央市場と場外の有力商人あり、双方に取引して來たが、十年度より中央市場一本に統制取引をすることに決し、十月中央市場と契約した、當時市場外の商人は市場に加入すべく相互の諒解を得て契約したのであるが、實際に當ると市場加入には相當多額の老舗料を支拂はなければならぬ爲に、容易に實現を見なかつた間に、需用期が近付いて來た。そして此三郡中でも、北上、錦田村産の甘諸は優良品として絶対に必要とされて、此の二村生産の甘諸に限り、指値通り買入れることになつてゐたが、市場一本建となつた爲に、市場外の有力商は三郡の甘諸を手に入れることが出來ないのに困り、窃に産地の北上、錦田村に人を派し本會の發表値段より俵五十錢乃至一圓高で買入を開始したので、

四四三

相場が俄に暴騰し、自然指値も高くなつた爲、大阪市場では買切れず、「堀止め」の電報を發したから、産地は混亂を見るに至つた、依つて十月三十、三十一日本會では産地で協議會を開き、本年に限り前年同様市場内外と取引することとし、北上、錦田村産のものは本會で適當に考慮することに決し、十一月二日本會岩間専務其の他が大阪に出張、中央市場及場外商人と折衝し、十月の契約を取消し、本年は従來通り取引することとし、市場商人は可成早く市場に加入すべく諒解を得て問題を解消した、此の大阪商人の産地買入は所謂「石入れ」と稱せらるるもので、數量は數百俵に過ぎなかつたが、一時は相當の混亂を生んだのでも、同地産の甘藷が優良で歓迎されてゐたかを知るに足りよう。

製粉

製粉事業に關しては主として本會主事渡井常藏氏の談話に依つた。

小麦を取扱つて見ると、是に關聯するものは小麦粉と製粉事業である。當時縣内には製粉工場が無い爲に、小麦を縣外に移出し、小麦粉を移入して居た處が縣プロックが強化されると、小麦粉は買へるが、麩は買へないと云ふ事になり、家畜の多い東部の組合員は皆困つた。自分等が小麦を栽培し乍ら、麩に不自由するのは製粉設備が無い故だと云ふ聲が高くなり、澱粉工場の好成績の誘引もあり、十四年に清水市村松に製粉工場を設立に決定し、十五年に落成操業を開始し、製粉、製麵、製パン、甘藷粉、穀粉を製造する外精麥も行つた。岳麓製粉は最初丸産三島製粉共同作業場として村松に稍遅れて設立され、製粉事業であつた。能力は村松が三百八十一バール、三島が二四二バールであつた。

併し當時既に資金調整法に公布され、其の許可を得なければならず、一方其の製造機械を購入するにも是を秘密にする必要があつた。それは既設の大製粉會社より妨害を蒙る虞無しとしない故であつた。村松工場は八千二百坪の地積に三千六百坪の工場、倉庫等を有したが、其の機械は上記の事情の爲に、比較的有名ならざる工場に製作せしめた。さて一切の設備が整つて操業して見ると故障が續出した。是を修繕しつゝ能力一杯に運轉させるのには非常な苦心を要した。

所が操業の翌年には時局が進展し、原料の小麦が割當制となつた、割當となると全國の大製粉は従來の實績を主張して多くの割當を獲得したに反し、中小製粉は割當が少額なので、全國的に設備が過少となり、村松、三島共に經營が困難となり、製粉は委託であり、小麦にも小麦粉にも公定價を實施された爲に農家の収入を増す方法も無かつた。

更に時局が進み、國家が村松工場を必定とするに及べば、設備を産地なる三島に合同し、國策に順應して操業せんことを念願しつゝある。

澱粉製造

澱粉製造に關しては主として主事榑原敏郎氏の談話に依つた。

澱粉製造の開始は甘藷取扱に關聯してゐる。即ち甘藷の統制販賣が強化され、京阪地方に食用甘藷の販賣數量が増加し、品質を精選すれば、そこに屑甘藷の多くを生じ、其の需用を考へなければならなくなつた。此の屑甘藷を需用したのは東洋醸造會社の燒酎原料であつた。同社は産地にも近し、絶好の需要者であつたが需要數量に

限りがあり、逐年數量の増加は同社以外に需用を求むる必要を生じ、京阪地方の醸造業者に供給したが、此の豊富低廉な原料を用ひて澱粉製造を開かうと云ふ議が起り、昭和十四年一月本會の役員は全国各地の澱粉製造工場を視察調査した結果、少經費を以て設立經營可能なるを知り、東部三郡の産業組合と、本會との資金を以て駿東郡長泉村下土狩に澱粉製造工場設立を決定し、同年七月地鎮、十月落成直ちに操業を開始した。此の間にも澱粉製造に必要な水を得るに苦しみ、大井を掘つたが湧水せず、漸く河水を引いて是に充てたりしたけれども、第一年に五十五萬貫の原料を製造して好成績を収めたことが原因して、同年十二月に製粉工場設立の議も起つたのであつたが、小麦、甘藷、澱粉、製粉共に森田理事が頗る熱心で一同を引率したことも其の業務開始の大なる原因であつた。製造機械も當時入手頗る困難であつたのを二臺据付け、初年は一臺操業だつたが、二年目より二臺操業した。只二年目は割當少數にして四十四萬貫に過ぎず、第三年は五十四萬貫と進み。百萬貫迄の製造は可能であるけれども、甘藷が重要な食糧となつた今日に於ては國策の命ずる所に従つて奉公を勵む心得である。

藁 工 品

藁工品に關しては主として主事淺井榮氏其の他の談話に依つた。

本縣の藁工業は磐田、周智、小笠、榛原の四郡を主として夙に發達し、年産以五百萬枚、蕨四百三十萬枚、細三百五十萬貫、金額約七百萬圓に達し、香川、千葉、茨城、青森縣に亞いで全國第五位にあるも、其の品質は全國第一位を占むる主産縣として著聞し、農家の副業として其の收入に資する所鮮なからざるものがあつた。

されば是等の四郡には二の同業組合が設立され、技術の改良を圖ると共に、製品検査を施行して品質向上を庶幾してゐたが、其の販賣は概ね商人の手に於てし、東京の門倉商店の如きは主産各地に倉庫を設け、大資本を擁して是を取扱つてゐた。産業組合も此の間に在つて取扱つてゐたけれども、最初は僅に一割位の數量に過ぎなかつた。

併し産業組合の使命として其の統制販賣に力を加へると共に、是等の商人との間に摩擦を生じたのは已むを得ないことであつたが、本會は設立當時より其の取扱を爲し特に小笠郡櫻木村、堀之内町の兩組合は、筆舌に盡す能はざる困難に處して、克く是を突破したので、年々統制を強化し、昭和十三年以降袋井町、堀之内町の主産地には、數百坪の倉庫を設備して、其の取扱の利便に資したから、逐年其の數量を増加した。

事變以來一方にはロープ、ジュート等の輸入品が杜絶して藁工品を以て代用する外、直接軍需の著増、民需の肥料、飼料容器として、更に蔬菜、果實等の搬出に必要な度を加ふる等其の需用は激増し、一方勞力の減少等に依り生産は十五年を一〇〇とすれば、十六年は七二に減じ、十七年は更に減少の傾向に在るので、是が増産は焦眉の急となつた。

「代用品無い藁工品」の語の如く、今日包装用としては藁工品の繩、以に代るものは無い重要品となつたので、農林省令、縣令を以て従来の集荷配給機構を整備し、縣は臨時検査施行の措置をすると共に、原料藁の配給統制を實施し、日本藁工品配給株式會社の機構を充實し、本會の一元集荷を原則として、集荷配給の完璧を期し、更に其の増産を企圖しつゝある。

本會は國家の要請に應じ、當局の方針に則り、相當の特別豫算を計上し、町村組合と協力して増産に邁進し、一部不振の組合に對しては特別指導講習、講演會を開會し、機械の購入普及、技術競技會の開催、機械修理班の

設置等を以てし、更にパンフレット、ポスター、映畫、劇等に依つて生産者の啓蒙運動をなし、増産と割當完遂に努力してゐる。

茶種製油

茶種製油は主として主事曾我正雄氏の談話に依つた。

茶種は本縣中遠地方に於て相當に栽培され生産されてゐたが、昭和六年までは農家の個々取引に委せ、僅かに郡農會が販賣斡旋を行ふに過ぎなかつたから、生産者に不利なことが多かつた。そこで昭和七年より本會が其の統制に着手し年々是に力を盡したので、同十年には全産額を本會が統制し得る域にまで進展したから、昭和十二年に其の中心地たる周智郡山梨町に同町外十一ヶ町村組合と共同にて製油工場を新築し、製油事業を開始した。

當時我が國の茶種産額は年約百萬俵で、製油工場は海陸運輸に便利な阪神を中心として、大規模のものが多かつた。是等の原料は我が國の茶種に仰ぐのみならず、支那よりも多くの茶種を輸入する外、滿洲大豆、印度棉實等をも輸入して製油し、其の粕は肥料として内地に販賣し、製油は其の大部分を輸出してゐた。

是等の製油業者は自己の損失を防止し、利益を増大する爲には一致した共同戦線を張つてゐた。彼等は毎年茶花の咲く頃になると、必ず先づ製油の値段を引下げ、其の値で引合ふ所まで茶種の値を引下げるのを例とした。油の値を下げるのには若干の損失が伴ふのであるが、それは販賣する數量を手控へれば、犠牲を軽減せしめ得るので、春になると必ず此の手を打ち、原料茶種の買入を終る頃から、又製油の値を引上げるを常とした。茶種は他に需用も無し、彼等の共同の行動は、又例の悪辣手段だと知りつゝも是を奈何ともすることが出来なかつた。

殊に當時是等の植物油の八割は北米に輸出し、國內消費は残る二割に過ぎなかつたから、製油業者は同時に輸出業者で無ければならなかつた。所が輸出となると相場の高下の外に、換算率の騰落が絡み、船積から代金回収まで中々面倒が多かつた。

當時農林省は經濟更生策の一として、産業組合を主體とする農村工業が盛んに指導奨励された、従つて茶種製油事業の如きも、本會の外全國十數府縣に工場が新設された。

然るに此の製油事業を開始した昭和十二年七、八月の茶種仕入期は、北支蘆溝橋事件の發生した時であり、戦争景氣で物價騰貴に伴ひ、茶種も騰貴してゐたけれども、操業の都合もあるので、其の高値で仕入れて製油して見ると、貿易の價格は是に伴はなかつた爲に、約二萬八千圓を投じて製油設備をして、約二萬圓も缺損をしたから、委員一同も大いに失望したけれども、此の經驗を生かして經營に努力し、事業を繼續してゐる間に、今次の戦争に依つて植物油を統制され、漸く成績を収むることが出来るやうになつた。

けれども原料の茶種は、時局の進展と共に國家の方針が米麥重點となるに伴ひ、生産者も是に変更するの餘儀無きに至つた。元來茶種は八月播種後二回移植し、翌年六七月收穫するのだから收穫迄に滿一年を要し、而も反當收入も極めて少い爲に、其の生産は近年急激に減少したから、製油數量も是に従つて減少したのは已むを得ざる次第である。

雜 貨

四五〇

雜貨に關しては主事岩崎嘉市氏等の談話に依つた。

第一、二年度は本會の創立匆々でもあり、事業は肥料が主たるもので、雜貨は斡旋配給に過ぎなかつた。元來雜貨は品目も多く、當時は到所に入手することが出来、金額も大ならざる爲競争品も多く取扱には手数を要した。第三、四年度は組合を巡回し、注文を取纏め、可及的大量に仕入れて低價に供給せんとし、傍ら其の消費を規正して無駄無く、效果多からしむべき運動をした。洗濯講習會を各所に開會し、如何にして洗濯することが、石鹼の消費を節し、手数を減じて而も清潔にする効果を多からしむるかを教へたのも其の一例であつた。

第五年度は産業組合擴充計畫の初年度なので全體に積極的の進出が行はれ、農家の消費を規正し、其の消費に即應して配給をすべき運動が提唱され、取扱金額も前年度の十一萬圓より四十四萬圓と四倍の増加を示した。第六年度には各村の部落に購買委員を置き、委員が其の部落内の雜貨の消費量を調査し、是に依つて翌年度の豫約注文を取ることに努めた。當時全購聯では運動靴、ゴム靴其の他の生産を開始してゐたから、此の豫約に依つて計畫生産を行ひ、以て過不足無き生産により原價の節約を爲し、單價を低くして農家經濟に資せしめんと圖つた。同年度は取扱金額七十九萬圓、前年度の二倍近き成績を收めた。

元來雜貨中では石鹼、メリヤス、足袋等の綿製品、衣服類、地下足袋、ゴム靴、運動靴類を五大品目としてゐたが、第七年度に入るや、前年來の豫約運動を一層強化して、豫約週間を設け、組合員の消費推定額を調査集計して、計畫生産及購入に便ならしめ、更に農村の生産確保上より保健運動を提唱し、健康増進、體位向上の講話

を爲し、家庭藥の取扱を開始した。第九年度より我國は準戰時體制に入つたので、本會も消費規正を強化すると共に豫約の必要増大を認め其の運動を積極的にした。第九年度は擴充五箇年計畫の最終年であり、同年七月北支に事變を發生した。従つて軍需産業の勃興と共に物價昂騰の傾向甚しく、消費規正と物價抑制とを目標として進んだが、取扱金額は百九十五萬圓で、擴充計畫第一年に比して五倍近くに達した。

第十年度は支那事變は漸く擴大し、國家は次第に戰時體制に入り、物資の統制は次第に強化され、揮發油、重油に切符制を布かれ、十一、十二年度と續いて統制網は漸く周密となり、統制配給に依るものが増加し、一方には本會で取扱ふ能はざるものをも生じたが、本會は國家の要請に應じ、其の配給を合理的ならしめ以て農村の生産力の増強と、物價騰貴抑制に協力した。第十二年度の取扱金額は五百九萬圓の多きに達した。

第十三年度に入れば、日獨伊の同盟、獨伊の英米ソと戰爭開始せる外、我國と英米との風雲急にして、昭和十六年十二月米英に對して宣戰を布告せられたから、經濟體制は全く變革され、一切の物資は統制され、配給されることゝなつたので、雜貨中取扱ふ能はざるもの、取扱ひ得るも從來と系統を異にするもの續出したのは蓋し當然であつた。本會は乃ち食糧確保と農村保健とを目標として積極的に運動し、從來の雜貨部を資材課に改め、次で是を生産資材、厚生資材の二課に分つて、國家の要請に應じ全力を擧げて國策協力に努めた。農村勞力と資材の減少は農事實行組合を基礎とした共同利用、共同作業を奨励し、兼ねて其の保健に努めて勞力の減退を防止し、共同炊事、保育所を開設せしめて是を扶くる外、桑皮、苧麻を供出して、農村作業衣原料として還元せしむる等系統ある組織を動員して是に當りつゝある。

四五一

實踐隊と自治寮 (一)

實踐隊並に自治寮に關して初代隊長、寮長たりし本會主事渡井常藏氏は次の如く語つた。

仕事は總て人の力に依つて決せられる。事業の成績を收むると否とは其の人を得ると否とに在る。人は至誠で無ければならない。敏活、勇敢何れも必要であるが、それは至誠より發したもので無ければならない。本會の使命は生産者と消費者の福利を増進するに在り、國家的の事業に携はつてゐるのであるから、わけても至誠の人を得れば事業の推進は期して待つべきものがある。

昭和八年は産業組合擴充五箇年計畫實施の第一年であり、全國の産業組合は踴躍して其の擴充に努力した。是を知つた商業者は聯合して是を阻止せんとし、同年一月二十四日東京市日比谷公園に於て全國反産運動大會を開會して、産業組合倒壊の決議等を行つた。産業組合關係者は是を聞いて更に勇氣を加へた。

本會青年職員十六名は至誠奉公を實踐して産業組合の目的達成に邁進せんことを誓つて「静岡縣購置實踐隊」を組織した。自分は推されて其の隊長として是を統率することゝなつた。當時本會の宿直室等に合宿してゐる職員もあり、通勤してゐた職員もあつたが、是等を合し、範を軍隊訓練に執り、霜凍る冬の朝でも六時三十分には寒風荒ぶ清水海岸に集合して「軍人に賜はれる勅諭」を復誦體得し、諸種の訓練をして、身心を鍛錬した。

其の頃は本會の職員数はまだ多くなかつたが、此の擴充計畫に従ひ、會長、専務以下協心戮力其の目的に突進したから、新事業は開始され、舊事業の取扱數量は目覺ましき躍進を示した。此の躍進を處理して行くのは少數の職員であるから、何れも早朝より深更迄業に従ひ、二人前三人前の働きをしなければならなかつたけれども、

孰れも挺身就業し喜んで其の困難を克服して行つた。

事業の進展に伴ひ職員は増加された。併し本會の方針として學窓を巢立つたばかりの青年を採用したから、是を錬成して至誠事に當る有爲の士とすべき必要は増加し、更に寢食を共にして坐臥一切を是に合致せしむる必要を生じた。同九年八月の役員會に於て職員合宿の自治寮建築を決議せられ、直ちに起工、同年十二月末日竣工、同十年一月七日自治寮規程に依つて入寮は開始せられ、實踐隊は解散し、其の精神を強化して是を寮生の修練に充てた。自分は引續いて初代寮長として寮生を率ゆることになつた。

自分は寮生諸氏に臨むのに或は嚴に失したものがあつたかも知れない、現に睡眠は四時間で足るとの信念からは自ら行つて健康を害したこともあつた。けれども寮生は何れも能く是に服して規律を守り、事に處する慎重にして事を行ふ勇敢な青年職員も多くを造ることを得たのは洵に感謝に堪へない。

同十二年に執務の關係から、寮長は故大杉平七氏に代つたが、當時の青年職員は概ね今日本會の中堅職員として後進を誘掖しつゝあるを見て、自分は感銘を禁じ得ない。現に村松製粉工場職員の如きは、故障多き機械を運轉し他よりも低廉な支給に甘んじて精勵、六千袋も多くの納入を了した如きは、一に従業職員の涙ぐましい努力の集積であつて、事業は一に人に頼ることを如實に示すものであり、衷心より感佩する所である。

實踐隊と自治寮 (二)

昭和十八年七月二十三日主事木内新次、岩崎嘉市、杉村與七郎三氏を以て「實踐隊と自治寮」の座談會を開く、左記は其の速記の摘要である。(敬稱省略)

□木内 第二年に借家から新事務所へ移轉した當時は職員は十名位、其の中に通勤の出来ない者が私を始め二三名あつて、それが泊る事になつた。大橋さんは二階に、私等は階下の十疊室に寝た、こゝは宿直室をも兼ねてゐた。泊るとなると食事の心配をして貰ふ必要があり、外の職員の晝飯も心配する事になつた。望月専務は職員に一つ鍋の物を食べさせて家族的な和氣霽々たる氣分に造り上げようと云ふ氣持があり、富士川組合でも實行されたので炊事をやらせた。さうなると炊婦の室も入用になり、倉庫の裏へ八疊と四疊半の家を建て、風呂と便所を附屬させた。其の間に職員は増加し、最初は十疊に二三人ゐたのが六七人になり、新築の八疊へも三四人泊るようになった。十疊は食堂兼寢室兼宿直室だつた。

□岩崎 其の時分僕も階下の十疊へ泊つた。當時の日記を見ると、勤務と私生活とが連続してゐる。毎晩十一時、十一時半迄仕事をして、五六歩行くと寢室でそこへ寝たものだ。

□木内 さうだ、朝起きて飯を食ふと直ぐ仕事で、夜仕事を終つて湯に入ると直きに寝る——自分の時間と云ふものは無かつた。私も岩淵だから通へば通へたらうが、朝は兎に角夜は十一時が終列車だから、通勤は困難でもあり、經濟上の關係から泊つてゐたのです。まア商店の丁稚と云つた形ですナ。

□杉村 私は袋井支所から來た者で、合宿があると云ふ話だつたが、來て見ると階下の十疊でせう、暑苦しくて弱つたが、段々馴れて來た、併し一方合宿の人数も殖えて來たし、若い者ばかりだから、中々騒ぐ、大橋さん、渡井さんがそこから鍊成……實踐隊と云ふものを考へられたのでは無いか。

□木内 職員も十人や十五人の間なら、斯う家族的に生活し、専務が常に傍にゐて仕事を見てられるから、監督も行届き、特に鍊成と云ふ様な事をしなくても、専務なり主事なりの感化もあつて、一つの好い空氣が出來上るのだが、人数が増加するとさう行かない。大橋さんは實にやかましい人で、私は當時十七八歳だつたが、あの人

に小言を云はれなくなれば一人前だと思つた。今にして思ふと此の小言が大きな鍊成だつた。

□杉村 人数が殖えて市内から通ふ者と、合宿するものと出來ると、通ふ者は歸りも早く自由になる、合宿はさう行かんで自然不均衡を生ずる、それでは可けないとなつて、特別の鍊成機關が出來た——實踐隊へ入ると冬は朝早く海岸に出る、渡井さんが隊長で、大聲で軍人勅諭を読む、それを解説するので餘程勉強しないと出來ない。

□木内 勅諭の解説を内々讀んで勉強した。

□岩崎 渡井さんは熱のある人で、何でも自分が實踐して良いと信じた事を奨めるのだから、感化も大きかつた。

□木内 實踐隊は比較的期間が短かゝつた。聯合倉庫の敷地に餘裕が出來たので、本式の合宿所を建てる事になつた。二階建て階下を食堂、階上を宿泊室、十疊が三室の外六疊、四疊半、此の三室が合宿で、六疊は會議、應接室、四疊半が寮長室だつた。出來た當時は四邊は何も無かつたから、富士を仰ぎ、三保松原を望み、萬里の海風が吹込んで、實に絶好な鍊成道場だつた。

□岩崎 こゝへ移ると人数も多し、寮の規則と云ふものも出來、監督、鍊成をやつた譯ですネ。

□木内 實踐隊員は仕事の第一線に立つ若い職員が大部分だつたから、効果も多かつた。元來望月専務の方針が學校を卒業したばかりの青年、町村組合の青年、何れも優秀の者のみで採用するにあつたから、それを實踐隊で鍊成し、確固たる魂を造つて行つた事は本會の事業上にも大きな影響があつた。それから自治寮に移ると、寮生が二十人位、私も第一回の寮生だつたが、職員が増加すると收容し切れないから、後には寮生活の期限を付けて、順々に入寮させることになつたのです。

□岩崎 岩間専務は軍人だから、言ふことを肯かない者は引ッばたいでもやれ、と渡井さんを激励し、其の意氣組でやつた。

□木内 僕は第一回の寮生で、第一室の室長だったが、最初は寮生も中々言ふ事を肯かず、起床のベルが鳴つても起きない、蒲團を刳いでもまだ隅ッこへ寝てゐるので困つた。其の位だから寮長も骨が折れたでせう。寮の生活は軍隊生活と同じで、外出も許可を得なければならぬから、映畫を観る許可は貰ひ難い——此の寮の生活が私たちの生活の全部だから、大きい室に何人もゴチャに泊るので無く、事務所と離れた所へ寮を造り、寮には小さい室を澤山拵へ、寮長は家族と共に住み、其の全生活を通じて感化を受けるやうにしたいと希望したが、實際は本會の事業がまだ百萬圓に達せず、經營に非常に苦しい時代だつたから、そんな事は出来なかつたのを、此方は自分の仕事、生活より外は考へなかつたから、そんな希望を持つてゐた。寮長の渡井さんは富士郡須津村の御宅に家族を置き、月に一二度歸宅される外は寮生活で、餘り留守が多い爲に、其の御母様が『モウ清水へ行つてくれるな』と云はれるのを振り切つて出て来て、晝は仕事を、夜は寮の鍊成監督をされたのだから、全生活を是に投じられた、渡井さんは宴會は嫌ひと云ふ嚴格な方だから、典型的な寮長だつたが、若い寮生は中々こたへた。

□杉村 だから渡井さんが土曜日に歸宅すると云ふと、渡井さん以上に私たちが嬉しかつた。

□岩崎 併し今日に見ると、渡井さん始め皆良い寮長さんでした。あの寮生活で叩き込まれた頑張りが今でも利いてゐる。當時は徹夜も一向苦痛としなかつた、其の連中が今日でも澤山ゐて、其の元氣は残つてゐるのは有難いと思つてゐる。

□木内 本會も發展して人数も殖え、仕事の分野も定まり、自分等にも家族が出来ると生活も變るので、當時の様には行かないが、今日でも掃除などは一向苦にならない。

□岩崎 今日では社會狀勢も違ふし、統制經濟になつて仕事は決つてしまつたが、當時は建設時代だから、氣組も違つてゐた。

□杉村 當時同じ釜の飯を食つた者は、今でも外の者より親しい……。

□木内 寮生活には裏も表も無かつた、僕は其の後軍隊生活をしたが、御蔭で一向苦痛でも窮屈でも無かつた。

軍隊生活は大體に於て鍊成が一日中の仕事だから、寧ろ勿體無い位だつた。それに實踐隊當時から軍人勸諭も暗記し、拭き掃除にも馴れてゐたからだ、今日では境遇も違ふからしないけれども、やり得る自信は持つてゐる。

□岩崎 大橋さんも嚴格で、便所が汚い、履物が不揃だ、机上に埃があると云つては叱られた。従つて自然に綺麗にもし、掃除にも念を入れる、是が仕事にも現はれて總て眞剣にやつたのです。それも家族的に和やかな點もあつた爲に苦痛に感じなかつた。自治寮が出来てから、寮長は代つても方針は變らず、代々其の人を得てゐたので、縣購聯の存続と共に寮生活も續き、そこで仕上げられた人は嚴格の半面に和親もあつて、仕事の中心をしてゐるのは、専務、寮長、室長が同じ方針、同じ氣持で指導してくれたからです。

□木内 私は自治寮には十月位しかゐなかつたですが、食事の時には「頂きます」と感謝して箸を執る。夜反省の時間には、當日の事を反省して明日の方針を樹でると云つた工合で、木曜日には菓子を買つて来て座談會を開く、月に一度位は御馳走があつた、組合の記念日に握飯持参で日本平へ遠足をしたが、出發の時に撮影したりして實に楽しいものだつた。検査前の者ばかりだし、給料も賞與も少く、小遣は月に二三圓しか無いから、酒に近付く機會も無し、そんな事は考へなかつた。尤も寮生活も始めと終りとは多少相違はありませうが……。

□岩崎 あの當時は不況時代、就職難時代だつたし、皆勉強した、本會のみならず、町村組合の者も皆朝早くから夜遅く迄仕事を普通の普通と心得てゐた。だから仕事は能く覺えた。

□木内 仕事と云つても、帳簿、傳票は勿論労働を皆した。自動車荷を取りに来ると、傳票を買ひ倉庫へ自動車を連れて行き、荷物を渡し、それを擔いで積込んでやる。そんな事は皆平気でやつた。

□岩崎 それは林さんも自分等も皆やつた。荷物が大きくて動かないで困つたこともあつた、併し現場に於て現物に當るのだから一番よく判る。

□木内 倉庫へ入つて受渡をする、其の品の大きさ重さ、一箱にどの位入つてゐるか、運賃が凡そどの位か、るか、さう云ふ知識を得られる、雜貨は最も多し、實地にやらないと判らない。

□岩崎 實際一週間でも十日でも倉庫に入らないと實地の事は判らない、此の實地がすつかり頭に入らなければ計畫も樹たない、倉庫番のやうな仕事ではあるが、是はいゝ勉強でした。當時は規模も小さかつたけれども、仕事は何でもやり、寮生活で鍛へられた爲に、どうにか一人前になれた譯で、追懐すれば有難いことでした。

創立の頃を語る

昭和十八年七月二十一日日本會設立當時に關する座談會を開會、出席者望月専務、主事横山啓一、栗田秀司、元主事大橋卓、箕原吉の五氏、其の座談を速記により撮要す。(敬稱省略)

□望月専務 昭和四年二月まだ事務所の出来ない先から栗田君には事務を執つて貰つた、設立を認可され、購買事業も肥料が主であつたから、事務所は清水と決定し、事務所を探しに行つたが適當の家が無い。困つて鈴與さんの所へ行き、先代の與平氏に頼んだ、すると、宅の前の家ではどうだ、と云ふので、北向の窮屈な家で、元々事務所向の家では無かつたのを、少し手を入れて事務所にした、家賃は四十五圓、當時では決して安くなかつた

が、外に適當の家が無いから、便所の近いのも我慢して移轉した、こゝに栗田、箕氏、稍遅れて横山氏、給仕の石川と四人で、一本の電話で店開きをしたのだつた。

□横山 電話は七九〇番一本、第一回總會は手狭なので五月十一日に清水運送で開いた。

□大橋 其の時は私も居ました。

□栗田 あの事務所は實際ヒドイ家で、勝手の下に地下室様のものがあり、是に水がたまり、腐敗して臭くて困つた、二階も悪く大橋氏がそこに住はれた。如何にも手狭で仕方が無いので、翌年波止場附近に事務所、工場を建築して移つた譯だ。當時望月専務の下に大橋氏が總務で全部を監督され、横山氏が購買、箕氏は外交、自分は庶務會計であつたが、人数が足り無いから、誰でも何でもやつた、店の仕事の途中に銀行へも走る、帳簿も付け、電話へも出ると云ふ風に働いたものです。

□望月専務 創業時代だから人手は少なくて用は多い、夜も遅くなり、日曜も祭日も無い、皆仕事を自分の仕事として働いた、只正月だけは三日休んだ。

□横山 正月だつて大晦日に夜中の十二時を過ぎ、元日の午前三時迄仕事をした、鈴木八郎氏が事務所で仕事を

して元日になり、正月をこゝで迎へようと云つたことがある。

□望月専務 其の多忙を苦にもせず、掃除から使ひ迄皆で愉快にやつたものだ、波止場へ移つてからも、自分始め一同が法被を着て、肥料の粉碎、配合をし、終ると海へ入つて洗つたものだ。毎年總會が済むと慰安旅行をした、全職員が一泊旅行に年中の苦勞を忘れて楽しんでものだ、實際人数も少なかつたが、皆一心一體になり、氣持よく働いた。

□栗田 毎日の辨當には弱つた。

□**兼** 事務所の周囲には小料理店があり、夕方からガチャ／＼やるのにも困った。辨當は朝も晩も玉子焼ばかりなので、玉子焼はすっかり倦き、あれ以來嫌ひになつた。

□**望月専務** 其の狭い事務所の本一の電話、それも立つて聞く電話を便りに、肥料を扱つた。豆粕が主だが高下が甚しい、それを素人の我々が扱つたのだから、無論損もした、愛知縣から丸源と云ふ有力な商人も來、清水にも大きな肥料商があつた。全購聯も出來たばかりで、中央の機關も弱かつたから、商人と取引しなければならず、商人の方が經驗もあり、機敏でもあつたので、我々も苦勞もした代りに勉強にもなつた。

□**大橋** 横山氏が北海道へ鯀粕を仕入に行き、二度目に自分が北海道から樺太へ行つたこともあつた。

□**横山** 私が肥料の事で丸三商店へ行くと『横山君は縣購聯へ入つたが、成功した處で主事位、とても専務にはなれないから、つまらないぢや無いか、早く罷めた方がいゝですぞ、マゴ／＼してゐると今に潰れてしまひますよ』と云つた、傍に榊原さんも居たが、随分思切つた事を云つたものだ。

□**望月専務** あの當時清水へは豆粕が百五十萬枚位入つて居り、商人も多く、其の商人は縣購聯が素人で肥料を扱つて損をするにきまつてゐる。今に潰れる——さう思つて居たに違ひ無い。硫安は少なかつたが、相場の變動が激しく苦心をした。

□**大橋** 専務は三井物産へ行つてはよく怒つて歸りましたね。

□**望月専務** 三井などではまるで相手にしない、澤山の商人を相手にしてゐる三井あたりでは、一縣購聯などは相手にならなかつたに相違無い、併し此方では腹が立つ、よし今に見ろと奮起したものだ。あの當時は雜貨で随分苦勞しましたね。

□**兼** 清水は商人の取引が多いが、三島は全購聯が割に多く利用されてゐた。初めは肥料を賣りに行つたが、肥

料が賣れないので雜貨に力を入れることになつた。

□**望月専務** 本會でも最初は肥料が主であつたが、全購聯が出來ると雜貨を割當て、よこした。當時の雜貨は石鹼、學用品、地下足袋の類で、今日なら大したものだが、まだ本會でも組合でも取扱に馴れないので面倒臭い、配給すると受取つて戸棚へ仕舞込んでしまふから賣れない、金はよこさない、此方で立替へて仕拂ふから、帳尻が溜つて困つた、石鹼なども中々良い品だつたが賣つてくれない、そこで是等は農家の生産、生活に必要な品だと云ふことを、全購聯と共に大橋さん其の他の人が宣傳し、組合に店を開き、そこで石鹼、齒磨、揚枝などを並べて賣り、後には家庭薬も扱つて、段々發展して重要なものになつたけれども、最初は雜貨は全く顧みられず、苦難時代を経て來たものだ。

□**栗田** さう云ふ譯で雜貨は組合で面倒がり、物が悪いなど、苦情を付けて決済しない爲に三四年も勘定がたまゝ、帳簿の突合せも何年も溯らなければ合はない、斯う云ふ有様なものを教育し乍ら進んだ、現在は當座口から引落すが、當時は豫納金制度があり、承認を経て引落し決済したが、雜貨では實に苦勞した。

□**大橋** 厭な顔をされて送付ける雜貨も汽車、自動車でやるから運賃も中々かゝる、全購聯から地下足袋を小口では詰らないと云つて、車積で二車送つて來た、所が組合足袋よりアサヒ足袋の方が良くて安いと云つて、中々受取らなくて困つた。

□**望月専務** 産業組合のはツチャ足袋だが、アサヒ足袋の評判が良く、ツチャ足袋は弱いとか穿難いとか云ふ、そこで俵屋に兩方の足袋を片々づゝ穿かせて富士登山をさせて、弱くない、穿き難く無い事を證明宣傳したが、物が有り餘つてゐる時だから中々骨が折れた。

□**大橋** 新事務所移轉は五年二月だが、其の敷地は私が選定したものだ、當時は港務所があつたのみで、建物は

一つも無く全くの野原だった。

□望月専務 地所を選定したが、縣の土地だから、縣に貸下を願ったけれども、縣は縣購聯を知らないで、縣購聯なんて何をやるんだ、あそこは將來清水港の表玄関になるのだから、建物は鐵筋コンクリートの三階建にしろなど、云はれたのを、漸く坪二圓五十錢で借りた、草蓬々の原だから當時は安くなかった。

□横山 事務所を建てようとするのと新井氏が、あんな所へ家を建て、大風が吹けば飛んでしまふ、他にいい地所があるからそこにしろと云はれた。

□大橋 當時埠頭にまだ線路が引込まれず、線路料も出した、埠頭線へ入れるのは當時は損だったが、後になつて見ると絶好の位置だった。

□望月専務 新事務所も出来、一同の勉強で本會も次第に擡頭し、全購聯から纏めて買ふやうになつた、當時福岡が一番、名古屋、静岡が二三番だった。縣購聯の品でも高ければ組合は買はず、商人から買ったものだ。

□横山 鈴木八郎氏が入所して農具を扱った。

□大橋 伊藤氏が農具のカタログを一二時間で造つたのには驚いた。

□栗田 海に近く近所に家は無し、いつだったか海で情死するつもりで飛込んだ者が這上つて救けてくれと飛込んだのには宿直の者が吃驚した事もあつた。

□横山 専務も大橋氏も養氏も外出して、自分と栗田氏が留守をしてゐると、樺太漁業組合の役員技術者が來訪し、取引したいと云はれたが、様子は判らず、返事も出来なくて弱つたことがあつた。

□望月専務 樺太から鯨鮫を買入れた翌年北海道から鹽鱈を買つた、所がどこでも不味いと云つて買はない、あの鱈は「猫跨ぎ」だと云ふ評判、猫にやつても食はずに跨いで行くほど不味いと云ふ譯で悪く云はれた。漁る場

所と時期に依つて味にこんな相違のあることを知つた。

□横山 賞與を貰ふ時にも何だか申譯の無いやうな氣がした、經濟が判つてゐるものだから……。

□望月専務 賞與と云つたつてホンのお印して、一ヶ月分もあつたか位で……何せ、本會の獨立した昭和四年から五六年が、物價下落で農村恐慌の時代だった。五年に金解禁をしたが、米が六圓二三十錢、小麦が十圓に三俵、繭が一圓五十錢、蜜柑が十貫匁九十錢から一圓二三十錢、茶が一圓と云ふ値段だから、本會の事業にも骨が折れた。

□養 引合はんと云つて豚を富士川へ棄てた車があつた時代で、第三年目が一番悪かつた。本會の事業も米の販賣を始めてから、メキノ、良くなつた。

□大橋 米の前に小麦、是も駿東や磐田で戦つた。第一年は自由にやり、第二年には農會との交渉をやつたが細目で決裂した。縣より郡農會が強かつた。

□養 昭和八年に米をウンとやつた、七圓五十錢だった。米は豊作の時に買ったのは損をしないが、不作の時は損をする。品質が違ふからですね。

□大橋 米では拂下米でも粗貯藏でも中々苦勞した、拂下米は品は良くないが、安いので歓迎された。

□横山 米の販賣では静岡の商人——増井氏などを向ふに廻はして中々上手に切廻はした。

□大橋 望月さん、地震のあつたのは？

□望月専務 あれは昭和六年で、静岡と伊豆と二度あつた、伊豆の時に私は理髮してゐた。地震だと云ふので飛出して見ると、事務所の方は黒煙りだ、是は大變だと歩いて行けばまだ揺れてゐる爲にヨロ／＼して歩いて行かない、漸く駆付けて見ると、岸壁が落ち、六百坪の縣の上屋が落ち、中の物が潰れてゐる、幸に隣の本會の事務

所も倉庫も無事だった、倉庫には米が三萬俵も入つてゐたから、潰れたら大變だと案じたが幸に無事だったので、ホツと安心した。

□籠 周囲が空地だから晝休みなどには能く野球をやつた。

□大橋 専務が運動用にボートを買つた、中々思切つた事をやると思つた、當時は大したボートだった。何しろ五六人で開始した本會の事業が、後には職員だけでも二百餘人になる程發展した。望月専務を中心に皆懸命に働いたが、若い時だったから苦勞より愉快だった。支會に伊藤さん、信聯に森田さん、購聯に望月さん——此の三人がガツシリ手を組んで進んだから、縣購聯も發展したのだ。

□栗田 七月が年度末で、八月の暑い最中に決算をする、毎晩遅くなるが、女の人なども皆朝早くから遅く迄能くやつてくれた、大橋さんが陣頭指揮で、よく叱られたものだった。

□大橋 仕事を主とするものだから、濟まない事が多かつた。

□横山 歸宅すると疲れて按摩に揉んで貰ふ、明日は駄目だと思つても、明日になると又働かすにはゐられない、休まずによく續いた。

□望月専務 統制經濟に入つてからは仕事は實績等に依つて、分量が定まつたが、自由經濟時代には各自の腕次第だから、マゴ／＼してゐると押出されてしまふ、計畫も樹て、努力もして進むより外に方法は無かつたからです——兎に角皆よく働いてくれたことを私は常に感謝してゐます。

年 表

和 昭	年 四 和 昭	年 曆	本 會 記 事	内 外 記 事
八 五 二	年 八 八 五 二	元 紀	静岡縣購買販賣利用組合設立委員會を開會し、設立を決定、定款を決議し、役員を選挙す(三月) 設立者山本丈右衛門外二十五名より本會設立認可を縣に申請し、認可さる(三月) 清水市に本所を置き事業を開始す(五月) 有限責任西遠購買組合聯合會を合併(五月) 沼津、濱松市に支所を設置す(五月) 臨時總會を開會し、榊葉會長、望月専務理事の當選を報告し、定款變更、理事監事選挙を行ふ(五月) 第一回通常總會を開會し、理事監事を改選、事務所工場倉庫建築を決議す(九月)	田中義一氏内閣總辭職(六月) 民政黨濱口雄幸氏内閣組織、消極政策を標榜し、五月一月に金解禁斷行を發表す(七月) 縣知事長谷川久一氏休職、白根竹介氏新任(七月) 第五十七議會解散(十二月) 四年度縣下産額米百十六萬九千石、麥五十一萬六千石、藪千七百四十萬圓
三 九 一	年 九 二 九 一	曆 西		
			清水市に新築の本會事務所工場倉庫落成す(二月) 新事務所に移轉完了(三月) 第二回通常總會を開會、財産目録其の他を承認し、雜貨倉庫建築を決議す(九月) 有限責任志太榊原購買販賣利用組合聯合會を合併(十二月)	一月倫敦に海軍會議開會、日英米妥協に成る條約に四月調印、五月樞密院可決 天皇陛下には本縣産業教育等御視察の爲五月二十八日行幸、六月三日還幸あらせらる 濱口首相東京驛に於て佐郷屋留雄に狙撃され重傷、幣原外相臨時首相に任ぜらる(十一月)

年五	年六和昭	和昭
年九	年〇九五二	九五二
年〇	年一三九一	三九一
臨時總會を開會し、志太樟原購買販賣利用組合聯合會合併を承認し、定款變更、理事一名増員を決議す(一月)	政府拂下米取扱開始(三月) 志太支所を設置(六月) 縣産米入札販賣、小麦販賣開始(六月) 静岡縣産業組合青年聯盟を結成し、發會式を舉行(八月)	菜種、甘藷、鶏卵、柑橘取扱を開始(八月) 第四回通常總會を開會し、財産目録其の他を承認し、定款變更、飼料保稅工場建設を決議し、理事改選(九月)
伊豆、北駿地方地震あり、死者二百五十、全壊二千二百戸(十一月) 金本位に復歸したが貿易萎縮し、物價二割七分暴落、米藷茶の暴落に農村恐慌(十二月)	第三回通常總會を開會し、財産目録其の他を承認し、理事一、監事五名選舉(九月)	袋井町に磐田支所、富士町に富士支所、下田町に賀茂支所を開設(九月)
濱口内閣辭職し、民政黨若槻禮次郎氏内閣を組織す(四月) 縣知事白根竹介氏轉任、鶴澤憲氏新任(五月) 支那官兵の滿鐵柳條溝附近爆破事件あり(九月) 英國金本位を離脱、我國金融不安甚し(九月) 若槻内閣總辭職し、犬養毅氏政友會内閣を組織すると共に、金輸出を禁止(十二月) 全國町村長會に於て農村經濟窮迫打開を決議す(十二月)	第六年度縣下産額米百二十二萬石、小麦十一萬石、蜜柑千八百萬貫、藷二百五十萬貫、茶五百九十萬貫	高橋藏相臨時首相に任ぜられ、次で齋藤實氏舉國一致内閣を組織す(五月) 七月第六十二臨時議會に於て「農村救濟時局匡救」決議を可決し、八月右豫算、法律案審議の爲第六十三臨時議會召集 滿洲事變以來軍事費増加し、非常時經濟に入る

年七	年八和昭	和昭
年一	年二九五二	九五二
年二	年三三九一	三三九一
三保員島に礦油タンクを建設し取扱を開始す(一月) 清水市に飼料保稅工場等を建築し、取扱を開始す(三月)	臨時總會を開會し、本會の組織を保證責任に變更、保證金額一口三百圓とし、農産倉庫法に依る聯合農産倉庫經營を決議す(三月) 第六年度より實施の補充五箇年計畫を樹立す(五月) 後藤農林大臣本會を視察(七月) 補充計畫第一年度に入る(八月より) 第五回通常總會を開會し、財産目録其の他を承認し、聯合農産倉庫規程を可決し、監事を改選(九月) 鷺津出張所を開設(九月) 聯合農産倉庫業務を開始(十二月)	臨時總會を開會し、聯合農産倉庫及穀貯藏倉庫建設を決議し、同業務規程に「扱」を加へ、山本理事辭任に
日印通商條約破棄經濟激化に處する爲、貿易調整法通商擁護法を發布(五月)	第六十四議會は二十二億圓の大豫算を可決す(一月) 米國金本位を停止(三月) 二月壽府に開會の國際聯盟總會に於て、我委員は委員會作成の報告及勸告案に反對し、三月脱退を通告す 縣に産業組合課新設、高辻武邦氏課長(三月) 我軍熱河を討征し、支那側と停戰協定を開始(五月) 資本の海外流出防止の爲爲替管理法を發布(五月) 縣産業組合課長更迭枯木八郎左衛門氏新任(八月) 英國日印通商條約を破棄(十月) 圓爲替の下落に依りて輸出増進す	

昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五
昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五
昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五

代行に決す(十月)

秩父宮、同妃殿下本會興津農産物加工場に台臨御視察を賜はる(二月)
 蕨乾燥事業を行ふ爲興津、水窪、二俣、沼津、濱松、浦川、藤枝の共同乾蔵倉庫設備を買収す(三月)
 監事紅林竹一氏逝去(三月)
 沼津蕨絲場に於て田方郡産漬物原料山葵の販賣を開始(四月)
 静岡市神明町に製茶工場、事務所、倉庫を新築移轉す(四月)
 周智郡山梨町に製油工場を新設し、茶種製油事業を開始す(六月)
 興津農産物加工場に山葵加工場を新設し粉末山葵製造を開始す(六月)
 専務理事岩間芳雄氏辭任す(七月)
 第九回通常總會を開會、財産目録其の他を承認し、定款を變更、監事を改選(九月)
 軍部納入の大麥取扱を開始(十月)
 堀之内町に薬工品倉庫を建築す
 駿東郡高根、北郷村に寒天製造工場を新設し、製造を開始す

廣田内閣辭職、宇垣一成大將に大命降下せしも陸軍の反對に依り拜辭、林銑十郎大將内閣を組織す(一月)
 全支に亘つて抗日事件續出し、日支關係悪化す(三月)
 第七十議會解散、總選舉の結果政府側惨敗し、林内閣總辭職(四月)
 近衛文磨公に大命降下、内閣を組織す(五月)
 齋藤縣知事轉任、飯沼一省氏新任(六月)
 北支蘆溝橋事件勃發し、我が不擴大方針の努力に拘らず、漸次擴大悪化す(七月)
 第七十二臨時議會開會、二十億圓の軍事費及戰時重要法案十一件を可決(九月)
 蒙古聯盟自治政府成立(十月)
 日獨伊防共協定に調印(十一月)
 蔣政府還都令を發し重慶に退く(十一月)
 南京陥落す(十二月)

昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五
昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五
昭 二 一	和 十 九 一	昭 二 一	昭 二 一
年 七 三 九	年 六 九 五	年 七 三 九	年 六 九 五
年 八 三 九	年 七 三 九	年 七 三 九	年 六 九 五

臨時總會を開會し、清水市に本會事務所建築を決議す(二月)
 清水市本會事務所建築起工式を舉行(四月)
 臨時總會を開會し、角管理事辭任に依る補選選舉を行ひ、望月儀一氏當選(四月)
 伊藤専務理事飼料配給株式会社専務取締役に當選就任(四月)
 北阿モロツコに製茶を輸出し、續いてカナダ、丁抹、チユニス、ソ聯にも輸出す(八月)
 軍部に大麥、薬工品の外、罐詰、製茶、漬物等を納入濱松市及袋井町に輸出鶏卵處理場各一棟を建築し、鶏卵輸出事業を開始す
 第十回通常總會を開會し、財産目録其の他を承認し、監事石野清吉氏辭任(九月)
 新築の清水市本會事務所落成し移轉す(十月)
 駿東郡御殿場町に寒天製造第三工場を建築し製造開始
 無水酒精原料として甘藷を專賣局に納入の爲、中泉町に甘藷貯藏倉庫五棟を建築(四月)
 清水支所を開設
 駿東郡長泉村に澱粉製造工場を建築し、操業を開始
 第十一回通常總會を開會、財産目録其の他を承認し、

厚生省を新設、軍器工業動員法を發動(一月)
 「爾今國民政府を相手にせず、新興支那政權と協力」と政府聲明す(一月)
 第七十三議會に於て臨時軍事費四十八億五千萬圓の外國家總動員法、電力國家管理法等を可決す(三月)
 全國産業組合大會開會、第二次擴充計畫方針を決定(四月)
 ガソリン切符制實施(五月)
 我軍徐州を占領(五月)
 商工省製製品の非常管理實施を決定(六月)
 商工省物品販賣價格取締規則公布即日實施、暴利取締令改正省令公布(七月)
 縣産業組合課長更迭横山佐市郎氏新任(八月)
 颱風關東地方を襲ひ各地被害多し(九月)
 職業紹介所國營移管決定(十月)
 飯沼縣知事轉任、山崎巖氏新任(十一月)

近衛内閣總辭職、平沼騏一郎氏内閣を組織(一月)
 第七十四議會十四年度總決算、臨時軍事費其他を可決(三月)
 大藏省は十四年度國民貯蓄目標を百億圓と決定(三月)
 縣知事山崎巖氏轉任、小濱八彌氏新任(四月)

和 昭	和 十 四
五 二	年 八 九 五
九 一	年 九 三 九
十四年十一月清水飼料株式會社を設立し、私設保税工場を建設操業を開始(三月) 清水市村松に倉庫十二棟、木炭倉庫一棟、本會事務所隣接地に雜貨倉庫一棟を建築す(七月) 第十二回通常總會を開會、財産目録其の他を承認し、定款を變更(九月)	定款を變更し、監事を改選(九月) 國民徵用令施行規則公布(七月) 米國日米通商稅海條約を廢棄(七月) 毎月一日を興亞奉公日と定む(八月) 獨ソ不可侵條約調印(八月) 平沼内閣總辭職、阿部信行大將内閣を組織(八月) 政府歐洲大戰不介入を聲明(九月) 物價、運賃、賃金等の價格停止令實施、石油配給統制令、機械設備制限令公布(九月) 英佛對獨宣戰を布告、米國中立聲明(九月) 九月獨ソ兩國は波蘭へ進入、獨ソ間に波蘭分割新協定成る、十月波蘭軍獨軍に降服 生絲暴騰二千圓を突破す(十二月)
阿部内閣總辭職、米内光政大將内閣を組織(一月) 静岡市空前の大火、五千餘戸焼失す(一月) 第七十五議會は總豫算案、臨時軍費其の他を可決す(三月) 汪精衛氏の新支那中央政府成立、南京に還都を宣言し、政綱を發表す(三月) 獨逸諸、丁に進撃占領(四月) 獨逸蘭、白、リニクサンプールへ進撃占領(五月) 獨軍巴里に入城し、佛國降服す(六月) 米内内閣總辭職、近衛文磨公第二次内閣を組織(七月)	

年 六 十 和 昭	年 五 十
年 〇 〇 六 二	年 九 一 九
年 一 四 九 一	年 〇 四
清水市村松に製粉精麥工場を建築し、製粉事業を開始し、次で製麵、精麥事業を開始す(一月) 本會々長榎葉忠藏氏辭任し、理事高林兵衛氏會長に選任(二月) 製紙原料の三極、楮、雁皮及織物原料の原麻集荷を開始 第十三回通常總會を開會、財産目録其の他を承認し、定款變更、役員改選を行ひ、顧問推薦を決し、前會長榎葉忠藏氏を顧問に推薦す(九月) 縣産青聯を再編成し、農村協同體建設同盟静岡地方支部を結成(十月)	八月小林商相蘭印特派大使として出張十一月歸朝す、後任使節芳澤謙吉氏 民政黨、農民組合解散す(八月) 全購聯、全販聯、日柑聯解散し、新たに全國購買販賣組合聯合會を設立す(九月) 日獨伊三國同盟成立し、大詔を漢發さる(九月) 日佛印協定成立(九月) 大政翼贊會發會(十月) 産業組合法改正施行規則公布、十二月より實施(十一月) 汪精衛氏を國民政府主席に推戴(十一月)
泰國、佛印國境紛争より交戰、我國調停し、停戰協定成る(一月) 小濱縣知事休職、藤岡長敏氏新任(一月) 農地等管理令公布(二月) 三月出發獨伊ソ聯を訪問して松岡外相は四月歸朝す 日ソ中立條約成立(四月) 生活必需品統制令、蠶絲業統制法施行令公布(四月) 日佛印經濟協定成立(五月) 第二次近衛内閣總辭職、第三次近衛内閣成立す(六月) 日佛印共同防衛協定成立(七月) 蘭印、米、加、英國日本資産を凍結し、比律賓も追隨	

昭和十七年	臨時總會を開會して縣信聯と合併を可決し、新定款作成者を選任す(七月)
昭和十六年	以上の定款に依り新たに保證責任静岡縣信用販賣購買利用組合聯合會を設立す(七月)
昭和十四年	薪、食鳥、畜牛、桑皮取扱を開始し、青果配給統制規則、諸類統制規則に依り一般の青果、甘藷類の取扱を中止す
	縣産業組合課廢止(六月)
	獨ソ開戦、米英の對日資産凍結に對處し、物資動員計畫、交通電力動員計畫、對滿支貿易計畫、資金統制計畫、緊急食糧對策等發表さる
	(七月) 青果物配給統制規則實施、金屬類特別回收令公布(八月)

編纂を終りて

瀧 恭 三

- 一、本書の編纂を高林會長より委嘱されたのは昭和十七年十月であつた。當時私は本會に關しては、昭和十一年の對茶市場紛争の外毫も知る所が無かつた。
- 一、私は先づ保存された本會の書類に依つて勉強したが、本會の如き事業團體は事業に關する數字以外に、其の經緯、經過等を知るべき書類が少い上に、私には如何なる書類が保存されてゐるかも判らなかつた。
- 一、従つて是等の大要を呑込む迄に日子を要し、大體の順序を定めて執筆し始めたのは本年に入つてからだつた。最初六百頁を目標として編纂したが、印刷の不便と、農業團體統合により、能ふ限り紙数を減じて印刷を促進する要を生じ、極力是を壓縮した。
- 一、そして一方には本會の進展、事業の經緯等を詳かにする爲に、新聞、産業組合通信等に依つて、主なる事業進出に關する委曲を輯めた、第九章がそれである。更に本會役員、職員諸氏の談話、座談會記事を以て、本會の方針、事業進捗の苦心等を傳へた、それが第十章である。
- 一、題簽は専務理事望月儀一氏の揮毫を煩はした。
- 一、元役員中松永安衛氏の寫眞は遂に入手する能はざりし爲、掲載することが出来なかつた。
- 一、私が本書編纂中特に感じたことは、本會の方針として職員に青年を採り、是を導くに軍隊式の訓練と家族的の和親とを以てした。本會の歩いた道には荆棘が多かつたにも拘らず、是等の職員は敢然として突進して、荆棘を伐り拓き、終に本會の中

堅として、組合員の味方として、克く本會の使命を遂行し、目的を達成したことである。
一、斯くの如くにして編纂を終へたけれども、知らずして記述を遺漏し、記述して缺陷の多からんことを恐れる。只こゝに役職
員各位の援助に依つて、是を完了するを得たことを深く拜謝する。

昭和十八年八月

昭和十八年十一月一日印刷
昭和十八年十二月五日發行

〔静岡縣購聯史〕

非賣品

編輯者	静岡縣静岡市鷹匠町三丁目三〇 瀧 恭 三
發行者	静岡縣濱名郡秋志村有玉五四四二 高 林 兵 衛
印刷者	静岡縣濱松市元城町一七三 高 田 壬 午 郎 <small>(中野五五)</small>
印刷所	静岡縣濱松市元城町一七三 株式會社開明堂
發行所	静岡縣濱名郡秋志村有玉五四四二 高 林 兵 衛

075
86

終